

博士学位申請論文

朝鮮戦争参戦少年兵をめぐる
現代韓国の記念と記憶の様相

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科
グローバル・スタディーズ専攻 博士課程（後期課程）

安昭炫

(1418181201)

2021年11月

Contents

| | |
|---|----|
| 序章 | 1 |
| 第1節 研究の背景と問題の所在：歴史上の学徒兵と記憶の中の学徒兵 | 1 |
| 第2節 先行研究の検討 | 4 |
| 1) 朝鮮戦争に関する戦争史、報勲研究 | 4 |
| 2) 朝鮮戦争時の抑圧と国家暴力に対する対抗記憶と人道主義の観点 | 6 |
| 第3節 理論的観点及び概念の定義の検討 | 7 |
| 1) 記憶という観点 | 7 |
| 2) 少年兵という概念の定義 | 8 |
| 第4節 研究の課題と論文の構成 | 10 |
| 第1章 世界史の中の少年兵の動員と禁止 | 12 |
| 第1節 20世紀の大規模戦争の中の子どもの戦争動員 | 13 |
| 1) 民族と国家の英雄としての子どもたち | 13 |
| 2) 制度化された自発性と子どもの戦争動員 | 18 |
| 第2節 現代世界の中の子どもの戦争動員 | 24 |
| 1) グローバルな人権問題としての子ども兵 (child soldier) | 24 |
| 2) 国際人道法における子どもの人権保護 | 26 |
| 小結—子どもの戦争動員を区別するものとしての記念 | 27 |
| 第2章 朝鮮戦争における少年兵の戦争動員 | 30 |
| 第1節 青少年の戦争動員と言説の内面化 | 32 |
| 1) 植民地期の学徒動員：「臣民」になる | 32 |
| 2) 「学兵」の言説：記憶の断絶の継承 | 36 |
| 第2節 少年兵の形成と帰還 | 39 |
| 1) 日常から戦場へ導かれる動員 | 39 |

| | |
|--|----|
| 2) 戦場から日常に戻る道 | 43 |
| 第3節 戦争後の記憶の集束 | 45 |
| 1) 大韓学徒義勇軍同志会の結成 | 45 |
| 2) 制度としての「学徒義勇軍」 | 47 |
| 3) 「学徒義勇軍」への記憶の集束 | 49 |
| 小結 | 52 |
| 第3章 朝鮮戦争参戦少年兵同志会が想起させた記憶 | 54 |
| 第1節 1990年代韓国の民主化とグローバル化の地形 | 55 |
| 1) 国家の民主化の記憶と地方自治による地方の記憶 | 55 |
| 2) 韓国国内における国際問題としての子ども兵の報道 | 56 |
| 第2節 少年兵参戦者の国家の承認をめぐる交渉活動 | 58 |
| 1) 区別と記念：学徒義勇軍との区別と「少年兵」記念の開始 | 58 |
| 2) 待遇と名誉：国家の承認をめぐる競争と国家有功者への昇格要請 | 60 |
| 3) 実態の証明：国防部による研究書公刊と公式記憶への編入 | 62 |
| 4) 人権問題と補償：憲法裁判所への訴願提出 | 62 |
| 第3節 少年兵参戦者のアイデンティティとその分析 | 66 |
| 1) 参戦勇士 | 66 |
| 2) 承認をめぐる競争から派生したアイデンティティ | 68 |
| 3) 子ども兵動員の被害者 | 70 |
| 小結—「犠牲」が示す「少年兵」の両面性 | 73 |
| 第4章 記念館のなかの少年兵 | 75 |
| 第1節 韓国の少年兵参戦に対する追悼と記念の変遷及び記念館の設立 | 76 |
| 1) 少年兵参戦者の追悼と記念の変遷 | 76 |
| 2) 少年兵を記念する4つの記念館の概要 | 79 |
| 第2節 記念館が語る少年兵 | 84 |

| | |
|--|-----|
| 1) 朝鮮戦争についての叙述..... | 84 |
| 2) 少年兵についての叙述..... | 88 |
| 第3節 少年兵記念館が記念するもの..... | 93 |
| 1) 少年兵参戦者同志の追悼..... | 93 |
| 2) 少年兵記念館の機能..... | 101 |
| 3) 子どもの戦争動員が「記念」されることの意味と記念館が語らないこと..... | 104 |
| 小結..... | 105 |
| 第5章 公式記憶「学徒兵」への少年兵記憶の統合..... | 107 |
| 一映画「戦火の中へ」・「長沙里9・15」を通して考える記念一..... | 107 |
| 第1節 朝鮮戦争映画と学徒兵映画の概要..... | 108 |
| 1) 1990年代以後の朝鮮戦争映画..... | 109 |
| 2) 学徒兵映画の登場..... | 110 |
| 第2節 「学徒兵」記念の統合と学徒兵映画が持つ追悼の役割..... | 112 |
| 1) 2010年代以後学徒兵へ収斂される少年兵の記念..... | 112 |
| 2) 学徒兵映画の追悼の場としての再誕生..... | 114 |
| 第3節 映画「戦火の中へ」・「長沙里9・15」が描く学徒兵と戦争記憶..... | 118 |
| 1) 平凡な少年が見せる英雄的姿と犠牲精神..... | 118 |
| 2) 2010年代における朝鮮戦争の再現..... | 120 |
| 3) 国民国家「韓国」の新しい位置づけ..... | 122 |
| 小結一新たに再構成される少年兵..... | 123 |
| 終章..... | 125 |
| 参考文献..... | 1 |

【図】

第4章

【図4-1】 在日学徒義勇軍の太極旗 戦勝記念館の拡大写本

【図4-2】 在日学徒義勇軍の太極旗 戦争記念館の原本

【図4-3】 絵「祖国のために何をしたか」 戦勝記念館のモノクロ複製

【図4-4】 絵「祖国のために何をしたか」 学徒兵記念館のカラー複製

【図4-5】 戦没学徒忠魂塔

【図4-6】 献呈詩「戦没学徒義勇兵へ」 戦勝記念館の紹介

【図4-7】 献呈詩「戦没学徒義勇兵へ」 学徒兵記念館の紹介

序章

第1節 研究の背景と問題の所在：歴史上の学徒兵と記憶の中の学徒兵

2020年は朝鮮戦争70周年を記念する年だった。戦争勃発の日である6月25日を想起する記念行事は1周年の1951年から始まったが、40周年頃からの記念はとりわけ戦後世代を意識した記念という特徴を持つようになった。戦争勃発40周年を前にした1989年には「戦争記念事業会」が組織され、戦争を経験した世代が国民の20%に満たないという危機意識により「歴史を体系的に理解することができる記念館」の設立が企画された¹。

後代に歴史を伝えるという目的意識による朝鮮戦争記念において、学徒兵の記念は独特な位置を占めていると考えられる。停戦協定から間もない1957年に、「憂国愛族の誠心」から志願して「共産侵略の危機を死をもって守り抜いた」と記念された後の学徒兵は、地方の記念の場と新聞記事において取り上げられたものの、中央政府の朝鮮戦争記念の場では単独の記念行事が開かれることがなかった²。

その後、学徒兵という言葉は、2010年の朝鮮戦争第60周年記念式において、大統領の記念辞の中で具体的な描写とともに登場した。当時の李明博大統領は記念辞において、「二十歳にも達していないある学徒兵は陣地にひれ伏して母親にこのような文章を残しました。「母さん！もしかしたら僕は今日死ぬかもしれませんが。しかし僕は必ず生きて帰ります」と述べた³。大統領記念辞に引用されたのは、浦項戦鬪で戦死した、当時中学3年生である故李佑根生徒の「母への手紙」の文章である。浦項は学徒兵の戦死者がもっとも多かった地域で、学徒兵記念の代表的な地域と言える。母への手紙も、学徒兵の心情を代表する文章として知られてきた。そして、60周年記念式以後、学徒兵は朝鮮戦争記念においてしばしば取り上げられるようになった⁴。

¹ 「역사는 미래를 밝히는 햇불 - 한국전쟁기념사업회 창립축하 만찬연설」 『노태우대통령연설문집』 제1권、1989년。参照：행정안전부 대통령기록관

(https://www.pa.go.kr/research/contents/speech/index.jsp?spMode=view&artid=1307378&catid=c_pa02062)
(閲覧：2021年9月30日)

² 이승만 「전몰학도 충훈탑 제막식에 추도사」 『대통령이승만박사담화집』 3권、공보실、1959년。

³ 「6・25전쟁 제60주년 연설」 2010年6月25日付。参照：행정안전부 대통령기록관
(<https://www.pa.go.kr/research/contents/speech/index.jsp>) (閲覧：2021年9月30日)

⁴ 2015年の65周年記念参戦有功者慰劳宴における大統領記念辞では「幼い年齢に死地へ飛び込んだ軍番なき学徒

学徒兵とは、後述するように、学生の身分の参戦者を意味する。学徒兵に対する想起は、1990年代にもっとも盛んに行われ、回顧録の出版と学術研究が始まり、自発的な参戦行為が韓国の戦争史と軍事史において評価された。学徒兵の存在は朝鮮戦争当時「募兵」の観点においては、徴兵忌避の風潮に対する模範的な事例であった。大学生は兵役の猶予対象であり、在日学徒義勇軍は日本で生まれたので兵役の義務がなかったが、どちらも志願して戦争に参戦していたのである。

一方、1996年に結成された「6・25参戦少年兵同志会」は、学徒兵ではなく少年兵と呼び、朝鮮戦争における子どもの戦争動員という観点を示した⁵。徴兵の対象年齢でもないのに徴集され、休戦協定後にも約4年乃至8年間服務した経験を、国際人道法上の子どもの戦争動員の問題として考えたのである。参戦勇士でありながら自らを少年兵動員の被害者として名乗る意識は、国家に対して相応の補償と待遇を要求する参戦勇士の交渉道具としての言葉であった。同時に、「学徒兵」という用語に薄っすらと隠れている国民国家の論理を指摘するものでもある。

おそらく、そもそも「参戦勇士」である学徒兵を「少年兵」と名指すことが適切なものなのかについて、疑問も生まれるであろう。韓国社会では、この不可侵の領域に入ってしまった尊い「護国英霊」に対して、人権という、国家にとって不都合な物差しを当てるのが躊躇われているからではないだろうか。「少年兵の動員」という問題提起は、いわば、歴史が語らなかった「死角」が自ら語りだしたことである⁶。

上述したように、現代の韓国で想起される学徒兵は二十歳未満で、「幼い年齢」、「少年の体」という表現のように、未成年者としてイメージされる。記録によると、学徒兵の公式名称としての学徒義勇軍として活動した人員は約30万人で、そのうち約3万人が戦闘員として参戦し、約27万人が後方支援に当たった⁷。さらに、朝鮮戦争当時に満18歳未満だった参戦者は約3万人として把握されている⁸。ここで、幼い少年のイメージに学徒兵の代表性を持たせることには無理があると思われる。しかし、集合的記憶とは過去を現代の観点から再構

兵」、2017年の67周年記念式における国務総理記念辞でも「少年の体で戦線に飛び込んだ大勢の学徒兵たち」として記念された。参照：「6.25전쟁 제65주년 국군 및 UN군 참전유공자 위로연」2015年6月23日付。행정안전부 대통령기록관

(https://www.pa.go.kr/research/contents/speech/index.jsp?spMode=view&artid=1400314&catid=c_pa02062)

；「제67주년 6.25전쟁 기념식 기념사」2017年6月25日付。국무조정실 국무총리비서실 공보실

(<https://www.opm.go.kr/flexer/view.do?ftype=hwp&attachNo=79678>)（閲覧：2021年9月30日）

⁵ 「6・25参戦少年兵同志会」の詳細は第3章を参照のこと。

⁶ 板垣竜太、鄭智泳、岩崎稔編『東アジアの記憶の場』東京：河出書房新社、2011年、8頁。

⁷ 국방부군사편찬연구소『6.25전쟁 학도의용군 연구』국방부군사편찬연구소、2012年、56쪽。

⁸ 국방부군사편찬연구소『6.25전쟁 소년병 연구』국방부군사편찬연구소、2011年、107-8쪽。

成したものだというモーリス・アルヴァックスの議論を用いて考えると、現代の韓国で記念される10代の少年の姿の学徒兵は、もはや国民国家の記憶として認識せざるを得ないだろう⁹。

「6・25参戦少年兵同志会」が提示した少年兵という存在を語る時も、まず年齢の問題を考えざるを得ない。少年兵は、現代の国際人道法の規範においては満18歳未満で敵対行為に動員された子どもの兵士を意味する。18歳という年齢は、兵役制度という制度的年齢と成年という文化的規範における年齢の問題と密接に関わる。そして国家によっては成人になる年齢が異なる場合がある。14歳で結婚が可能だと考える文化圏もある。兵役制度も一般的に18歳から20歳を基準に徴兵または募兵の対象を決める。しかし軍人を養成する兵学校のような教育課程を設けている国では14歳から16歳の子どもを対象に生徒を募集し、高等学校課程の傍ら予備軍人として育て、卒業後は士官、将校に任官できるように制度を設けている。まともな募兵制度を施行できない内戦、紛争中の地域では、年齢規定に関係なく子どもを動員している。20世紀の大きな戦争では徴兵制が存在しているのとは別途に徴兵適齢未満の子どもが常に参戦していた。すなわち、少年兵は制度の未整備と並行して存在しており、何よりも兵役制度の影の一面に存在してきた。

子どもの人道の問題として子どもの戦争動員が挙げられたことで、国際連合の「子どもの権利条約」の選択議定書は18歳未満の子どもの武力紛争への動員を禁止し、「国際刑事裁判所ローマ規定」は15歳未満の子どもの戦争動員を戦争犯罪として規定した¹⁰。国際法の法理上、法律が遡及して適用されないために、法の制定と条約の締結が行われる以前の20世紀の大規模戦争で発見されている少年兵の存在は糾弾の対象にはならなかった。

そこで本論文は、歴史的記録としての学徒義勇軍¹¹や、現代韓国の記念としての学徒兵でもなく、国際法が禁止する子ども兵でもなく、記憶によって蘇り近代国民国家の歴史叙述に亀裂をもたらした存在としての「少年兵」という観点から、朝鮮戦争参戦「少年兵」の実態と記念を検討する。そして、朝鮮戦争に参戦した少年兵を世界史の中で現れた少年兵の動員の系譜に位置づけつつ、少年兵が置かれている「曖昧な狭間」に注目する。この「曖昧さ」は参戦者と戦争の被害者を明確に区分できないことからくる曖昧さである。

⁹ Maurice Halbwachs, edited, translated by Lewis A. Coser, *On collective memory*, Chicago: University of Chicago Press, 1992, pp.33-4.

¹⁰ 「児童の権利に関する条約」の「武力紛争への子どもの関与に関する条約の選択議定書」（参照：外務省ホームページ「児童の権利条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）と「国際刑事裁判所に関するローマ規定」（参照：外務省ホームページ「国際刑事裁判所（ICC）関連条約及び法律」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/law.html>）を参照。（閲覧：2021年8月23日）

¹¹ 朝鮮戦争に参戦した学徒兵に対して、1957年の兵役法によって規定された用語。詳細は第2章を参照。

極端な暴力の事例が代表性を持つと、それに至らなかった多数の暴力による加害—被害の構図をすべて被害者として位置づけることが容易になる。これは極端な暴力にはならなかったけれど、十分に暴力的な‘中範囲’〔中間の範囲—筆者〕を見せてはくれない¹²。

「中範囲」の暴力が暴力として映らないのは、最も極端な暴力が、中間の範囲の暴力さえ穏健なものに認識させるためだと考えられる。であれば、朝鮮戦争参戦少年兵の置かれている「曖昧な狭間」は、少年兵の強制的な徴集の事例だけが暴力として認識され、国家のために自発的な参戦の事例を「中範囲」に位置付けることで暴力として認識させない領域ではないかと考えられる。

現代の子ども兵についても、暴力的な動員による紛争地域の子ども兵の事例があり、それは許されない行為として国際的な合意がなされている。しかし暴力を用いることまでには至らないが一定の部分で強制的な形の動員、または自発的なものと考えられる制度化された動員を、許容範囲内に位置づけているのではないか。自発的に参戦すれば、国を守るためなら、子どもの戦争動員が「納得」させられるようになってしまうのではないか。

朝鮮戦争で少年兵を動員したことに対する倫理的な是非を問うためのものではない。本論文は子どもの戦争動員については批判的な立場に立ちつつも、参戦勇士の国家のための犠牲と戦争記念という領域を超えて、その少年兵という存在を語る必要性を提起することから始める。

第2節 先行研究の検討

1) 朝鮮戦争に関する戦争史、報勲研究

本論文は朝鮮戦争に関わり、巻き込まれた人々の中でも、参戦者として関わった少年兵の実態と今日における記念に注目している。過去の実態としての少年兵研究は朝鮮戦争史と報勲研究の領域でなされており、学徒義勇軍と少年志願兵という用語によって区分されてきた。

学徒義勇軍に関して初めて記録として整理された書物は、1975年の『3師団学徒義勇軍』である。朝鮮戦争当時第3師団に所属された学徒兵中隊を率いた将校の一人である南相瑄が

¹² 「D.P'가 군필 남성의 자기연민을 위한 땀감이 되지 않으려면…」 『경향신문』 2021.9.10.
(<https://m.khan.co.kr/national/national-general/article/202109101622005>) (閲覧：2021.9.10.)

学徒義勇軍が組織された経緯と参加した戦闘をまとめた¹³。しかしこれに関する追加的な記録や研究は行われなかった。

その後、1990年代の初めに戦友会や個人による学徒義勇軍の参戦記録集が刊行され始めた¹⁴。個人や団体の記録の出版とともに、政府の次元でも学徒義勇軍に関する研究がなされた。1994年に陸軍本部は、学徒義勇軍として参戦した個人と戦友会の資料と証言を集めて、部隊ごとの参戦経験を体系的に整理した、初めての研究書『韓国戦争時学徒義勇軍』を公刊した¹⁵。同研究は「韓国戦争史の不十分な分野を補完し、「学徒義勇軍」の名を高める」ことに貢献した¹⁶。しかし同研究は、朝鮮戦争当時の韓国の国防は学生が参戦しなければならなかったかという問題意識をもって学生の参戦を見つめているが、当時の兵員確保体制にその原因を見出そうとする一国史の観点、戦争史の観点にとどまっている。

その後の学徒義勇軍に関する研究は、陸軍本部の研究書に基づきながら、追加的な証言と資料を確保して研究の領域を拡大した¹⁷。そしてこれらの研究成果を受け、2012年国防部軍史編纂研究所から刊行された『6・25戦争学徒義勇軍研究』は、従来の学徒義勇軍研究を網羅しつつ、学徒義勇軍の活動を戦争の時期別、地域別、団体別に整理しただけでなく、停戦協定後から現代に至るまで学徒義勇軍に関する団体の活動を追跡した。同研究には、1990年代になって存在を主張した徴兵適齢未満の正規軍の出身である少年志願兵に対して「広義の学徒義勇軍」と定義する試みが含まれた¹⁸。これに加え、地域史の発掘の観点からの学徒義勇軍研究も一部なされたが、これも一国史の中で意味を見出すことにとどまった¹⁹。

少年志願兵に対しては報勲研究の観点からの検討がなされた。2005年に初めて学術研究が発表され、学徒義勇軍と区分される正規軍としての経験を整理したが、その事例は自発的な志願の例に限られた²⁰。徴兵の対象ではない少年の戦争動員に対する人権の侵害を検討し

¹³ 남상선 『학도의용군』 대한민국재향군인회, 1975년.

¹⁴ 웅진학도유격부대전우회 『학도유격부대 전사』 명성출판사, 1992년. ; 박경석 『서울학도의용군』 서문당, 1995년. など.

¹⁵ 육군본부군사연구실 편 『한국전쟁시 학도의용군』 육군본부, 1994년.

¹⁶ 同書, 2쪽.

¹⁷ 손규석 「학도의용군 활동유형 분석」 『한국전쟁사의 새로운 연구』 2권, 국방부군사편찬연구소, 2002년. ; 이내주 「재일학도의용군의 참전과 활동」 국가보훈처 편 『나라사랑 국가수호정신 학술논문집 I』 국가보훈처, 2005년, 47-90쪽.

¹⁸ 국방부군사편찬연구소 『6.25전쟁 학도의용군 연구』 국방부군사편찬연구소, 2012년. 국방부군사편찬연구소 『6.25전쟁 학도의용군 자료집』 국방부군사편찬연구소, 2012년.

¹⁹ 손경호 「6・25전쟁기 인천지구 학도의용군의 조직과 활동」 『군사』 87권, 2013년, 25-51쪽. ; 오일환, 정경환 「전남지역 학도병의 의의와 호국정신 함양」 『통일전략』 17권4호, 2017년, 137-168쪽.

²⁰ 박동찬 「소년 지원병의 참전과 활동」 국가보훈처 편 『나라사랑 국가수호정신 학술논문집 I』 국가보훈처, 2005년, 91-130쪽.

たユ・ヨンオクの研究は、人権侵害と補償と名誉の回復の解決策として国家有功者の待遇を主張し、「国家への貢献」という観点にとどまっている²¹。

そして、2011年に国防部軍史編纂研究所から公刊された『6・25戦争 少年兵研究』は、既存の研究を継承しつつ、膨大な聞き取り作業に基づき少年志願兵の参戦動機と戦闘の経験を体系的に整理した。しかし、徴兵適齢未満の少年の戦争動員の過程で存在した強制性に対して、当時子どもの保護の観点が足りなかったことを認めながらも、国家安保の価値を優位に設定している限界がある。

以上の研究は、学徒義勇軍と呼べる対象の範囲を設定することと、学徒義勇軍に対する意義を発掘したことに集中しており、1990年代から2000年代にかけての戦争史における参戦者の実態の確保と報勳の対象者を把握する作業に貢献した。しかし以上の研究は、学徒義勇軍を韓国の民族的精神の継承として歴史的に位置づけていながらも、植民地期の負の遺産としてのアジア太平洋戦争期の学生・生徒に対する動員体制の影響は検討していない。

また、朝鮮戦争に関する軍事史的観点から、研究の空白を埋めることに注力しており、学生と少年という年齢層の戦争動員という、人道主義観点からの問題意識を表していながらも国家と安保の論理に帰結したという限界がある。

2) 朝鮮戦争時の抑圧と国家暴力に対する対抗記憶と人道主義の観点

以上で検討した研究は、朝鮮戦争を一国史の観点から国防、参戦者、軍事史を整理する研究である。これは冷戦の対立構図と脈絡をともにし、北朝鮮の「奇襲南侵」と、ソ連と中国という共産主義陣営の戦争勃発に対する責任を追及すると同時に、自由主義陣営の参戦の意義を検討することが主となっている。

ところで、アメリカの公文書や戦争中の鹵獲文書以外に、脱冷戦後にロシアと中国で公開された史資料をもってなされた新しい研究の傾向は、朝鮮戦争を実証的に検討しようとするものとなった²²。さらに、韓国の民主化以後、戦争を遂行する国家の安全保障という名によ

²¹ 유영옥 「'6.25참전 소년지원병'의 국가유공자로서의 당위성」 『한국보훈논총』 5권1호, 2006년, 9-53쪽.

²² 和田春樹『朝鮮戦争』東京：岩波書店、1995年。；和田春樹『朝鮮戦争全史』東京：岩波書店、2002年。；ブルース・カミングス著、鄭敬謨、林哲、加地永都子訳『朝鮮戦争の起源—解放と南北分断体制の出現、1945年—1947年』東京：明石書店、2012年。（原著：Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1981.）；『朝鮮戦争の起源—「革命的」内戦とアメリカの覇権、1947年—1950年』上・下、東京：明石書店、2012年。（原著：Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War: The Roaring of the Cataract 1947-1950*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1990.）；박명림『한국전쟁의 발발과 기원 1—결정과 발발』서울: 나남출판, 1996년。；『한국전쟁의 발발과 기원 2—기원과 원인』서울: 나남출판, 1996년。；朴明林『戦争と平和：朝鮮半島1950』

って黙認されてきた抑圧と暴力の経験が注目を浴びる中で、分断と戦争下の民間人に対する虐殺と占領下の暴力が究明された²³。

しかし、戦争下の暴力の被害者を扱う研究は、その対象が民間人に集中しており、参戦者、とりわけ少年兵を戦争の被害者として検討するには限界があった²⁴。ただ、在日学徒義勇軍に関しては、ディアスポラとしての在日朝鮮人が国民国家の必要によって包摂された事例として分析した研究が注目される²⁵。いわゆる「韓国籍」の学徒義勇軍あるいは少年志願兵の研究においては、世界史における少年兵動員の観点及び人権の観点から問題を提起した研究はなされていない。

第3節 理論的観点及び概念の定義の検討

1) 記憶という観点

朝鮮戦争に参戦した少年兵とは何だったかを理解するために、公文書や法制度が定義するような少年兵では説明し切れない部分を確認する必要がある。その手掛かりとして、記憶をめぐる問題の研究を検討したい。記憶の問題に関する研究は、過去の事実をそのまま復元することではなく、過去に対する事柄が現代に復元されることの政治的意味を問う。歴史叙述の限界としてしばしば指摘されてきたのは、歴史が国民国家と支配者側の意図によって選択と忘却を経た公式記憶に他ならないということである。

ピエール・ノラは、『記憶の場』という壮大な論文集の編纂を通して、過去にあった事柄がなぜ起こり、如何に展開されたか、という疑問を文書史料によって解き明かす歴史学に対する批判的視座から、その「場」を介してよみがえる記憶へと領域を拡大した。ノラは記憶を「長く潜伏したいたかと思えば突然蘇りもする」変化性のあるものととらえる。そのような記憶は、歴史にとって「つねに怪しい存在」であり、歴史は記憶を「破壊し抑圧する」ほ

東京：社会評論社、2009年。；정병준 『한국전쟁: 38선 충돌과 전쟁의 형성』 파주: 돌베개, 2006년, 25-68쪽。

²³ 金東椿著、金美恵他訳 『朝鮮戦争の社会史：避難・占領・虐殺』 東京：平凡社、2008年。（原著：김동춘 『전쟁과 사회: 우리에게 한국전쟁은 무엇이었나?』 서울: 돌베개, 2000년。）

²⁴ 分断と戦争による暴力的な国民づくりの結果として「暴力をふるう側」あるいは「参戦者」を解釈した観点について、藤井たけしの研究（「돌아온 '국민'- 제대군인들의 전후-」 『역사연구』 14권, 2004년, 255-295쪽。）を参照。

²⁵ 김태식 「한국의 내셔널리즘과 제일학도의용군의 표상」 정근식, 나오노 아키코 편 『기억과 표상으로 보는 동아시아의 20세기』 경인문화사, 2013년, 쪽。

うへと構築される²⁶。記憶は集団から形成され、そこに想像による象徴が与えられたり、儀礼の対象となることによって「記憶の場 (lieux de memoire) 」が形成される²⁷。

国民国家を構築する記憶は、「国民的」でないものの「忘却」とともに形成される²⁸。その「国民的」なるものの表象として、ベネディクト・アンダーソンは「無名戦士の墓と碑」を挙げた²⁹。からっぽの記念碑に満ちるのは「国民的想像力」で、そこで国民は記憶を再構成し共有する共同体となる。

そして、「記憶の外」に追いやられたものとしての「植民地をめぐる要素」³⁰が、韓国という国民国家の形成に部分的に関わっていることを視野に入れつつ、「国民的」でないために忘却された記憶としての少年兵を、本論文で検討したい。

2) 少年兵という概念の定義

本論文では、学徒兵という用語より少年兵という用語を用いて朝鮮戦争の参戦の実態と現代における記念の在り様、そして記憶のされ方を論じていきたい。

これは本論文の問題意識が一国史に限定されるものではなく、世界史の中の子どもの戦争動員という脈絡から朝鮮戦争参戦少年兵を論じるためである。学徒義勇軍と少年志願兵という用語は、韓国の徴兵制と報勳政策によって考慮された定義である。

学徒義勇軍の定義において「現在国家報勳処から認められ活動している学徒義勇軍団体の会員の中には、参戦当時に学生の身分ではなかった人もいれば、参戦当時学生の身分だったけれどすぐ認識番号³¹が与えられ正規軍に編入された人も含まれているからである」という範囲設定の難点が指摘される。

また、学徒義勇軍として認められる活動時期は「6・25戦争が開戦した時点から1951年3月16日李承晩大統領の‘学生学校復帰指示談話’によって国防部政訓工作隊等が実際解散した1951年4月まで」という約10ヶ月という、朝鮮戦争初期に限定されている。そして対象となる人は「戦争勃発当時学生の身分を維持していた者の中から、本人の意思によって自発的に

²⁶ ピエール・ノラ「序論 記憶と歴史のはざまに」ピエール・ノラ編、谷川稔監訳『記憶の場—フランス国民意識の文化—社会史 1 対立』東京：岩波書店、2002年、31-32頁。

²⁷ ピエール・ノラ、上掲書、48頁。

²⁸ 板垣竜太、鄭智泳、岩崎稔編『東アジアの記憶の場』、15頁。

²⁹ ベネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳『想像の共同体—ナショナリズムの期限と流行』東京：書籍工房早山、2007年、32頁。

³⁰ 板垣竜太、鄭智泳、岩崎稔編『東アジアの記憶の場』、16頁。

³¹ 認識番号 (military service numbers) は、軍隊において兵士個人を識別するための番号である。

志願した者の中で、軍番が与えられずに活動した者」であり、あくまで自発的に参戦した義勇兵に限られる。

そして、学徒義勇軍の具体的な活動は、「韓半島の全域において、共産軍を相手として戦闘(正規及び非正規)に参加したり、後方での共匪掃討及び治安維持、我が軍に対する看護活動、前・後方での宣撫工作等に参加することで、軍と警察の業務を手伝った個別の学生または団体を意味する」とされる³²。

学徒義勇軍は英語で「student volunteers」と表記されており、「軍」や「兵」という字を入れなかったことが目立つ。また、学徒義勇軍という名称は朝鮮戦争当時の在日学徒義勇軍が初めて使用し、韓国人の学生たちは学徒隊、学徒義勇隊、学徒兵など様々な呼び方をしていた。

学徒義勇軍は1957年の「改正兵役法」において初めて正式に定義され、戦争当時は学徒隊、学徒義勇隊、学徒兵、学兵と、色んな言葉で呼ばれていたことが確認されている。さらに義勇軍だけでなく、学生の身分で参戦し軍人になった人も学徒兵と呼ばれていた。一例として、1951年江原道にある太白中学校の生徒たちが集団で志願入隊をし、その6カ月後正規軍になったが、今も太白中学徒兵と呼ばれ記念されている³³。

この学徒義勇軍は、純粋なものと同義のものに分けられる。軍編の研究報告書はそれぞれを「純粋な学徒義勇軍」と「広義の学徒義勇軍」とも定義している。純粋な学徒義勇軍は義勇軍として参戦し最後まで義勇軍だった集団を意味し、広義の学徒義勇軍は義勇軍として参戦し途中から軍入隊をして軍人になった集団を意味する。

一方、少年兵参戦者は自らを「広義の学徒義勇軍」ではなく軍人であり、入隊時の年齢が18歳未満であったことから「少年兵」あるいは「少年志願兵」であると主張した。これは国際的に定義されている「子ども兵」の定義を援用したものである³⁴。

少年志願兵は比較的最近定義された参戦者集団である。軍編による研究書『6・25戦争少年兵研究』(以下、『少年兵研究』)は朝鮮戦争に参戦した少年兵を「戦争が勃発した後軍番を与えられた正規軍で、学籍の所有を問わず満17歳以下の年齢で祖国守護のために前後方で勤務し、一定の期間の服務を完遂(傷痕を含む)したことにより除隊した者」と定義している³⁵。

学徒兵は、一般に学生・生徒の身分の義勇兵を指す言葉である。学徒は、国民国家の規律

³² 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2012年, 6쪽, 15-6쪽.

³³ 육군본부, 前掲書, 17-8쪽. ; 태백중학도병기념관 제1전시실 「펜 대신 총을 든 태백학도병」 (2019.12.11.訪問)

³⁴ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2012年, 317쪽. ; 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011年, 183쪽.

³⁵ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011年, 106쪽.

と歴史を教育する学校という機関に所属され、「理性的」な思考をすることを前提とされる。学生は、その選択が主体的なものとして受け取られ、学徒兵への「志願」に対する批判点を見出しにくくする。

第1節で触れたように少年兵という用語は、法制度によって証明されるものでもなく、語ることによって存在する「記憶としての少年兵」である。本論文における「少年兵」は、近代国民国家の記憶を超えるものであり、忘却され、あるいは無視されていた存在として、「子ども兵」のような現代の国際人道法上の子どもの人権問題に連携し、歴史上で使用されてきた言葉である。本論文は、この「少年兵」を、一国史の観点にとどまらない問題意識に近づくことのできる言葉として用いる。

第4節 研究の課題と論文の構成

先行研究の成果と問題点を認識し、上記理論的な検討を踏まえた上で、本論文では五つの章に対する五つの問いを設定している。

第1章は、まず、20世紀前半の大規模戦争において少年兵の動員がどのように展開され、20世紀後半から国際人道法上の問題として子ども兵が取り上げられた過程はどのように展開されたか、という問いを提示する。これに加えて、過去の歴史とされているの少年兵と現代の人権懸案としての子ども兵に有意味な違いがあるのか、あるとすれば何かを問う。第1次世界大戦、第2次世界大戦とアジア太平洋戦争における少年兵の動員の様子を検討することで、朝鮮戦争参戦少年兵の動員につながる類似点を捉える。さらに、朝鮮戦争参戦少年兵についての現代韓国の記念と、少年兵当事者の人権という観点からの問題提起を考える背景として、現代の子ども兵の戦争動員の現状と、動員の禁止をめぐる国際的な動きにおいても検討する。現代の子ども兵の現状を整理し、国際機構を中心に触発された国際人道法における子どもの保護と権利の保障を検討する。

第2章は、朝鮮戦争当時の少年兵が実際どのような参戦経験を持っており、戦争直後の韓国社会では彼らの参戦をどのように位置づけたか、という問いから始まる。学徒義勇軍の中でも中高生以下の参戦者と少年志願兵の参戦経験を整理し、戦争直後の記念の場においてどのように記念され始めたかを検討する。まず韓国の歴史における前史としての植民地期の学徒動員と動員の言説を検討する。また、朝鮮戦争当時学徒と少年がどのような経緯で参戦を決心し、戦場では何を経験し、如何にして日常に戻ることができたかをたどる。さらに、停戦協定直後制度として確立した学徒義勇軍の定義と、学徒義勇軍同志会という団体の結成による学生と少年の参戦に対する記念の様子を検討する。

第3章では、1990年代になって改めて自らを少年兵と名乗り出した参戦者たちが、なぜ団体を組織して活動を始めたのか、そして彼らが学徒兵との区分を通して国家に対して求めようとしたものは何かについて考える。また、少年兵参戦者から確認される特徴についても考える。1990年代以後の朝鮮戦争参戦学徒兵の記念に少年志願兵の記念を新しく加えた「6・25参戦少年兵同志会」の意味と、活動の限界を検討する。「少年兵」として初めて問題を提起した少年兵同志会は、国家の承認のために活動を始め、公的記憶に自らの存在が編入された後は人権問題としての少年兵問題を提起した。このような少年兵参戦者の活動やインタビューでの語りから全般的にみられる特徴を抽出、分析して検討する。

第4章は、現代韓国の記念館は朝鮮戦争参戦少年兵をどのように語っており、少年兵にとって記念館という空間とその展示の内容が持つ意味は何か、という問いをもって検討する。少年兵の参戦を題材とする三つの記念館—学徒義勇軍戦勝記念館、太白学徒兵記念館、仁川学生6・25参戦館—と朝鮮戦争の公式記憶をつくる戦争記念館において、少年兵の参戦が語られる様子を検討する。韓国の公式記憶における「学徒義勇軍」と「少年志願兵」は、戦争記念館の展示で最も洗練された形で語られていることを確認する。しかし地方の記念館における、中央によって整えられていない展示からは、公式記憶に表れていない記憶が亀裂をつくっていることを確認する。このような記念館の中で行われている記憶のせめぎ合いを、展示のされ方と説明文の内容を分析して検討する。さらに、記念館同志の展示品の複製と共有を通してなされる、当事者同士の相互確認の作業が、記念館という空間を媒介に行われることを検討する。

第5章では、2010年代以後の韓国で、どのような少年兵記念の統合作業が行われており、学徒兵映画がそれに果たす役割は何なのか、という問いをもって論を展開する。1990年代以後登場した徴兵適齢未満の少年の正規軍としての参戦、強制的徴集、長期服務といった少年兵という対抗記憶が、学生の義勇兵を中心とした学徒兵という公式記憶に吸収されていく2010年代の韓国の少年兵記念を捉える。具体的には、国家の記念の統合作業が行われつつ、同時期に映画による集合記憶の創出がなされる様子とその意味を検討する。少年兵同志会のように人権問題を提起してきた団体は、国家が公式記憶として築いてきた自発的な献身と愛国心の表象である「学徒兵」像からかけ離れている。映画は過去をそのまま映すのではなく、韓国社会の集合記憶が捉える過去の一面を映すということを踏まえて「戦火の中へ」と「長沙里9・15」という二編の学徒兵映画を分析する。朝鮮戦争と学徒兵がえがく学徒兵像と朝鮮戦争の再現を分析することで、韓国という国が朝鮮戦争の歴史を後代にどのように伝えようとし、戦争に動員された少年兵に対して出した暫定的な結論を検討する。

第1章 世界史の中の少年兵の動員と禁止

はじめに

20世紀は少年兵の積極的な利用と禁止の動きが混在した時代である。国家から非国家武装団体に至るまで、子どもは強制的に、また自発的に、軍人軍属として用いられた³⁶。1989年に「児童の権利に関する条約」が国際連合によって採択された以後も、子どもの武力紛争への動員は続いた。国際連合安全保障理事会の事務総長による「子どもと武力紛争」年間報告書は、2019年の1年間で約7700人の子どもが兵士として動員されたと報告した³⁷。子どもが、戦争によってもっとも被害を受ける者として認識されている現代であっても、絶えず子どもの戦争動員は行われている。

ところで、子どもが戦いに出て英雄になる話も、人類の歴史において古くから登場しているもので、決して稀ではない。たとえば、旧約聖書の中のダビデ王は少年の時パレスチナの巨漢に立ち向かい、礮を打って勝利を勝ち取ったと伝えられる。その時のダビデの年齢は13～14歳であったと推測され、彼の勝利はイスラエルの民の勝利として聖書に記録されている³⁸。また、15世紀のフランスの百年戦争において、ジャンヌ・ダルクは13歳のとき天使の幻視を体験し、16歳で国を守るために参戦した。ジャンヌ・ダルクは異端の疑いで宗教裁判にかけられ死刑となったが、後に復権した。彼女はカトリック教会においては聖人、フランスにおいては英雄として称えられた³⁹。このように、幼い英雄が外敵に立ち向かうという叙事は昔から親しまれた。そして、このような戦う幼い英雄は近現代の国家にも受け継がれた。

さて、現代韓国で戦争勇士として記念されている朝鮮戦争参戦「学徒義勇軍」や「少年志願兵」に関する既存の研究は、近代国民国家の戦争に現れた少年兵の動員の歴史との関連性に触れない傾向がある⁴⁰。朝鮮戦争期の学生と少年の参戦は、朝鮮半島の歴史的な精神を継承した特殊な事例として位置づけられる傍ら、近現代の世界史の流れと現代のグローバルな

³⁶ Child Soldiers International, “*Louder than Words : An Agenda for Action to End State Use Child Soldiers.*” London: Child Soldiers International, 2012, pp.1-162.

³⁷ United Nations General Assembly Security Council, “*Children and armed conflict,*” (A/74/845), 2020, p.2.

³⁸ 共同訳聖書実行委員会編『聖書：新共同訳』東京：日本聖書協会、1988年。サムエル記を参照。

³⁹ 藤本ひとみ『ジャンヌ・ダルクの生涯』東京：講談社、2001年。

⁴⁰ ここでは代表的な研究として、 국방부군사편찬연구소編『6.25전쟁 학도의용군연구』(서울: 국방부군사편찬연구소, 2012년) を挙げておきたい。

問題としての子どもの戦争動員とは分離されて考えられてきた。しかし、1990年代以降組織された参戦者団体「6・25少年志願兵同志会」が、朝鮮戦争における18歳未満者の動員を現代の子どもの人権保護の側面から問題提起したことは、韓国の歴史における子どもの愛国的な犠牲を子どもの人権という観点から考える余地を与えた⁴¹。

本章では、これまで韓国の戦争史において特殊な形態として意味づけられてきた朝鮮戦争期の学徒義勇軍と少年志願兵を改めて考える作業として、世界史における子どもの動員がどのようなものであったかのを検討する。また、子どもが戦争に動員される様子を、国家が遂行する戦争に限定せず、現代の非政府組織による子ども兵の武力紛争への利用にまで拡大して検討する。そうすることで、子どもの戦争動員という行為に共通している点を見出し、さらには、歴史上の少年兵と現代の子ども兵を決定的に分けるものとして、記念という要素が機能しているのではないかと問題提起する。

第1節 20世紀の大規模戦争の中の子どもの戦争動員

1) 民族と国家の英雄としての子どもたち

(1) フランス共和国の「子ども英雄 (enfant héros)」と「レジスタンスの若き英雄」

天野知恵子によると、第1次世界大戦期のフランスの子どもたちは、戦争おもちゃで友達同士で戦争ごっこをし、アルファベットも戦争と武器に関する用語で教わったという⁴²。学校教科では子どもたちが国のためにどのような心構えをもっているかが問われるなど、戦争を中心に学校教育がなされ、「教員にも学童・生徒にも、フランスを賛美し戦争に協力することが求められた」⁴³。

子どもの戦争動員にはカトリック教会も加担した。開戦後間もない1915年1月、ボルドー地域のカトリック女子学校では、生徒を中心に祖国のための祈祷会が行われていた⁴⁴。これを皮切りに聖職者たちは「子ども十字軍」の結成を促した。「子ども十字軍」は、子どもた

⁴¹ 拙稿「朝鮮戦争参戦少年兵のアイデンティティ—1990年代以降の補償交渉と記録の分析から—」『同志社グローバル・スタディーズ』第11号、2021年、1-24頁を参照。

⁴² 天野知恵子「第一次世界大戦とフランスの子どもたち」『愛知県立大学外国語学部紀要』第42号、2010年、57頁。；後に天野知恵子『子どもたちのフランス近現代史』東京：山川出版社、2013年に収録された。

⁴³ 同上書、2013年、103頁。

⁴⁴ 同上書、105頁。

ちがそれぞれ一つ戦場を担当して、その戦場におけるフランスの勝利と戦死者の救済を祈ることで国に貢献することを目的とした⁴⁵。

祖国への貢献を教え込まれた子どもたちは、遊び、学び、祈りによる貢献にとどまらず、自ら戦闘に参加することも躊躇わなかった。ジャン＝コランタン・カレ少年は15歳のとき年齢を偽って歩兵隊に入隊し、戦闘機の操縦士として戦い、1918年戦死したという。カレ少年は学校の恩師宛ての手紙で、「ぼくは敵のくびきの下で生きることはできません。だから兵士になりました。そうです、この名誉の感情、ぼくはこれを学校で学びました」と参戦の理由を明かしている⁴⁶。

また、1914年ドイツに占領された北フランス地域では、14歳のエミール・デプレ少年が英雄となった。デプレ少年は、処刑台のフランス人伍長を殺せば自分の命は助けてやると銃を渡したドイツ人将校を、その銃で殺害した。そしてデプレ少年はドイツ軍に殺されてしまったが、少年の行為はフランスのために献身した「殉教者」と称えられた⁴⁷。

さらに、英雄少年の物語は、代表性を持つ少数の子どもの行動にとどまらなかった。1914年12月、フランス中部地域の新聞に家出した息子たちを探す広告が掲載された。家出した少年たちは「ドイツ人を全滅させるため、我らの兵士たちを助ける」という手紙を残して、戦闘が続いている国境地帯に向かった⁴⁸。これはいわゆる「英雄的な家出」現象と呼ばれ、1916年にはパリ市当局が市内の学校の協力を得て調査を進めるほどの規模になった。市当局の調査結果、「家出」は、戦争が始まって以来、少なくともパリ市内の高等小学校で15件、小学校で80件が発生した⁴⁹。また、子どもたちは戦線への家出の理由について1870年普仏戦争での敗北の再現を防ぐためだと語っていたが、「誰もその事件についてよく知っておらず、ましては単片的に話すこともできなかった⁵⁰」。これは、第1次世界大戦時の児童書にドイツへの憎悪と軽蔑の感情を露骨に盛り込みながら、その対比としてフランス軍兵士の英雄的な姿が提示されたこととともに、「普仏戦争の敗北の記憶から生じた悔しさ、腹立ち、復讐心」が加わって作り上げられた結果といえる⁵¹。

⁴⁵ 同上書。

⁴⁶ 天野知恵子、前掲論文、63頁より再引用：Stéphane AUDOIN-ROUZEAU, “L’enfant héroïque en 1914–1918” dans Jean- Jacques BECKER et al., *Guerre et cultures : 1914–1918*, Paris, 1994, p. 176.

⁴⁷ 天野知恵子、前掲論文、64頁。

⁴⁸ 이재원 「아이들의 전쟁? – 1차 대전 시기 ‘소년병(enfant soldat)’의 신화와 실제」 『서양사학연구』 37권, 2015년, 98쪽より再引用：Stéphane Audoin-Rouzeau, “Les enfants de l’Union sacrée”, in *Les collections de L’Histoire, 1914-1918. La Grande Guerre*, 21. 2003, p. 68.

⁴⁹ 이재원、同上論文、99쪽。

⁵⁰ 同上論文、100쪽より再引用：Marie Laye-Hollebecque, *La jeunesse scolaire de France et la guerre*, pp.29-30.

⁵¹ 天野知恵子、前掲論文、59頁。

第2次世界大戦期にも、祖国を守るための子どもたちの行動は続いた。ナチス・ドイツとヴィシー政府に抵抗して、1940年11月11日のパリの凱旋門の前で、学生たちが集結してデモを起こした。学生たちが「三色旗やドゴールを象徴するロレーヌ十字を模した花飾りを掲げ、ラ・マルセイエーズを歌いながらシャンゼリゼを行進」したこの日は、第1次世界大戦が終わった日であり、「フランスを守った記念の日」であった⁵²。それだけでなく、戦争中に12歳から20歳までの若者が、伝令役から武装闘争まで様々な抵抗活動に加わった。この若いレジスタンスたちは、戦後フランスの児童文学の題材となった⁵³。

神の啓示による英雄の存在と普仏戦争での敗戦の記憶により、祖国フランスを救う英雄の登場とドイツに対する敵愾心の土台が作られた。子どもはこうして「殉教」を恐れず「英雄」となり、「総力戦以前の時期に戦争の犠牲者として描かれていた子どもたちは、20世紀初めに‘子ども英雄’に完全に代わって」描かれるようになった⁵⁴。そして、第1次世界大戦期に祖国を守るために戦うフランスの父たちと兄たちのことを聞かされ育った子どもたちは、「抵抗精神」をもって再び「英雄」となることを躊躇わなかった⁵⁵。

(2) イギリス帝国の少年兵士 (boy soldier)

イギリスの代表的な「子ども英雄」に、ユートラント海戦で戦死したジャック・コーンウェル (Jack Cornwell) という16歳の少年水兵が挙げられる。筆者は2017年にロンドンの帝国戦争博物館を訪れ、コーンウェル少年の展示を調査した。1915年に入隊したコーンウェル少年は、砲撃術と船舶操縦訓練を受け、一等水兵として1916年5月軽巡洋艦チェスター号に配置された。同月イギリスとドイツはユトランド沖海戦で激突し、これに参戦したチェスター号は砲撃による被害を受けた。コーンウェル少年は、飛散した砲弾によって重傷を負いつつも自分の持ち場を離れず任務に当たった。彼は戦闘後病院に運ばれたが結局死亡してしまっただ。コーンウェル少年は献身的に任務を遂行したことで国中に知られ、後にヴィクトリア武功勲章を授与された⁵⁶。

軍人の中では、シドニー・ルイス (Sidney Lewis) が最年少の兵士として知られている。

⁵² 天野知恵子、前掲書、142-3頁。

⁵³ 同上書、140、144-46頁。

⁵⁴ 이재원、前掲論文、92-3쪽。

⁵⁵ 天野知恵子、前掲書、2013年、138-9頁。

⁵⁶ 帝国戦争博物館ロード・アッシュクロフト室所蔵展示資料 (ロンドン、2017年1月訪問) ; 安昭炫「朝鮮戦争における少年兵研究」同志社大学大学院修士論文、2018年、7頁。 ; 帝国戦争博物館「BOY (1ST CLASS) JOHN 'JACK' TRAVERS CORNWELL VC」 (<https://www.iwm.org.uk/history/boy-1st-class-john-jack-travers-cornwell-vc> [アクセス: 2020年8月3日])

彼は1915年当時12歳だったが、徴集のための身体検査の基準を満たしており、19歳と年齢を偽って入隊したという。ルイス少年は翌年西部戦線に送られ、第1次世界大戦時の最大規模の戦闘といわれるソンムの戦いにも参戦した。しかし、その後実年齢が明かされて家に帰された⁵⁷。

戦線に派遣されるために、陸軍大臣宛てに手紙を書いた少年もいた。1914年、あるアイルランド少年は陸軍大臣キッチナーに対して、「僕は9歳のアイルランド人です。僕は戦線に行きたいです。僕は自転車にうまく乗れるので伝令として行けるでしょう。僕はドイツ人のやりたい放題にさせません。僕はリボルバー銃が打てるので、ドイツ人の何人かは殺せるでしょう」という手紙を送った⁵⁸。もちろん、キッチナーの秘書が送った返信の内容は、少年が幼いという理由でその願いは聞き入れなかったということだった⁵⁹。

ところで、イギリスではコーンウェル少年のようによく知られた子ども英雄にとどまらず、正規軍の枠に約25万人の少年兵がいたことが新たに注目を浴びた。イギリス放送協会（以下、BBC）は第1次世界大戦100周年を記念し、2014年から2018年まで特集ドキュメンタリーシリーズを放映した⁶⁰。

シリーズの『Teenage Tommies』編では、時約250,000人の18歳未満の青少年がイギリス軍に服役していたことを取り上げた。第一次世界大戦当時イギリスの多くの人々は出生証明書がなく、年齢を偽ることも容易にできたため、10代の志願兵の約10人に一人が年齢を偽っていたという。入隊時身長160cm以上、胸部サイズ86cm以上という条件があったが、これを満たした上に愛国心もあると判断された場合、18歳未満であっても、徴集されたこともあった。さらに、新規兵士一人あたり2シリング6ペンス（現在の基準で約6ポンド）の手当てが策定されており、募集官に都合の良い収入源となっていたため、一人でも多い新規兵士を募るべく年齢基準はしばしば無視された。また、自発的な志願だけでなく、周りからの圧力による志願も存在した。一部の少年たちは、周りから「臆病者」と呼ばれることが怖く、親や学校教師の勧めに抵抗できなかったため志願したという⁶¹。

このように、イギリスで多くの少年兵が入隊したということは、BBCのドキュメンタリー

⁵⁷ Laurence Spring, *The Boy Soldier: Sidney Lewis, the youngest man to serve in the British Army*(Surrey: Surrey Heritage, 2013). (<https://www.surreyinthegreatwar.org.uk/story/the-boy-soldier-sidney-lewis-the-youngest-man-to-serve-in-the-british-army/> [アクセス：2020年8月3日])

⁵⁸ Richard van Emden, *Boy Soldiers of the Great War*, London: Headline Book Publishing, 2005, pp.32-3.

⁵⁹ *Ibid.*, p. 33.

⁶⁰ BBC 「World War One : Marking the centenary of World War One across the BBC」 (<https://www.bbc.co.uk/mediacentre/mediapacks/ww1/docs.html> [アクセス：2020年8月3日])

⁶¹ BBC TWO 「Teenage Tommies」 (<https://www.bbc.co.uk/programmes/b04pcnz5> [アクセス：2020年8月4日])

一が提示しているように制度の側面が大きかったこともあるが、レイノルズが指摘しているように、19世紀末から少年層を中心に流行っていた出版物の影響もあったと考えられる。イギリスの『Boy's Own Paper』という大衆向け少年誌は、1879年に刊行してから1914年の開戦時まで、戦争の生々しい現実や反ドイツ的感情をもって扇動することはなかった。ただ、戦争に関する文化的要素—軍隊でのラッパの音の意味、インドの原住民部隊の紹介などを紹介することで少年たちの興味を引いた。さらに、雑誌に連載される読み物で、政治家は優柔不断で妥協する者として、軍人は勇気と義務の主体として尊敬をもって描かれる傾向があった⁶²。このように、軍人を魅力的な職業として描く文化的要素も、イギリスの少年たちを戦場に導いた一つの要因であったといえる。

少年兵士の参戦は、イギリス本土に限らず、イギリス帝国の二つのドミニオンであるオーストラリアとカナダからも確認される。第1次世界大戦期に、オーストラリアとカナダは、帝国の一部としての連帯意識を持ち、イギリスという母国を守るために参戦を決定した⁶³。

オーストラリア戦争記念館のホームページでは、少年兵士について紹介している。第1次世界大戦期に、14歳から17歳までの少年たちはラッパやトランペット奏者として軍楽隊に所属することができた。しかし、年齢を偽って兵士や水兵として入隊することもあり、2020年7月の時点で約187人の18歳未満の少年兵士の戦死が確認されている。第2次世界大戦においても約4万人の少年兵士と少年水兵の参戦が確認されている。同記念館はその名簿を一部公開しており、所属部隊と兵籍、生年月日、戦死した場所と墓地を紹介している⁶⁴。

カナダの少年兵士の場合、第1次世界大戦期に、未成年の兵士は約2万人を超えており、その大部分は16、17歳であったが、10歳の最年少の兵士も存在した⁶⁵。彼らの志願の動機は、行き過ぎた愛国心、男性性へのあこがれ、同年代の圧力（peer pressure）などと語られる。さらに、危険で体に負担が多い仕事をしていた少年たちにとっては、一日3回の食事と1.10ドルの手当て、崇高な大義名分を与えてくれる軍隊に志願するほうが、より安全な選択として映った⁶⁶。

⁶² Kimberly Reynolds, "Words about War for Boys: Representations of Soldiers and Conflict in Writing for Children before World War I," *Children's Literature Association Quarterly*, 34(3), 2009, pp.256-7.

⁶³ 津田博史『戦争の記憶とイギリス帝国—オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム—』東京：刀水書房、2012年、11-3頁。

⁶⁴ 「Boy soldiers」 Australian War Memorial (<https://www.awm.gov.au/articles/encyclopedia/boysoldiers/first>) (閲覧：2020年7月18日)

⁶⁵ Tim Cook, "“He was determined to go”: Underage Soldiers in the Canadian Expeditionary Force," *Historie Sociale*, 41, 2008, p. 42.

⁶⁶ *Ibid.*, pp. 44-5.

2) 制度化された自発性と子どもの戦争動員

(1) ナチス・ドイツのヒトラー・ユーゲント (Hitler-Jugend)

19世紀末から20世紀初めまでの若者に対する国家的関心は、近代化を遂げた国民国家が共有するものであった。ドイツの政党と教会は青年層の組織に積極的に取り組み、青少年層も、自らを変革を図る存在として位置づけ、自発的に組織づくりに励んだ。その基になったのは、生の楽しさを謳歌する目的で始まった「ヴァンダーフォーゲル (Wandervogel)」運動というもので、これはゲルマン民族の精神と伝統、信仰、アイデンティティを追求する社会運動であった⁶⁷。

この伝統への回帰運動に関して、少し歴史をさかのぼって、ドイツの国民、民族に対する意識が何かについておさえておく必要がある。ドイツに「民族社会主義」が登場する以前に、その民族が何なのかを問う作業が行われていたからである。ナポレオン戦争で敗北したプロイセンは、1807年ティルジットの和約を結び、フランスに対して莫大な賠償金を払わなければならなかった。

ドイツの敗戦の経験がもたらした「国民」の統合は占領に対する精神的な抵抗を可能にした。フィヒテは「ドイツ国民に告ぐ」において、国民の根源にあるものが「ドイツ語という言葉話す」ことにあると捉えた。そしてドイツ人の血統を引く人が話す言語がドイツ語という理解に基づき、国家を超える血統主義的国民概念としての民族と祖国を提示した。そしてその精神性を守るための教育という要素を強調した⁶⁸。これは1890年代社会主義思想の拡大を受けたドイツ帝国の対応にも受け継がれ、ドイツの歴史と言語の教育が強調されることとなった。これに基づいてヴァンダーフォーゲル運動を始め青少年の自発的な組織が現れたのである。

第1次世界大戦下の全国民の動員経験、そして敗戦の経験は、ドイツの青少年たちを軍事化することに導いた。1916年から軍事的目的のための青少年の鍛錬が義務化され、準軍事訓練の制度化が進んだが、1920年代初めからは青少年の所属団体においても軍事訓練がなされた。敗戦を経験した社会は、牧歌的でロマンティシズムの色が残っていたヴァンダーフォーゲル運動をより軍事的で戦闘的なものに変えた⁶⁹。

⁶⁷ 권형진 「나치정권의 소년들에 대한 통제—히틀러 유겐트를 중심으로—」 『대구사학』 89집, 2007년, 258-9쪽、262쪽。

⁶⁸ 高橋哲哉 『国家と犠牲』 NHKブックス、2005年、103-8頁。；フィヒテ 「ドイツ国民に告ぐ」 E.ルナン他著、鶴飼哲他訳 『国民とは何か』 東京：インスクリプト、1997年。

⁶⁹ 권형진, 前掲論文、265쪽。

このようなドイツの民族主義と軍事主義的性格が表れた青少年団体の一つとして、1922年ヒトラー・ユーゲントの前身となる「ナチ青少年同盟」組織が結成された。さらにナチ党のミュンヘン支部突撃隊傘下に「青年突撃隊アドルフ・ヒトラー」が結成され、1926年には「ヒトラー・ユーゲント、ドイツ労働者青少年同盟」となった⁷⁰。

1931年ナチ党は青少年宣言を宣布し、民族と国家のために犠牲になる者としての青少年像を提示した⁷¹。ヒトラー・ユーゲントの組織もさらに拡大し、指導部、15～18歳部、7～15歳部に構成された。ナチ党は夕食会と徒歩旅行を組織するなど、馴染みのある青少年運動の方式を用いて青少年を募集した⁷²。1933年にナチ政権が成立し、他の青少年団体の活動を制限してからは、ヒトラー・ユーゲントの団員が急増した。ヒトラー・ユーゲントは、全国大会では制服、団歌などを通して所属感を形成した⁷³。組織は分団一群一組一班の順に構成され、男子青少年のためのヒトラー・ユーゲントと、女子青少年のためのドイツ女子青少年団に分けられた⁷⁴。

ナチス支配体制が成立した「第三帝国」においては、このような青少年団体の活動が教育課程と結びついた。1936年に「ヒトラー・ユーゲントに関する法律」が制定され、ヒトラー・ユーゲントは国家公認の唯一の青少年団体となった⁷⁵。学校に通っている間の10歳から18歳までの青少年は、ヒトラーの写真が掲げられている教室で学び、ヒトラー・ユーゲントに入団した⁷⁶。18歳になると彼らは突撃隊、親衛隊に入隊するか、労働組合の組合員になって労働奉仕をする。その後さらに国防の任務を果たした。絶えず団体に所属され、共同体の一員として各種奉仕を遂行することを身につけるのである⁷⁷。

1942年戦時体制下での軍事教練キャンプの設置により、ヒトラー・ユーゲントは、さらに戦争に特化した組織に変化した⁷⁸。男女別の運営が一つに統合され、党の指導本部長の管轄下となった。旅行部や外国部など文化的な要素が消え、国防訓練部が設置された。また、不穏分子の取り締まりを担当する暴徒委員職が新設された⁷⁹。

⁷⁰ 권형진, 前掲論文, 266쪽. ; 平井正『ヒトラー・ユーゲント：青年運動から戦闘組織へ』中公新書, 2001年。

⁷¹ 권형진, 前掲論文, 268-269쪽.

⁷² 권형진, 前掲論文, 270-271쪽.

⁷³ 平井正, 前掲書, 54-60頁, 64頁.

⁷⁴ 同書, 75頁.

⁷⁵ 戸田博史「第二次世界大戦下のヒトラー・ユーゲント」『北海道大学教育学部紀要』第68号, 1995年, 289頁.

⁷⁶ 平井正, 前掲書, 44頁.

⁷⁷ 주동진「제3제국의 정책이념과 체육교육」『인문연구』64호, 2012년, 250쪽.

⁷⁸ 戸田博史, 前掲論文, 291頁.

⁷⁹ 平井正, 前掲書, 159-160頁.

ヒトラー・ユーゲント団員は戦闘員としても動員された。団員たちは歩哨、高射砲の照準砲手、レーダー装置の操作などを任務とする空軍補助員として動員された⁸⁰。1943年には17歳、18歳の団員の志願を受け、SS第12戦車師団が特設された。同師団は西部戦線のノルマンディー上陸作戦に対応する兵力として用いられた。戦車師団は随時団員の志願を受け兵力を補充しつつ、1945年には東部戦線に移動してソ連軍とも戦った⁸¹。

ドイツの戦争の歴史からヒトラー・ユーゲントという青少年組織が誕生した背景まで念頭に入れて考えると、ヒトラー・ユーゲントの戦争動員は、全体主義体制の受動的な被害者ではなく、制度の形成という社会の黙認と、設計された自発性が個人を対象に働いたからこそ可能だったといえるだろう。

(2) 帝国日本の国民義勇隊と学徒義勇隊、国民義勇戦闘隊、鉄血勤皇隊

①国民義勇隊、学徒義勇隊

帝国日本が起こしたアジア太平洋戦争において、子どもの戦争動員が具体化したのは、日本が各戦地で敗戦が続いた戦争末期のことである。日本は、1942年6月に4隻の主力空母をなくし、1943年にはソロモン諸島、アリューシャン列島、ギルバート諸島において連敗した。さらに、1944年にはフィリピンとサイパン島の攻防で連合軍に敗退した。サイパン島からは日本本土への空襲が可能で、日本は連合軍の本土上陸を視野に入れて戦うこととなった⁸²。

そして1945年4月1日から米軍の沖縄に対する総攻撃が開始されたが、その前月の23日には、国民学校初等科修了以上から65歳以下の男性と45歳以下の女性に対して決戦への参戦を求めるといふ、「国民義勇隊組織ニ関スル件」が閣議決定された⁸³。国民義勇隊は、日本の全国民を「一億国民の決起」のもとで「防衛と生産」を強化させる「新たな国民組織」であった⁸⁴。とりわけ、全国民は「状勢急迫セル場合ハ武器ヲ執ツテ決起スル」という行動を取ることが求められ、その傍らでは食糧の増産が任務とされた。この国民義勇隊には、職場を対象に職域義勇隊、地域を対象に地域義勇隊、そして学校を対象に学徒隊が構成されることで、前述した「国民学校初等科修了以上から65歳以下の男性と45歳以下の女性」がすべて含まれることとなった⁸⁵。

⁸⁰ 戸田博史、前掲論文、291頁。

⁸¹ 平井正、前掲書、169-172頁。

⁸² 齊藤利彦『国民義勇戦闘隊と学徒隊－隠蔽された「一億総特攻」』朝日新書、2021年、28-29頁。

⁸³ 同上書、4-5頁、22頁、39頁。

⁸⁴ 同上書、33-35頁。

⁸⁵ 同上書、39-43頁。

国民を対象とする「一億国民の決起」は、物理的な戦いと生産活動だけでなく、精神の武装も求めた。1945年4月8日に陸軍省により発令された「決戦訓」は、本土決戦を前にした将兵の心構えを提示したものである。将兵たちは「神州不滅の信念」を徹底に構え、「一億戦友の先駆」として「皇土を死守」することが求められた⁸⁶。

学生を対象にする学徒義勇隊も、一連の制度の中で学生たちを戦闘に直接動員できるようにする装置であった。国民義勇隊の組織に関する閣議決定が発表される前の3月18日には、「決戦教育措置要綱」が閣議決定された。学校を単位とする学徒隊を結成し、すべての学徒を「食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究」にだけでなく「直接決戦に緊要なる業務」にまで総動員する方針を明らかにした⁸⁷。4月20日には文教次官により「学徒軍事教育特別措置要綱」が通達された。男子学生には市街戦と夜間戦闘、最前線での戦い方などの訓練がなされ、女子学生にも「体当たり精神」で臨む奇襲攻撃の要領を得る軍事訓練が求められた⁸⁸。

②「義勇兵役法」による国民義勇戦闘隊

同年6月23日に公布された「義勇兵役法」は、上述した国民義勇隊の活動を、「兵役」の義務として強制性を持つ法律にしたものである。15歳から60歳までの男性と17歳から40歳までの女性を義勇召集の対象とし（第2条）、対象年齢以外でも志願によって義勇兵役に採用できるようにした。こうして召集された義勇兵は、「国民義勇戦闘隊」に編入されることに定められた（第5条）。義勇兵といっても、召集に応じなかった場合は懲役が処すと定められており（第7条）、強制性のある戦争動員であった⁸⁹。

学徒義勇隊も国民義勇戦闘隊の一部として、「戦時教育令」によってそれまで労働力として動員していた学生たちを軍事的に動員できるようになった⁹⁰。これは植民地支配下の朝鮮にも適用され、学生たちは「専門大学から国民学校まで」、「男女の区別なく女学校まで」戦闘までも含む「防衛活動」の動員の対象となった⁹¹。

③沖縄における子どもの戦争動員と鉄血勤皇隊

それより一足先の1944年、日本は米軍の沖縄上陸に備え、沖縄の住民に対する動員を始めた。陸軍省は1944年10月「陸軍防衛招集規則」を改正して、17歳から45歳までの男子を

⁸⁶ 同上書、62-64頁。

⁸⁷ 同上書、170-173頁。

⁸⁸ 同上書、178-190頁。

⁸⁹ 「義勇兵役法」1945年6月23日；齊藤利彦、前掲書、134-140頁。

⁹⁰ 「戦時教育令」1945年5月21日。

⁹¹ 「半島学徒隊結成 七月一日戦時教育令実施」『毎日申報』1945年6月29日付。

兵役に関係なく招集できるようにした。沖縄戦においては、改正された防衛招集によって約2万5千人がさらに動員され、その中の約3000人が正規軍に編入された⁹²。

沖縄における防衛招集を適用するにあたり、1945年3月頃には「鉄血勤皇隊の編成ならびに活用に関する覚書」が沖縄県知事、第32軍司令官、沖縄連隊区司令官の3者の合意によって作成された。この覚書によって「学徒の身分を軍人並びに軍属として取り扱う」ことと、「軍との密接な連携の下に軍事訓練を実施し、非常事態に至ったら軍命令によって直接に軍組織に編入して戦闘に参加させること」が合意された⁹³。

特記すべきは、その文書に「鉄血勤皇隊防衛招集要領」が添付されており、その第2項に「防衛招集待機中の者は鉄血勤皇隊に編入する。十四歳から十七歳までの学徒は書類を作成し沖縄連隊区司令官に提出する」と記されている点である⁹⁴。これは前述した「義勇兵役法」に先立つもので、法律の施行より先に沖縄において14歳の子どもが動員が行われたのである。

これにより、沖縄にある12か所の学校の中学生たちは、戦争動員の対象となった。当時の学制により、中学生の年齢は13歳から18歳までとされていた⁹⁵。男子生徒は学校ごとに鉄血勤皇隊に編成された。下級生は通信訓練を、上級生は軍事訓練を受けつつ、非常時には軍に編入されて戦闘に駆り出されることになった。鉄血勤皇隊はそれぞれ野戦築城隊、測地隊、砲兵隊、工兵隊、歩兵隊、遊撃隊、通信隊などに配置された⁹⁶。

中学生が動員された戦況は厳しいものであった。歩兵隊に配属された中学生たちは戦闘訓練を受けたあと、「高地を死守せよ」という命令を受けて高地に向かい、壕を掘ったり、食糧を運んだりしたという。遊撃隊に編入された生徒たちも食糧や弾薬を運んだ。戦闘が始まり、米軍に押されるまま移動を繰り返し、上級生は小銃を、下級生は竹槍と手榴弾だけで戦闘に臨まなければならなかったという証言もある⁹⁷。

沖縄に米軍が上陸してからは、司令部の統制より末端部隊の部隊長による判断と命令が状況を左右した。隊を解散し生き残る道を取ることもできたが、場合によっては部隊長の判断によって生き残った生徒たちを再編して小規模遊撃隊にし、全滅するまで戦ったこともあった⁹⁸。

⁹² 大田昌秀『沖縄 鉄血勤皇隊』高文研、2017年、39-41頁。

⁹³ 同上書、44-45頁。；坂本紀子、立花優香「沖縄県の戦時体制下における中等教育」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第70巻第2号、2020年、6-7頁。

⁹⁴ 大田昌秀、同上書、45頁、278-279頁。

⁹⁵ 同上書、42-43頁。

⁹⁶ 同上書、49頁。

⁹⁷ 同上書、134-36頁。

⁹⁸ 同上書、136-38頁。

ここで少し、沖縄が日本に編入されてからの、沖縄に対する国民国家的企画を抑えておきたい。日本が近代国家として、国民をつくろうとした教育は、兵士を養う第一歩でもあった。子どもにとっての学校は、「愛国心や皇国への忠誠心を培養していく」場所であり、日本国民がつくられる場所であった⁹⁹。それは1879年の琉球処分以後の沖縄に対しても同様であり、日本が植民地と占領地に行った日本語教育と同化教育、皇民化教育の端緒としての沖縄が位置づけられるという¹⁰⁰。

そして帝国日本の本土における徴兵制は1889年法律として公布された。沖縄では1898年に施行され、最初は徴兵忌避もあったという。しかし「子どもの頃から学校で生まれた愛国心」が作動し、「男子は兵士という職業を夢見るようになり、沖縄人の男子は「南門の守護」だけでなく、皇国を護る意識が醸成され」た¹⁰¹。

日露戦争後日本各地では戦没者を弔う祭典が開かれた。沖縄においても沖縄出身の戦没者205人がおり、盛大な葬儀が行われた。ある一人の戦没者の葬儀のために地域の小学校が開放され、高学年の子どもは教員の指導のもと、「お墓の周りの掃除や、海浜から白砂を取ってきては墓前に敷き詰め」る作業を行った¹⁰²。そのような年月が重なって迎えた1945年の沖縄での少年兵の動員は、決して法令や強圧によるものだけではなかったであろう。

このように日本の本土だけでなく植民地朝鮮の学生と子どもまでを巻き込み、戦闘員として想定した背景には、1943年からアジア太平洋戦線において続いた敗戦という局面の転換があった。戦線が押され、日本の本土での戦いが想定されると、国民は国体を守る道具とされた。敵を前にして逃亡すると死刑だが、戦死（捕らわれた場合は自決）すると靖国神社に祀られると、全国民に対して極端な精神的武装が求められた¹⁰³。

ここで見られる子どもの動員の特徴は、制度化された動員ということである。法令の制定あるいは命令の宣布によって動員の施行や年齢基準などが決められ、形としては「合法」の枠で動員された。そしてドイツと日本の事例からみられる少年兵の動員は、制度化された動員であっても、受動的な形ではなかったであろう。池田浩士は戦前日本とヒトラー・ドイツのボランティア活動の比較を通して、自発性に基づく活動と制度化された活動の境界は本来明確でないと指摘する。その境界は常に流動的で、奉仕活動の制度化がそもそも自発的なボランティア活動の基盤の上に成り立っているからである¹⁰⁴。さらに、「自発性と主体性に根ざした共同性は、ボランティア活動の制度化や強制に抵抗し反発するのではなく、むしろそ

⁹⁹ 川満彰『沖縄戦の子どもたち』吉川弘文館、2021年、17頁。

¹⁰⁰ 同上書、14頁。

¹⁰¹ 同上書、19頁。

¹⁰² 同上書、29頁。

¹⁰³ 齊藤利彦、前掲書、62-68頁。

¹⁰⁴ 池田浩士『ボランティアとファシズム』人文書院、2019年、131頁。

の潤滑油となり推進力となり得るのである」¹⁰⁵。戦争末期の日本で組織された「国民義勇隊」と「義勇兵役法」は、まさに自発的に戦いに参加する意味での「義勇兵」としての国民を、強制性を持つ制度をもって動員したのである。

以上のように、20世紀の大規模戦争から確認される子どもの戦争動員は、教育によって育まれる祖国愛と国家のための犠牲を糧にしており、国家の極端な戦争局面においては制度として強制性を持って行われることであることを確認した。これは、朝鮮戦争における少年兵の動員の実態を考える背景となる。次節では、朝鮮戦争参戦少年兵について現代韓国において新しく想起された記憶の問題と、記念の様相を考える背景として、現代のグローバルな人権問題として挙げられる子ども兵の戦争動員について検討する。

第2節 現代世界の中の子どもの戦争動員

1) グローバルな人権問題としての子ども兵 (child soldier)

子ども兵とは、軍隊や武装組織に参加している18歳未満の者で、男女を問わず、戦闘員だけでなく、料理人、荷物運び、伝令、スパイ、または性的搾取の対象までを含んでおり、2007年の時点で、世界で少なくとも約25万人以上の子ども兵が存在したといわれている¹⁰⁶。子ども兵の問題は、1980年代から国際社会において注目され、国際機関と国際非営利団体（以下、国際NGO）の調査活動により、子どもの動員の規模と実態が少しずつ明らかになった。その結果、1980年代から2007年までに36カ国と地域において子ども兵が紛争に関わってきたことが確認された¹⁰⁷。

1996年、子ども兵に関する最初の実態調査と言われる国連児童基金の報告書「子どもに対する武力紛争の影響」は、紛争下で家族と地域社会による社会保障ネットワークが影響を受けたことと、武器の軽量化によって武装組織における子どもの動員が多くなったと分析し

¹⁰⁵ 同上書、134頁。

¹⁰⁶ “The Paris Principle: The Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces or Armed Groups,” Feb. 2007, UNICEF, p. 7. ; 勝間靖「武力紛争の影響を受けた子どもの安全保障をめぐる国際的な取り組み」『アジア太平洋研究』第17号、2011年、119頁。; 마이클 웨셀스 『IS가 만든 또다른 비극 소년병』 파주: 세리프, 2015년、25쪽。

¹⁰⁷ 中神洋子「子ども兵をめぐる諸問題を通しての一考察—子どもたちに未来はあるのか」『同朋福祉』第15号、2008年、86-88頁。

ている¹⁰⁸。また報告書は、武力紛争によって子どもたちが子ども兵、難民、性的暴行、地雷の爆発、健康と栄養、精神的回復、教育の諸問題を経験していることを整理し、子どもを保護するための国際社会の措置の必要性を強調している¹⁰⁹。

子どもの兵士動員は、政府軍と反政府の武装組織に限らず確認されており、15歳から18歳未満の子どもが多く動員されているが、武装組織の場合は10歳から15歳の子ども兵と10歳以下の子どもまで確認されているという¹¹⁰。武装組織は常に兵力を必要とし、政府軍の場合は、18歳未満の徴集を規制する法律がある国の軍隊においても、法律が盾になってくれるとは限らない¹¹¹。たとえば、2012年の時点で、コンゴ民主共和国、ミャンマー、スーダン、イエメンでは、法律で18歳未満の徴集が禁止されているにもかかわらず、軍からの徴集が行われ、敵対行為に動員されていると把握されている¹¹²。

子どもたちは脅迫、拉致のような強制的な徴集だけでなく、貧困と飢餓など経済的な理由で自発的にも武装組織に加わる。国家と社会のシステムによる保護が行き届かない武力紛争下では、身の安全と住居、食料を確保するために、自ら武装集団に加わることも報告されている¹¹³。

アフリカとアジアは、子ども兵の動員が多く確認されている地域である。ウガンダ北部地域では、反政府組織が数千人の子どもを拉致して戦闘と労働に動員した¹¹⁴。シエラレオネでは、隣国リベリアとの間で起こった戦争で約1万人以上の子どもたちが戦争に参加させられた。政府の保護が保障されない村では、民兵隊を組織したが、ある村の場合は7歳から14歳までの子どもが民兵隊員の1/4を占めていた¹¹⁵。ミャンマーでは政府軍と政府を支持する民兵隊から反政府組織によるまで子どもの兵士動員がもっとも活発に行われている国であり、2001年の時点で約5万人以上の子どもが兵士として動員されていた¹¹⁶。

ところで、子どもの兵士としての動員は、紛争地域に限るものではない。例えば、イギリスでは16歳から、アメリカでは17歳からの志願入隊が許可されている。入隊する子どもの多くは家庭の所得水準が低く、大学への進学が望めないため、そのような環境を克服できる

¹⁰⁸ Graça Machel, "IMPACT OF ARMED CONFLICT ON CHILDREN", UN Doc. A/51/306, 1996, p.14.

¹⁰⁹ *Ibid.*

¹¹⁰ 中神洋子、前掲論文、89頁。

¹¹¹ Machel, *Ibid.*, p. 16.

¹¹² Child Soldiers International, *Louder than words*, Oxford: Child Soldiers International, 2017, p. 24.

¹¹³ 国連児童基金著、平野雄二、日本ユニセフ協会広報室訳『世界子供白書2005 ～危機に晒される子どもたち～』日本ユニセフ協会、2005年、44頁。；安藤貴世「国際法の視点からみた人間の安全保障—子ども兵士の問題を例に—」『危機管理学研究』第4号、2020年、117頁。

¹¹⁴ 国連児童基金、上掲書。

¹¹⁵ 마이클 웨셀스、前掲書、33쪽。

¹¹⁶ 同上書、36쪽。

手段として、軍隊への入隊が挙げられるという。16歳の子どもは、戦闘に直接参加させないという条件で親の同意を得て入隊できる。このように、戦争地域でない先進国においても、子どもの兵士としての動員は行われている¹¹⁷。

2) 国際人道法における子どもの人権保護

第1節で整理したように、子どもを戦争に動員することは、20世紀の大規模戦争から確認されるわけだが、子どもの保護に関する国際的な議論も、20世紀の比較的初期から始まった。1924年に国際連盟は「児童の権利に関するジュネーブ宣言」を採択し、子どもを「危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない」とし（第3条）、「あらゆる形態の搾取から保護」（第4条）される存在として宣言した¹¹⁸。これを継承した1959年国際連合による「児童の権利に関する宣言」においても、子どもは「特別の保護を受け、また、健全かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長」しなければならないことを確認している¹¹⁹。

1989年に国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約）は、子どもを保護の対象ではなく権利の主体として改め、条約の形をとって締約国に対する法的拘束力をもつ。特に、子どもの武力紛争への利用を規制するために、子ども兵に関する定義を行っている。第38条第2項では「締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる」とし、続く第3項では「締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める」と明示した¹²⁰。ただ、1989年の段階では、少年兵を用いるに当たって15歳未満の採用を禁止した。これは、まだ国連加盟国において15～18歳の軍への採用が行われていたためである。

2000年には「子どもの権利条約」の武力紛争における選択議定書が採択された。選択議定書では、軍隊に採用することができる者の年齢を引き上げ、「子どもの権利条約」が定める子どもである「18歳未満のすべての者」に適用されることとなった¹²¹。しかし、条文を読むと、18歳未満の徴集が実質的に禁止されているとは考えがたい。

第1条で「締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと

¹¹⁷ Child Soldiers International, *Ibid.*, ; 마이클 웨셀스, 前掲書, 92쪽.

¹¹⁸ 国際連盟「児童の権利に関するジュネーブ宣言」第3条、第4条、1924年。

¹¹⁹ 国際連合「児童の権利に関する宣言」第2条、1959年。

¹²⁰ 国際連合「児童の権利に関する条約」1989年。

¹²¹ 国際連合「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」2000年。

を確保するためのすべての実行可能な措置をとる」とされるが、現状として軍隊の構成員に18歳未満が存在することを前提に、彼らが戦闘員として殺傷を起こすことのないように最低限の禁止を示した文章であると考えられる。

続いて第2条では、「十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確認する」と定め、少年兵の強制的な徴集を禁止している。しかしながら、第3条第3項では「自国の軍隊に志願する十八歳未満の者の採用を認める締約国」は、(a)「当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。」の条件を満たさなければならないと規定している¹²²。

したがって、「子どもの権利条約」を批准している国でも、18歳未満の子どもの「敵対行為」への参加が制約されているのみで、18歳未満の子どもの軍への志願が禁止されているわけではない。であれば、法制度によって18歳未満の子どもの軍への合法的な採用が行われることは、国家主権の領域に依然として存続しているということになる。

さらに第4条では、「国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、十八歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない」とした¹²³。これは、国家においては、子どもの軍隊への採用が行われていても、それが子どもの保護に関する法制度によって保護されることを前提としているためであろう。非政府組織や武装組織には、そのような権限を認めないので、正当な暴力の独占を行う共同体としての国家が機能していることを、この条文から確認することができる¹²⁴。

小結—子どもの戦争動員を区別するものとしての記念

本章では、子どもの戦争動員の様子を、まず20世紀の大規模戦争であった第1次世界大戦と第2次世界大戦、アジア太平洋戦争から事例を集めて検討した。子どもを自発的に戦争に向かわせるような動員は、祖国と民族に対して献身するという、強力な祖国愛、敵愾心が基になった。また、子どもを最終的に戦場に立たせたのは、制度という安全装置を戦争状況下で恣意的に作動させる国家という動員側の意志があったと考えられる。

現代の子ども兵の戦争動員の特徴は、子どもを動員しようとする国家も非政府組織も、兵員の受給が困難であることが大きな原因の一つとして考えられた。子どもの人権保護と子ども兵の武力紛争への利用禁止に関する諸条約は、確かに国家以外の組織による子どもの動員

¹²² 同上書。

¹²³ 同上書。

¹²⁴ マックス・ヴェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』東京：岩波書店、2020年。

に対して国際社会が関与できる措置を作っている。しかし、諸条約は、国家の制度内の子ども兵士動員においては、国家の主権的な裁量として残しているようでもある。

このように、子どもの戦争動員は、動員の主体が何であれ、結果的に似たような形態を取っている。第1節と第2節で検討したように、20世紀の少年兵と現代の子ども兵は、動員の過程において共通している点がある。国家あるいは武装組織が、子どもまでを兵力として必要とする戦いの局面において、強制的な動員という手段を取るということである。国家においては全体主義的な制度的暴力として、武装組織においては脅迫と拉致という物理的な暴力として現れる。また、子どもが自発的に兵士になる動機としては、経済的な理由が共通して確認される。

つまり、「子ども兵‘危機’は近代政治の危機であり、以前の時代に比べて現代の戦争（紛争）に利用される子どもの数の多少に関係するものではない」¹²⁵というローゼンの指摘の通り、現代の子ども兵問題は、単純に数値の問題ではないといえる。第1次世界大戦時のイギリス帝国が動員した少年兵士の数は約25万人と確認されるが、現代の子ども兵は2007年の時点で世界中に少なくとも約25万人いるとされ、過去の一国による動員の規模がはるかに大きい。

現代の子ども兵の動員を需要と供給のモデルで説明した小野圭司によると、子ども兵が戦争において補助兵力に過ぎないが、「成年兵士よりも安価」であるために需要とされるのであって、武装勢力の資金に余裕があるほど、成年兵士の需要が多くなる¹²⁶。子ども兵は一般的に身寄りが無く、強制が容易であり、地雷を探知させる役割を任せることで捨て石として使い、成年兵士の兵力を温存させることが可能だという。この需要側がかけるべき予算には、「道徳上のコスト」があり、子ども兵は低価格だったのである¹²⁷。

また、フランス近現代史における児童労働と児童福祉研究者である岡部浩史は、19世紀末から20世紀にかけてあった「児童保護」について、「国家」が市民・労働者・再生産を保持するために「家庭」という私的領域に介入したことから形成されたものだと説明する¹²⁸。言い換えれば、子どもは国家の発展と危機の局面によって、生産力のためには保護され、国の生存のためには動員される境界で天秤にかけられた存在だといえる。

集団や社会の生存がかかったとき、この「コスト」を維持することは、将来の持続的な兵力の供給へとつながる。そう考えたとき、国家が犠牲を追悼し記念することは、自発的な兵

¹²⁵ David M. Rosen. "Child Soldiers, International Humanitarian Law, and the Globalization of Childhood," *American Anthropologist*, 109 (2), pp.296–306.

¹²⁶ 小野圭司「紛争概論—少年兵問題の観点から」『目で見えるWHO』第56号、2015年、7–8頁。

¹²⁷ 小野圭司、上掲論文、8頁。；마이클 웨셀스、前掲書、97–101頁。

¹²⁸ 岡部浩史『フランス第三共和政期の子どもの社会—統治権力としての児童保護』昭和堂、2017年。

力を補う確実な方法であろう。つまり、国家の戦争で戦った少年兵の犠牲は、追悼行為と記念を通して、現代の子ども兵と有意味な違いとして存在できるのではないだろうか。

次章から検討する朝鮮戦争参戦少年兵においても、国家の将来のために保護されるべき少年と、国家の危機状況に自発的に参戦する少年たちが確認される。本章で検討した第1次世界大戦期の少年たちによる国家のための献身行為は、朝鮮戦争における学徒義勇軍と少年志願兵という形で確認できる。また、学徒義勇軍という参戦の形を可能にした、文教部による学徒護国団という全国的な学生組織は、ヒトラー・ユーゲントに影響を受けたとされる。それに加えて、1949年公布された兵役法は中等学校学生と大学生の学徒護国団の入団を義務とし、軍事訓練を受けることを定めたが、このような制度による学生の強制的動員は、帝国日本の国民義勇隊の組織と義勇兵役法による国民の軍事化を想起させる¹²⁹。

第3章から第5章にかけて検討する朝鮮戦争における子どもの戦争動員は、愛国的な学生たちの自発的な犠牲として記念されている。しかし第3章で検討するように、子ども兵との同列の比較が少年兵参戦者の主張によるものだとしても、記念を続ける韓国に受け入れられない様子がうかがえる。そして現代韓国は「記念」を通して、少年兵の動員を国家の「生存」のための犠牲と位置づけ、韓国が人道主義の観点から非難される対象ではないことを明らかにし、後代に起こり得る危機局面に対して備える作業を続けていると考えることができる。

¹²⁹ 연정은 「감시에서 동원으로, 동원에서 규율로 - 1950년대 학도호국단을 중심으로-」 『역사연구』 14호, 2004년, 200쪽, 213-214쪽。

第2章 朝鮮戦争における少年兵の戦争動員

はじめに

第1章で検討したように、子どもの戦争動員は、国家と非政府組織を問わず、そして、強制的な動員から自発的な志願まで、多様な形で行われてきた。韓国でも朝鮮戦争期において、徴兵適齢未満の青少年たちが動員された歴史がある。朝鮮戦争期に参戦した青少年たちは大部分学生で、学校では軍事訓練と思想教育を受けた。戦争には義勇兵である学徒兵として、または正規軍の軍人として参加した。彼らの参戦と解散及び除隊に至る一連の動員の過程は、韓国軍当局の兵力需給の問題と深く関わっている¹³⁰。

一方で、朝鮮戦争において青少年を戦争に動員した行為は、植民地期朝鮮が経験した、日本による戦争動員体制の遺産として捉えることもできる。植民地統治下の朝鮮は、国家総動員法など戦時の動員制度と、日鮮同祖論と内鮮一体のような言説によって日本の戦争に巻き込まれた。日本は兵員を確保するため、陸軍特別志願兵令(1938年)と徴兵実施のための朝鮮青年特別錬成令(1942年)と身体検査(1943年)を朝鮮人に対して順次施行した。このような朝鮮人の志願と徴兵は、当時の一部の知識人には皇国臣民と認められることとして受け取られた。内地人と同等な地位、政治的権利を望んでいた知識人たちはこぞって学徒志願の勧誘文を書いた。戦争への勝利のために全臣民の協力が求められるなかで、青少年も動員の例外ではなかった。しかしながら、富山が指摘したように、これらが朝鮮と日本の実質的な平等や一体化を意味しているわけではなかった¹³¹。

植民地期の青少年に対する動員の規律は、朝鮮戦争期の「学徒義勇軍」や「少年志願兵」といった少年兵の動員原理の端々から確認できる。1948年に政府を樹立したばかりの韓国が、兵役法を体系的に整える間もなく直面した戦争に、植民地下で経験した戦時総動員は、韓国の手元に残っている数少ない戦争術の一つであった。しかし朝鮮戦争期の少年兵の動員に対する認識は、今日に至るまで、子どもの戦争動員の問題と植民地遺制の脈絡の中ではあ

¹³⁰ 韓国の陸軍本部が刊行した『한국전쟁시 학도의용군』は、学徒義勇軍史の編纂を現代の青少年たちに教訓を与える作業と位置付けると同時に、朝鮮戦争期に学生まで参戦しなければならなかった原因として、当時の韓国の兵力需給体制を指摘している。参照：육군본부군사연구실『한국전쟁시 학도의용군』육군본부, 1994년, 11쪽, 41-56쪽。

¹³¹ 富山一郎『増補 戦場の記憶』東京：日本経済評論社、2006年、50頁。

まり語られなかった。学生と少年に対する戦争動員は、あくまで韓国特有の文化と愛国心の所産として国民国家の歴史と報勳の領域で記念され、たった5年の隔たりを持つ植民地下の戦争動員からは断絶されているかのように見受けられる。

本章では以下の三つの点を解明することを目的とする。第一に、青少年層に対する戦争動員がアジア太平洋戦争期の朝鮮社会に定着し、解放後の南北の対峙と朝鮮戦争の局面で再構成・再現されたことを確認する。第二に、国家が学校を媒介として青少年を兵士として育てていき、戦争後青少年の戦争動員を学徒義勇軍という言葉で記憶を集束、定着させていく様子を解明する。第三に、朝鮮戦争期の少年兵の多様な姿が国家の意図あるいは必要のもとに単一の公式記憶として集束されていく様子に注目する。

さらに、上記の目的を果たすために、本章では身体の記憶という概念の軸を設けたい。植民地期の規律と戦時体制、総動員体制は人々を訓練させることでその身体に感覚的に残ってしまった。解放後の韓国社会を生きる人々はその身体の記憶からは解放されず生活し続けた。植民地期に国民学校に通い、朝鮮戦争期に青少年として戦争を迎えた人々の身体は、戦時体制を生きる身体そのものであった。戦争で戦うことを理解する前に、身体は戦争のために準備されるという日常における規律化が、解放後の戦争においても同じく働いたのである¹³²。1948年に樹立された韓国が1950年の時点において国家のために自らの命の犠牲を惜しまない青少年を如何に作り上げ戦争に用いることができたのだろうか。国のために動く意志以前に、戦争のために準備されていた一般の人々の身体を考えてみる必要性がある。それは、青少年の参戦の動機や行動の根源が時間を越えて新羅時代の花郎にさかのぼっていることや、愛国心というものが解放をもって隔てられた空間に突然現れたように語られる「青少年の兵士志願」の説明における欠落の一部を埋めることのできる素材になり得る。

しかし植民地解放や政府樹立という出来事とは別に、一般の人々の生活は途切れることなく続いていた。その日常生活の継続性に埋もれていた植民地期の総動員体制は朝鮮戦争という状況下で再びよみがえった。つまり、解放前の戦時体制に合わせて訓練された身体が先に存在し、それを愛国心という枠で体得した朝鮮人が韓国人になったとしても忘れることができなかつたと理解したほうが、ある意味で自然なことではないだろうか。したがって朝鮮戦争における青少年の動員は先在した動員の経験が解放後も継続された結果として考えることができるだろう¹³³。

¹³² 同上、56-60頁。

¹³³ ここで、総動員体制下に置かれた青少年層を植民地支配の被害者として単一化するより、アジア太平洋「戦

第1節 青少年の戦争動員と言説の内面化

1) 植民地期の学徒動員：「臣民」になる

第1次世界大戦期の英国におけるボーイスカウトの活動は日本の軍関係者に感銘を与えた。ワシントン条約の影響で軍縮を敢行せざるを得なかった日本にとって学校に軍事教育を施すことは必然であった。その後日本においても少年団と青年団が組織され、日中戦争を経験する中で国家総動員法とともに少年団と青年団は準軍事組織の体制を取り、人的総動員のもととなった。アジア太平洋戦争期には完全に学校の組織として戦時の青少年を統制し、動員に導いた¹³⁴。

青少年を巻き込む日本の総動員体制は朝鮮の青少年にも適用された。1938年「陸軍特別志願兵令」¹³⁵（以下、「特別志願兵令」）による兵士動員が皮切りといえる。「特別志願兵令」第1条は「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上ノ帝国臣民タル男子」を対象にし、「第一項ニ規定スル年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢」と定めた。志願する年の12月1日に17歳以上の朝鮮人男性が現役あるいは第一補充兵役に志願できることを規定している。つまり、志願する年の12月に17歳になる、16歳の男性も志願対象と考えられる。一方、朝鮮の専門学校は一般的に16歳以上の人に入学者と与えていた¹³⁶。そして1943年「陸軍特別志願兵臨時採用規則」によって高等学校及び専門学校法文系学生に対する徴集猶予制度が廃止された。動員の宣伝はまず、動員する学生の口を借りて行われた。

雑誌『文化朝鮮』1943年12月号には学徒志願兵として志願した専門学校の学生たちの座談会記事が掲載されている。座談会は10月30日に行われ、徴兵制の対象からはずれたと嘆いている学徒のために「非常に英断的な臨時措置がとられ」、決意を聞く場として開かれた。会には朝鮮軍報道部の中川大尉が質問者として参加し、専門学校1、2年の学生たちが答え、

争」に巻き込まれ、時には積極的に関わっていた主体として位置付けて多面性を確保することが重要になる。권명아『식민지 이후를 사유하다: 탈식민화와 재식민화의 경계』서울: 책세상, 2009년, 260-261쪽, 280쪽。

¹³⁴ 田中治彦「少年団運動の成立と展開に関する研究」九州大学博士学位論文、1996年、205頁。

¹³⁵ 「陸軍特別志願兵令」『朝鮮総督府官報』1938年2月22日。

¹³⁶ 「京城医学専門学校規定」『朝鮮総督府令官報』1916年4月1日。

志願の抱負を語っている。

学生たちは個人のために行ってきた行為を国家のための行為と解釈する論理を掴んでいった。彼らが励んでいる学業の意義は、軍務を全うすることにあった。紙面が紹介しているように、専門学校に入学したばかりの青少年たちは自らを「半島の指導者層を形造るべき」者と認識しつつ、「皇軍の一員として、国家の役に立ちたいと言う気持」で、「日本人としての自分に、大きな責任が生じた」と自己像を構築していった。つまり将来指導者になるであろう者に、学生として自身を自覚すると同時に、責任ある者として率先して国家のために献身すべきだということを体得した。これに対し、インタビューを進めている中川大尉は、軍人になって戦場に向かうということは「生還を期せず」ことだと述べた。日本の軍人として戦争に参加し、天皇のために命をささげるという図式を学習した青少年たちは自らをお手本にして親や後輩にその「悟り」を伝えたいという気持ちを抱く。志願に反対する親に対しては「父母の気持を啓蒙させてゆく」ことが必要だという認識で臨んだ¹³⁷。

その傍らには知識人と著名人から親の声までを借りての志願の呼びかけがあった¹³⁸。彼らが全国を巡回し志願を勧めた発言は記事としても紹介された¹³⁹。たとえば、李光洙はアジア太平洋戦争を「祖国の興亡がかかった決戦、民族の運命が決定される」ものだと言い、「日本男児の血でアセアの海と陸を洗い流す聖戦」と位置付けて、兵役の義務がなくても行く義気があると力説して学生の兵士志願を促した¹⁴⁰。

近代国民国家の「国民」は、国家を守り、犠牲となることが求められる。植民地の住民において、近代国民国家における犠牲は、宗主国国民との平等を保障するものとして映った。朝鮮はその取引を植民地時期の戦争参加に求めた。特別志願兵令はこれまで産業動員の経験

¹³⁷ 「特別志願の門に戦列への道を開かれた 半島学徒の決意を聞く座談会」『文化朝鮮』第5巻第6号、1943年12月、15-16頁、18頁。

¹³⁸ 「志願앞으면非国民 荊路박차고公道건자—祖国은부른다 戦列에即刻馳參하라」『毎日申報』1943年11月20日付；「学兵에 未志願者 一齊히 徵用키로決定—來五일에 収容、積極鍊成」『毎日申報』1943年12月4日付；변은진『파시즘적 근대체험과 조선민중의 현실인식』서울: 선인、2013년、114-115쪽。；本章は新聞記事の引用が多く、見出しを読んで理解ができるように、できるだけ日本語で表記する。

¹³⁹ 崔南善の文章として「学徒여 聖戰에 나서라 —보람있게죽자— 臨戰無退 空論無用」『毎日申報』1943年11月5日付；「나가자 青年学徒야—學問의真理를行動으로바치라」『毎日申報』1943年11月20日付；「오직感激할뿐—歸還한先輩激勵團 崔南善氏談」『毎日申報』1943年11月25日付。などを参照できる。尹致昊の文章である「壯하다、그대들 용단—오직殉忠奉公에몸을바치라—伊東致昊氏談」（『毎日申報』1943年11月21日付）も同じ言説として参照できる。

¹⁴⁰ 「朝鮮의 学徒여」『毎日申報』1943年11月4日付。

しか持たなかった朝鮮民族に軍人のロールモデルを持つ経験を与えた。新羅時代において文と武を磨いた若者集団である「花郎」が朝鮮型エリート戦士として挙げられた¹⁴¹。花郎道は「忠」を中心イデオロギーに据えており、花郎道と呼び起こす国家によって「忠」の内容が異なってきた¹⁴²。こうして朝鮮人を志願や徴兵制に巻き込む論理が朝鮮の歴史をもって行われた¹⁴³。

青少年の日常の環境、すなわち学校生活も軍隊のように変化した。地域別、学校別に学校勤労報国隊が組織された。生徒たちはいわゆる「祖国愛に総動員」され「国家経済に寄与し身体も健康に」なるとして夏季休暇の間は学校から近い農村、山村、漁村などで働くことになった。学校勤労報国隊の指導総本部は朝鮮総督府学務局に設置され、学務局の指揮統制のもと、各学校の校長が勤労報国隊の隊長を務め、20人ずつ隊を組んだ¹⁴⁴。厳しい団体生活と軍隊のような組織づくりの中で生徒たちは規律化されていった。例えば、慶北中学校の中学生隊員は夜中3時に起床し、夕方8時20分に就寝する生活を送った。朝礼、宮城遥拝、皇国臣民の誓詞、合同体操を終えたら一日中仕事と行軍、講話が続いた¹⁴⁵。最初は夏季休暇の間1週間程度の勤労働員が常設化、長期化して1943年には授業日を短縮して中等学校の高学年以上は360日、低学年は180日間の勤労働員に駆り出された¹⁴⁶。国家のため働くことで自分の身体を鍛えられるという論理に基づいた勤労奉仕は「国家の強制的動員」を「自発的奉仕へと内面化するための精神と肉体の鍛錬」する過程であり、これはまさに「国家権力の強制的暴力性を直接的に経験する場であり、その強制を諦念と順応で内面化する過程」であった¹⁴⁷。

¹⁴¹ 정종현 「국민국가와 '화랑도'—애국계몽기~대한민국 건국기의 '화랑' 담론과 활용양상을 중심으로—」 『정신문화연구』 26권4호, 2006년.

¹⁴² 同上論文, 181쪽.

¹⁴³ 1940年1月1日『東亜日報』誌において「臨戰無退의 花郎道 新羅時代尚武精神의 權化」という記事が掲載され朝鮮民族の尚武精神と愛国心を訴えたが、『東亜日報』は同年8月廃刊される。同記事を取り上げて花郎道を民族精神として説明する記事が在米州韓人誌の『新韓民報』に「新羅尚武時代の花郎觀」という題目で1943年6月17日から7月8日まで4回にわたって連載される。しかし同年11月5日崔南善の学徒に対する特別志願兵の呼びかけが掲載される。アジア太平洋戦争の開戦とともに朝鮮の伝統文化に対して戦争動員の脈絡から見直しがなされたのであろう。

¹⁴⁴ 「祖国愛에 總動員되는 『学校勤労報国隊』 학교에서 가까운농산어촌에서 夏休中奉仕의 具体的内容」 『毎日申報』 1938年6月14日付。

¹⁴⁵ 최규진 「학교를 뒀친 '전시체제', 동원되는 학생」 『내일을 여는 역사』 50권, 2013년, 276-312쪽.

¹⁴⁶ 변은진, 前掲書, 111-114쪽.

¹⁴⁷ 전성현 「일제말기 경남지역 근로보국대와 국내노무동원—학생 노동력 동원을 중심으로」 『역사와 경계』 95

戦争末期の1945年3月、日本は本土決戦を準備するなかで「国民総武装体制」に取り掛かるべく「国民義勇隊」を組織することを閣議決定した¹⁴⁸。義勇隊の組織と運営方針が次々と紙面に紹介され始めた¹⁴⁹。内閣直属の情報局は国民義勇隊が情勢によって戦闘組織に移ると発表し、区域によっては軍と連合的組織として運営する方針を明かした¹⁵⁰。

朝鮮の青少年や子どもにも勤労報国だけでなく本土決戦のための総武装準備が求められた。5月21日に勅令として発布された「戦時教育令」は「戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ智能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本分」と規定している。学生たちは学校単位で学徒隊に編成され、従来の食糧増産、軍需生産といった産業動員だけでなく、「防空防衛、重要研究等戦時ニ緊切ナル要務」に充てられた¹⁵¹。『毎日申報』は「戦時教育令は22日『青少年学徒に下された勅語発布』の記念日を迎え公布された。本勅令は今日のような戦局において殉国の知性を抑制できず奮起しようとする学徒たちの前に…(中略)…我が学徒の足は兵器生産と食糧増産へまた防空防衛の要員に『学徒隊』という全面的な組織をもって力強く突撃するだろう」と呼びかけた¹⁵²。

青少年に求められた「防空防衛」という任務について、朝鮮総督府の梶川学務課長は「純忠に燃える青少年学徒全体の奮起を要請したものだけ、上からは専門大学から下の国民学校まで男女の区別なく女学校まで」学徒隊に含め、「防衛活動」を「より組織的に全面的に」

権、2015年、171쪽、174쪽。

¹⁴⁸ 1945年3月23日「国民義勇隊組織に関する件」が閣議決定され、日本だけでなく植民地下の朝鮮においても施行されるようになった。地域・学校ごとに義勇隊をつくり組織的に防空・疎開・軍事活動の補助に当たる動員策であった。「全国民護国尖兵に国民義勇隊を組織 官民有職者の挺身懲憑」『毎日申報』1945年3月26日。

¹⁴⁹ 義勇隊を結成する理由を記事は以下のように語っている。「(前略) 敵をやっつけるのは一戦の兵士だけが担うことではなく、銃後を守る我々自身の仕事でもある。まして大東亜聖戦を必ず勝ち抜くために銃後一億はさらに決心し国土防衛と生産に飛躍的な戦闘態勢を持ち合わせ『銃後兵任務』を全う組織が絶対的に必要となった今、政府では『国民義勇隊』を組織することにし、朝鮮でも東上中の遠藤政務総監の談話とともに内地と同じ国民義勇隊を組織することになり、これに対する準備を急いでいる。(後略)」「国民義勇隊で一億武装」『毎日申報』1945年5月25日付。

¹⁵⁰ 「国民義勇隊 情勢によって戦闘組織転移」『毎日申報』1945年4月15日付；「町村隊を原則とし区域によっては軍と連合隊組織 国民義勇隊運営方針」『毎日申報』1945年4月30日。

¹⁵¹ 戦時軍人や大人の国のための犠牲を随時伝えられる中で、青少年は「教育の成果を発揮」することが本分といわれてきた。犠牲が国民の資格とされる構図において、青少年は大人に言われたことを全うことが同格になることだと考えざるを得なく、より目に見える形での「犠牲」を果たそうとする。(「戦時教育令」1945年5月21日)。

¹⁵² 「生産、防衛の戦列に 半島の学園も従軍 梶川学務課長と問答—学徒隊意義と任務」『毎日申報』1945年5月23日。

関わらせる予定であった。その防衛活動とは「警報発令中に警備や情報連絡など簡単な防衛活動もあるが最悪の場合は銃剣を持って敵を倒す戦闘」と、包括的であった。特に、梶川学務課長は「国民学校の学童は学童の手におえる任務を与え、中等学校生徒は平素の教練を十分活用し、場合によっては若い学徒だけが持っている憂国の情熱をそのまま発揮できる戦闘にも参加できるようになるだろう」と明かしており、朝鮮の青少年及び子どもの戦争動員、中学生の場合は戦闘員としての動員を想定していたことが分かる¹⁵³。

戦争末期の青少年の動員はこうして組織づくりをし、その集団を強力に統制する方式で行われた。何よりも国家のための奉仕体制をつくり、自発性を帯びた強制的な戦争動員が完成された。学生生徒たちには絶えず「国土防衛に大きな役割」を果たすことを期待する旨を示し、青少年側からの能動性を呼びかけた¹⁵⁴。また、学徒隊は国民義勇隊と組織系統が類似し、命令の指揮系統が国民学校まで及ぼす効果が期待され、全道において結成された。

学徒隊結成式はまるで軍隊の壮行式を思わせた。黄海道学徒隊結成式の場合、中等学校の生徒が代表として宣誓し、一同が「海ゆかば」を合唱した¹⁵⁵。道知事が隊長、内務部長が副隊長を務め、その下に中等学校学徒隊を設置、各中等学校の学徒隊が編成された。国民学校学徒隊は内務部長が隊長、学務課長が副隊長を務めた。各学校は28日から29日の間に結成式を行い、道全体の結成式は31日に行われるという体制をとった¹⁵⁶。全羅南道の学徒隊結成式においても軍隊の査閲式のように「結成式を挙行し続いて閲兵と分列行進」が行われた¹⁵⁷。こうして植民地末期の総動員体制において、組織化された勤労働員をもって学校の青少年は国家の強制的な動員を自発的奉仕として内面化した。そしてその精神と身体は軍事的動員を「自発的」なものとして受け入れたまま解放を迎えた。

2) 「学兵」¹⁵⁸の言説：記憶の断絶の継承

¹⁵³ 同上。

¹⁵⁴ 「半島学徒隊結成 七月一日戦時教育令実施」『毎日申報』1945年6月29日。

¹⁵⁵ 「義勇隊黄海道学徒隊」『毎日申報』1945年8月2日。

¹⁵⁶ 「黄海道学徒隊」『毎日申報』1945年7月26日。

¹⁵⁷ 「全南道学徒隊も結成 閲兵、分列行進に戦意昂揚」『毎日申報』1945年8月13日。

¹⁵⁸ 韓国社会において、アジア太平洋戦争期の朝鮮人学徒兵は「学兵」と呼ばれる。朝鮮戦争に参戦した「学徒兵」と区別するためである。朝鮮戦争期の学徒兵は確認された記録からすると12～13歳の中学生から大学生までの義勇兵を意味するが、学兵は志願兵及び徴兵令によって動員された徴兵適齢の学生であった。年齢層も兵士

日本の敗戦後、朝鮮半島の解放は植民地化の朝鮮人の多様な行動や意図が断絶、忘却、収集、再編される場であった。アジア太平洋戦争に参戦した朝鮮人学徒兵はまさに記憶作業が渦巻く解放の空間に帰ってきた。いわゆる「学兵」と呼ばれる帰還朝鮮人学徒兵は集会や座談会で自らの経験を語ったが、植民地下の戦争動員の中で「自らを「日本帝国の国民」として認識した記憶と個人の欲望に対する記憶は封印され」てしまっていた¹⁵⁹。学兵たちが封印した記憶とは、「国民」としての記憶でもあった。国民と国家の枠組みを形成した学徒の志願経験は解放後の朝鮮社会における新国家建設や民族意識アジェンダに集束され、民族のコンテクストの中で語られるようになったのである¹⁶⁰。つまり、身体の動員が朝鮮社会に残っている中、戦争の言説は断絶された状態が続いた。このような選択的な植民地継続性をチェ・ジヒョンは次のように分析している。

解放後朝鮮人は「日本」という公共の敵に対して非難することによって「民族」共同体を確認し、人々は日本に抵抗したという事実を明らかにして、協力したとしても「今は」反省していることを明らかにしなければならなかった。したがって「国民国家建設」への熱望や「独立闘志」に対する尊敬とそれに関連した話は植民地期の個人の過去を語る時に一つのモデルになる。すなわち個人はこのような物語の構造の模倣をとおして「朝鮮民族」となろうとしたのである。したがって日本帝国の植民地民として参加した太平洋戦争と関連する事件がほとんど扱われなくなり、仕方なくこれについての叙述が必要な場合には、日帝の強圧によっていやいやながら連れていかれた「被害者」として呼び起こされるだけである¹⁶¹。

植民地期の国民としての志願という行為は、解放後自らの行動を説明する場において、立場によって解釈がことになった。学徒志願そのものは強制的であるという認識は帰還学兵と学

になった方法も異なるが、学兵の動員言説は朝鮮戦争において大学生だけでなく参戦した中学生までも含んだ。それ以後の韓国社会において、徴兵制度が確立されるにつれ、学徒兵は主に中高生の志願兵を象徴する言葉となった。

¹⁵⁹ 최지현 「학병(學兵)의 기억과 국가 -1940년대 학병의 좌담회와 수기를 중심으로-」 『한국문학연구』 32호, 2007년, 479쪽。

¹⁶⁰ 류시현 「태평양전쟁 시기 학병의 ‘감성동원’과 분노의 기억」 『호남문화연구』 52권, 2012년, 99-136쪽。 ; 최영욱 「해방 이후 학병(學兵) 서사 연구 -학병의 ‘기억’과 ‘정체성’을 중심으로-」 연세대학교석사학위논문, 2009년など、学兵の記憶に関する論文参照。

¹⁶¹ 최지현、前掲論文、476-477쪽。

兵拒否者に共通するものだった。志願を拒否した人は志願そのものが日本帝国のために血を流すことだったから拒否したのだと語り、アジア太平洋戦争への参戦が日本のためだったという認識を解放後も持っていた。しかし帰還学兵は参戦の動機を日本のためだったのではなく朝鮮のために戦ったのだと語り、命をささげる対象となる国を日本帝国から朝鮮に変えた。彼らは日本軍人より優秀な朝鮮人軍人であったかを力説し、自分がいかに日本人部下に激しく当たったかを語ることで、独立運動と新国家建設を掲げる解放後の朝鮮社会に共同体として溶け込もうとした¹⁶²。こうして植民地として巻き込まれた戦争の記憶は民族の独立という社会の脈絡に合わせていったん断絶され、選び取られて継承された。

「新国家」にすり替わった志願言説は、朝鮮戦争における兵士不足で志願を呼びかける当局の必要と青少年の学校を通して学んだ犠牲の熱望に組み合わされた。帰還した学兵たちの座談会や回顧での記憶の断絶と再編を通して、現代の花郎すなわち学徒兵は「皇国臣民」性を捨て「韓国国民」性を新しく帯びた。花郎道も南北対立と朝鮮戦争の中で韓国固有の青年の愛国心を象徴するものとして再び位置付けられた。1949年頃に申性模国防部長官が「花郎は国家と民族のために戦い、国家と民族のために死ぬことを光栄に思った」ことや李瑄根国防政訓局長が『花郎道研究』において韓国の歴史全体を花郎道に中心を置いて述べていることが指摘されており、李瑄根の作業が花郎道を韓国固有の思想・精神に据えこれを現代韓国の民族国家の理念としてまとめたことが特記される¹⁶³。

学兵の記憶が新国家と民族の談論に集束されるとともに、学徒を戦争に動員する論理も韓国のもので再構築された。将来を担う指導者層とみなされる学生層が「誰のために戦ったのか」ではなく、「いかなる気持ちで志願したか」だけを残したとき、その言説は徴兵制国家の韓国において徴兵適齢の青年だけでなく、適齢未満の学生層に「エリート・リーダーシップ」の一環として影響を及ぼすものとなった。

ここで、朝鮮戦争を前にして、学兵言説を受け継ぐ青少年について考えたい。植民地支配下の国民学校に通っていた子どもの生活は、学徒隊に編成され大人と同じく「国家のために

¹⁶² 同上、470-473頁。

¹⁶³ 정종현, 前掲論文、2006年、199頁；정종현と西中研二(「薩摩兵児二才と新羅花郎道の比較研究」、筑波大学博士学位論文、2013)の研究で検討されている通り、花郎と花郎道研究には植民地期の三品彰英の『新羅花郎の研究』(三省堂、1943)が挙げられ、花郎道は朝鮮の学徒志願のための説明題材として盛んに用いられたが、解放後において花郎道が利用された植民地的脈絡は消えてしまったという。

働く」日々であった¹⁶⁴。解放後の青少年の活動は引き続き学徒隊の組織を中心に行われた¹⁶⁵。朝鮮戦争の時、自ら戦うことを決心して志願した中高生が少なくとも解放直前まで国民学校に通っていたことを考えると、準軍事組織の働き方を経験した青少年が本当の戦争を目の前にしたとき、学校単位で学徒隊を組んだり、兵士として何か役に立てることを望んだりしたことは自然なことであったと思われる。

第2節 少年兵の形成と帰還

1) 日常から戦場へ導かれる動員

前章において子どもを参戦に導く自発性を教育する学校の役割に少々触れたが、ここでも、韓国の学校という場に注目して子どもの動員の道程を検討したい。子どもの国民化を担当する学校は、国家が戦争に突入し、国民の動員を必要とするとともに、子どもに将来の兵士という役割を学ばせる作業を遂行したといえる。

38度線以南における単独政府樹立に反対した済州島の4・3抗争では、秩序の維持以上の暴力的なパルチザン討伐が行われた。韓国政府樹立直後は軍人が反乱を起こす麗順事件があった。両事件において大規模な民間人虐殺が伴った。韓国政府は樹立時から左翼との闘いを続けることで「政治的、法的根拠が不在の不法・違憲の戒厳令が宣布され、布告文による即決処刑が飛び交い、反乱鎮圧に特化した軍組織が創設され警察組織が拡大」する体制を成立させた。また、いわゆる「暴徒」の検挙のため「日本帝国時代の弾圧法令が復活し、日本式パルチザン鎮圧作戦が適用され、米軍の組織と戦術、作戦指揮が結合」した¹⁶⁶。

このような状況のもとで、韓国の学校は思想機能と軍人育成を強化した。もちろんそれは

¹⁶⁴ 沖縄戦を受け、特攻隊による制空権の確保が重要だとして、国民学校4年生以上の児童5百余人は松根油の補給のため採集に励んでいるとの記事（「松根油資材採集に国民校児童が敢闘」『毎日申報』1945年6月16日）から、国のため働く経験をした子どもの身体の記憶が中学3年生のとき朝鮮戦争を迎えよみがえったことを想定せざるを得ない。

¹⁶⁵ 「東洋医専学徒故曹錫文君永訣式（二十三）、朝鮮学徒隊朝鮮青年団合同葬」『民衆日報』1945年9月24日付；「学徒隊市街行進」『民衆日報』1945年9月27日付；「学徒隊の無許可示威行列、軍政警察が禁止」『民衆日報』1945年9月30日付；「学徒隊新しい出発」『民衆日報』1945年10月1日付。

¹⁶⁶ 김학재 「한국전쟁 전후 민간인 학살과 20세기의 내전」『아세아연구』53권4호、2010년、105쪽。

植民地下の学校の体制を受け継いでのことである。特に1948年10月の麗順事件に多くの生徒が関わっていることで、李承晩政府は学校における思想を取り締まり、左翼教員と生徒を粛清した¹⁶⁷。文教部は「現下の非常事態に対処し、中等学校以上大学に至る各々の学徒護国隊を組織して軍事訓練を実施することで国家有事時に堂々たる自衛方策を立てる一方、反民族的な教員と学生を粛清する」ことを知らせると同時に、文教部編修局長と国防部次官が各学校において軍事訓練を正規学科として定めるために必要な将校の転属を議論する旨を示した¹⁶⁸。文教部の予定通り、12月12日にソウル市内で中学生護国総決起大会が開かれ、1か月後の1949年1月23日には「学徒護国隊組織要綱」が紹介された。

文教部では学徒層の思想統一と有事の際、郷土防衛のため学徒護国隊を組織するという旨を示したが、その組織づくりを次のように決定した次第である。中央には学徒護国団の本部を置き、その下に中央指導委員会と事務局を置く。その下部に各市・道には市・道学徒護国団を置き、その下に府・郡学校護国隊を置く。学徒護国隊は監察、宣伝、文化、体育、厚生、総務の6部を置き、分隊編成する¹⁶⁹。

学徒護国団は設立目的を「学徒層の思想統一と有事時の郷土防衛」と定め、中央から地方へ、上部から下部へ効率的な統制を図る準軍事組織を目指した¹⁷⁰。文教部が麗順事件(10月19日～27日)を受け、対処方案として護国隊の設置を決め、細則樹立のための局長会議を開催したのは1か月のうちのことであり(11月13日)、実際生徒を集めて決起大会を開催するまでさらに1か月(12月12日)、そして組織要綱を一般に知らせるまでさらに1か月を所要した(翌年1月23日)。ちょうど3年前まで戦争下の学徒報国隊、学徒隊という組織化を経験した学校が難なく規律化されたと考えられる。

生徒たちは義務的に学徒護国団の団員となり、学徒護国団の活動をとおして週2時間の軍

¹⁶⁷ 연정은 「감시에서 동원으로, 동원에서 규율로—1950년대 학도호국단을 중심으로—」 『역사연구』 14권, 2004년, 199-253쪽.

¹⁶⁸ 「各学校に将校配属」 『東亜日報』 1948年11月13日付。

¹⁶⁹ 「学徒護国隊組織要綱」 『京郷新聞』 1949年1月23日付。

¹⁷⁰ 当時韓国政府が学徒護国団を組織した目的は、「国のためにつくす戦士型国民づくりの一環」であった。それは軍事訓練と体育教科を通して鍛えられた体と精神を持ち合わせた「健康で精力的かつ不屈の、自己犠牲的な戦士」を作る国家的な事業であった。なお、Chong-myong Im. “The Korean National Defense Student Defense Corps and the Manufacturing of Warrior-type Students in Its Incipient Days,” *International Journal of Korean History*, 2012, pp.55-6. を参照。

事訓練を受けた¹⁷¹。学徒護国団の活動は青少年の思想観にも影響を及ぼした。元学徒兵であるイム・ジョン Chol氏は回顧録において「学徒護国団の幹部として活動しながら人権と私有財産を保証する自由民主主義体制の優越性を学び、共産主義者たちが引き起こす残虐なふるまいをはっきり目撃した」と述べながらも「共産主義が何か知っているかと聞かれたら正直にいて共産主義に反対する論理があるわけではなかった」と語っている¹⁷²。学徒護国団の活動に参加していた青少年たちは共産主義が何なのかわからなかったが、「敵」に対する対抗心だけははっきりと教わった。

学校内で隊を組み将校から軍事教練を受ける状況は植民地の国民学校において軍事的規律を経験した青少年には見慣れた光景であった。韓国の状況上、将校が不足して中等学校の体育教師が陸軍士官学校で短期間の教育を受け、配属将校として生徒たちに軍事訓練を施すことになった¹⁷³。配属将校は朝鮮戦争勃発後、配属先の生徒たちに学徒兵の志願を勧めるなどの影響力を持っていたことが確認されている¹⁷⁴。

学校の軍事化が進む中、朝鮮戦争が勃発し、教育と軍事は自然と協調体制を続けた。戦争勃発2日後、各学校に対して白樂濬文教科部長官の指示が出された。

- 一、万一の場合に備え学徒護国団の万般の準備体制を取ること
- 二、昼夜を問わず学校の守護に尽力し授業に支障がないようすること
- 三、利敵行為に対する警戒を厳重にする同時に流言飛語を取り締まること
- 四、まず有事の場合は軍警に積極的に協力すること¹⁷⁵

文教科部長官の指示は学徒護国団の組織を通して学生層を統制する一方、彼らが自ら警戒と取り締まり任務に臨むことを求めている。何より軍警に積極的に協力を求めることにおいて協力の範囲を恣意的に判断した場合、後方での協力だけでなく学生自らが軍人、警察として行動することまで求められていると考えることができる。

軍人や警察の役割を求められ活動を始めた学生層は大学生だけではなく、いわゆる国

¹⁷¹ 국방부군사편찬연구소 『6・25전쟁 학도의용군 자료집』 국방부군사편찬연구소, 2012년, 5쪽, 30쪽.

¹⁷² 임종철 『학도병은 살아있다』 대동문화, 2006년, 24쪽.

¹⁷³ 「配属将校募集」 『東亜日報』 1949年1月19日付.

¹⁷⁴ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011년, 128頁.

¹⁷⁵ 「白長官学園に特別指示発令」 『京郷新聞』 1950年6月27日付.

家のお召しに応答したのは青少年生徒であった。志願を決めた青少年たちは「(避難民収容所に)募兵官が怖くて大部分の若者はたいてい朝飯だけもらって山の中に逃げ」ることを不満に思った。そのような生徒たちの前には「学徒護国団志願兵待機所」が待っていた¹⁷⁶

国防部側はこのような動きを戦争勃発直後から把握しており、国防部の中で兵士の思想教育と宣伝を担当する政訓局は学生層を戦争に大いに活用した。6月29日には学徒護国団の幹部が集まり、水原に避難した国防部政訓局を訪ね参戦の旨を明かしていた。義勇軍に組織された学生たちの一部は戦闘に直接参加したが、大部分は政訓局の指揮下で後方宣伝と行政を担当した。政訓とは「消極的には軍内兵士のための教育と後方活動を意味する。しかし積極的には対内・対外・対敵思想心理戦遂行のための活動をいい、その主体は軍を越えて国家統治機構や団体にまで及ぶ」¹⁷⁷と定義される。学校や学徒護国団を通して思想訓練を受けた学徒層は敵に対する思想戦の主体として用いられた。

学校は戦争文化を教育する場だけでなく、実質的な募兵の場としても機能した。徴兵制が体系的に行われていない状況で、青少年生徒の「自発的」な戦争動員は、国軍編制制限による兵務局と兵士区司令部の解散、戦争勃発による国民防衛軍の編成と兵士区司令部の再設置、第2国民兵の登録実施といった兵力動員とつながる一切の人的動員のすき間を埋める機能を果たした¹⁷⁸。軍当局は学校に召集をかけたり、募兵官を派遣したりして、青少年の志願・徴集を行った。学徒兵部隊に入隊させられた当時慶州中学校のキム・サムス氏は、慶州市内の3つの中学校の生徒は慶州駅前に集合するようという連絡を受けたという。その結果、約300人の生徒が集まって、列車で大邱まで移動したが、キム氏は学徒護国団の時局教育だと考えていたという。引率は学徒護国団の幹部によるものであった。生徒たちは大邱の試験場で身体検査を受け、学徒兵として入隊が決められた。キム氏は第25連隊学徒連隊という名前で1週間程度教育を受け、^{アングァン}安康戦闘に参加した¹⁷⁹。志願入隊したパク・ユンピョ氏は1950年8月中学校校庭で「危機にさらされた祖国を救うため、軍は志願入隊を期待している」という募兵官の話を聞いてその場で海兵隊への入隊を決めた¹⁸⁰。

以上のように、植民地の朝鮮社会が体得した戦争動員、その中でも青少年層の戦争動員の

¹⁷⁶ 국방부군사편찬연구소 『6・25전쟁 학도의용군 자료집』 서울: 국방부군사편찬연구소, 2012년, 4쪽.

¹⁷⁷ 국방부정훈국 『정훈대계I』 서울: 국방부정훈국, 1956년, A3쪽.

¹⁷⁸ 권자경 「한국전쟁・전후복구와 자원동원 - 국방분야 인적자원추출제도의 형성과 제도화 -」 『한국거버넌스학회보』 18권2호, 2011년, 275-301쪽.

¹⁷⁹ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011년, 129頁.

¹⁸⁰ 同上書, 135頁.

仕方は、その後の朝鮮戦争においても有効に「活用」された。ただ、アジア太平洋戦争期のように青少年たちが食糧増産や軍需工場で働くことにはならなかった。朝鮮戦争では緊急事態における避難が続き、徴兵適齢者の住所地が確認できず、兵力需給の空白を、軍門をくぐった青少年たちが埋めることになったのである。

2) 戦場から日常に戻る道

青少年層を動員してかろうじて戦時下での兵力動員体制が整えられたとしても、それが動員されたすべての青少年を戦争後に戦場から無事に帰すことを意味してはいなかった。日常に戻ることはあくまで兵力に影響が出ない限りのことであった。青少年学徒兵の復帰問題は国民防衛軍の募集と重ねて理解することができる。

安定的な兵力補強策としての「国民防衛軍設置法」が1950年12月21日に公布された。これにより17歳から40歳までの男性の志願をもって第2国民兵の動員が始まった。しかし国民防衛軍編入対象となった人々は以下の「国民防衛軍設置法」第3条をもって志願を忌避していたと考えられる。

左の各号に該当する者は国民防衛軍に編入できない。

一、現役軍人、軍属

二、警察官、刑務官

三、兵役法第六十六条各号の一に該当する者

四、非常時郷土防衛令に依る自衛隊対抗、副隊長

五、兵役法第七十八条によって軍事訓練を受ける学生、生徒¹⁸¹（下線は筆者）

第2国民兵の募集を実施するなかで、該当者(17歳以上から40歳以下の男性)が行政機構や軍関係の仕事をしていると国民防衛軍に編入されないため、軍の身分証の発行申請と徴兵保留申請が相次いだのである。また、軍の情報機関や捜査機関が複雑すぎて問題視されていた。国会と政府当局としては「複雑な機構の中に隠れて軍属を名乗って神聖な兵役の義務を忌避

¹⁸¹ 「国民防衛軍設置法」『大韓民国官報』第419号、1950年12月21日。

しようとしている」という認識を持っていた¹⁸²。

あまりにも多くの「学生、生徒」や「軍属」が戦闘ではなく後方の情報機関で働いていることが問題化したので、学徒兵及び軍属を帰還させて兵役法によって徴兵するか国民防衛軍に編入させる必要性が生じたと推測できる。また、学徒兵はエリート意識を持って学生であることを誇りに思うことがあったため、一線部隊において上下関係の規律を乱す存在という認識が広まった。学徒兵側としても、特に青少年層を中心に「軍人は大人なのに士気もなく、まともに戦うこともできない」ので「勇敢な学徒兵が参戦するしかない」という認識があり、摩擦は避けられなかった¹⁸³。『東亜日報』も「学徒兵を一般兵と混用することによって実際の面において兵士の中に摩擦が生じ、士気が阻害されることを受け、学徒兵の待遇を別にする。この先その質によって将校下士官等に分類して訓練させる方針を立てている」という当局の認識を伝えている¹⁸⁴。

これを受け、1951年2月28日文教部長官による復校令が学徒兵に伝えられた¹⁸⁵。このことを記録として伝えるものとして、たとえば南相瑄の場合、中尉として服務した歩兵第3師団学徒義勇軍部隊が3月16日に解散命令を受けたという。またチョン・ヒョミョン氏の場合、^{ソウチキ}東草に駐屯している第8師団所属の学徒兵だったが、復校令を噂でしか聞くことができず、上司の作戦参謀も何も知らず、自力で情報を収集し事実を確認した上で復帰を求めた。故郷に帰ることができたのは4月末のことだったという¹⁸⁶。

しかし文教部長官の復校令はすべての学生を学校に戻らせることができなかった。大学生の場合は「大学教育に関する戦時特別措置令」（1951年5月4日施行）によって学習権が保証された。しかし青少年学徒兵の場合は、学生としての身分を維持していた人以外は運任せの状況に置かれていた。すでに入隊して軍人となってもう学生ではなくなったり、部隊事情によって復校令が伝えられなくなったりしたこともしばしばあった。ユン・ハンス氏は中学生でありながら入隊して軍人になったため、1954年5月に除隊したが、4年も軍隊にいたこと

¹⁸² 「4. 第2国民兵処遇改善に関する件議案」『第2代国会第10回第7次国会本会議議事録』1951年1月16日。

¹⁸³ チョン・ヒョミョン氏インタビュー（2017年8月収録、麗水）。

¹⁸⁴ 「国民生活体制の大転換断行 非常戦力を増強」『東亜日報』1951年1月12日付；「学徒兵待遇を改善 軍属後方軍人数減縮」『東亜日報』1951年1月12日付。

¹⁸⁵ 文教部長官による復校令の内容は次のようである。「①すべての学徒は本来の使命の学業に復帰すること ②軍服務によって学業が中断された学徒の軍服務の事実が認められたら学校当局は無条件復校を認めること ③軍服務した学徒に対する軍及び各級学校は復校する学徒たちに特別な配慮をすること ④軍に服務する間学年進級から落ちた学徒は本人の希望により学年進級を認めること」南相瑄、前掲書、1975年、315頁。

¹⁸⁶ チョン・ヒョミョン氏インタビュー（2017年8月収録、麗水）。

に悔しさという感情が残ったという。除隊した時点で勉強する方法も忘れ、同期たちはとっくに卒業して仕事に就いており、ユン氏は学校に戻ることができず働くことになったという¹⁸⁷。

国会においても学習権の問題が議論されたが、それは1957年、兵役法改正を準備する段階になってからであった。戦争中入隊した学生層は戦争が終わっても除隊できなかった。国会では、除隊の基準が明確に定まらず、2年間服務した人が6年間服務した人より先に除隊するなどという兵務行政面での制度の未整備が指摘されている。しかしこの会議においても軍人としての動員の解除については議論されていない¹⁸⁸。

なお、青少年を組織化して戦争に動員する媒介だった学校も、送り出した学生たちを呼び戻すことはしなかった。戦争動員の言説が養った自発性は青少年を生から死に向かわせるだけの一方通行のものであり、まさに戦場から日常に帰還することを想定していない植民地下の戦争の特徴を内包していたと考えられる。

第3節 戦争後の記憶の集束

1) 大韓学徒義勇軍同志会の結成

戦場から帰ってきた学徒兵出身者たちは団体を立ち上げた。「大韓学徒義勇軍同志会」(以下、同志会)の創立総会は1955年10月16日、ソウル体育館で行われた。1951年の復校令と1953年の休戦締結からするとずいぶん遅い時期の集結である。おそらく復校令と休戦という区切りにもかかわらず、帰還できずにいた人々が多くいたことと同時に、青少年の参戦から4、5年が経ち、兵役法による召集令状が届いて再び軍隊に行くことになった事例が出

¹⁸⁷ ユン・ハンス氏インタビュー (2017年2月収録、大邱)。

¹⁸⁸ 「(前略)(シン・ギュシク議員発言)満期除隊に関して皆さまが昨日から話しておられましたが、現行兵役法または改正しようとする兵役法もやはり陸軍においては2年、海軍においては3年になっているのです。ところが警備隊時代に入ってきた人はともかく、自分の知っている限り6・25事変をきっかけに入ってきた人々はすでに5、6年経過していると思われていますが、この人々に対して今の除隊の実態を見ると、あるいは2年、3年、4年、5年、6年というふうにと考えると順次に6年目の人から6年、5年、4年、3年、2年こうして除隊していくのが人情で常識であると思われるのです。(後略)」(「兵役法改正法律案第1読会」『国会会議録』、1957年7月13日)。

てきたことに影響を受けたものと考えられる。同志会の創立趣旨文は「（前略）国内外に多事多難なこの時、過ぎし日の大韓学徒義勇隊に集結し、血まみれの闘争を繰り広げた同志を中心に、同志的結束により民族国家統一復興課業に応分の貢献をすべく、百四名の同志の名により、『大韓学徒義勇軍同志会』を発起するので、同志諸兄はこの趣旨に賛同し積極的に同参を願いたく、満天下の声援鞭撻を望みます¹⁸⁹」とされ、学徒兵出身者の結束をもとに声を上げる必要があったことがわかる。同志会の会員資格は10月15日までに「中央学徒護国団事務局内準備委員会事務室に登録を完了した者に限る」とされ、依然として学徒護国団と学徒義勇軍の関連性を示している。

同志会が真っ先に取り組んだのは追悼活動であった。創立1周年には同志会の本部会館で記念式を挙げ、鷺梁津の顕忠碑を参拝した¹⁹⁰。浦項では学徒義勇軍同志会慶北支部が浦項戦闘で散華した学徒兵、故金春植氏他47柱に対する慰霊祭を行った¹⁹¹。同志会中央本部は雪害救済や水害民救護物品を送るなどの福祉活動も続けた¹⁹²。

しかし同志会の本質は戦争後も続く政訓・宣撫活動にあったと考えられる。学徒義勇軍は、おもに戦時後方工作活動を担当した。休戦後も自ら得意とするその役割を担っただろう。同志会は戦争6周年を記念して文教部、国防部、京郷新聞などの後援を受け、全国男女中高等学校音楽競演大会大統領旗争奪戦を開催した。7月13日から三日間明洞カトリック文化館で開催された¹⁹³。1958年5月23日にはソウル駅の前で「国際共産主義の手からインドネシアを救おう」というプラカードを掲げてデモをした¹⁹⁴。その翌日に同じテーマのデモが学徒護国団団員の高等学校学生たちによって行われたことは興味深い¹⁹⁵。学徒義勇軍同志会は学徒護国団団員である後輩学生に対してある種の思想的「先導」、宣撫の役割を果たしたといえる。

同志会は次第に親与党・親政府団体として浮上していった¹⁹⁶。1961年「韓学徒義勇軍同志会ソウル特別市支部主催反共思想再武装促進全国雄弁大会」がソウル市公館で開催された。講壇にかかったプランカードには「偽りの扇動と甘言が共産主義の全部だ 中立の夢から覚

¹⁸⁹ 「学徒義勇軍出身同志に告げる」『東亜日報』1955年10月15日付。

¹⁹⁰ 「創立一周年記念式 学徒義勇軍同志会」『京郷新聞』1956年8月13日付。

¹⁹¹ 「学徒兵慰霊祭 厳修」『京郷新聞』1957年7月3日付。

¹⁹² 「雪禍救済金本社接受分」『東亜日報』1956年3月8日付；「水災民救護義捐金品」『京郷新聞』1957年8月14日付。

¹⁹³ 「音楽競演大会」『京郷新聞』1956年6月23日付。

¹⁹⁴ 「印尼革命軍を助けよ 学徒義勇軍等デモ」『京郷新聞』1958年5月24日付。

¹⁹⁵ 「市内万余学徒蹶起 印尼革命軍支援を絶叫」『京郷新聞』1958年5月25日付。

¹⁹⁶ 「親与党系青年団体統合 正副統領選挙に対備推進」『京郷新聞』1959年1月21日付。

めろ！中立は赤化の第一歩」と書かれており、戦争期の政訓局と学徒兵が担当した後方宣伝作業が引き続き行われていたことが写真資料から確認できる¹⁹⁷。

2) 制度としての「学徒義勇軍」

同志会は組織後次第に新政府団体となったが、そこには入隊免除を望む学徒兵出身者の利益と兵力確保を望む政府の利益をある程度折衝する制度の確立があった。執権初期から李承晩政府は、戦争中の「国民防衛軍設置法」、休戦間際の「民兵隊令¹⁹⁸」などを設け、兵力増強を目指していた。「北進統一」の目標のために兵力確保は重大な問題であった。常備兵の数を1957年当時72万人に維持していた李承晩政府に対し、予算編成の問題や高等教育を受ける学生を人材として育てるという必要性が対立した。この時期大学生の徴兵と猶予問題に対しても文教部と国防部の立場の差が顕著であったことが確認できる。国会としては法制化ができないままの人数の維持は困難だという態度を堅持した¹⁹⁹。

このような状況下で、参戦学徒兵の中には学徒隊の解散後、徴兵適齢を迎えて召集令状が出される場合があった。学徒兵の証明書を提示できない場合は再び入隊せざるを得なかった。補償・援護の面でも、学徒兵戦死者の場合は1956年、援護処から遺族に対して謝金と慰問品として木綿が支給されたが、生還者は援護措置の対象にならなかった²⁰⁰。

政府側と学徒兵同志会の両者の思惑は、1957年に公布された「改正兵役法²⁰¹」の学徒義勇軍参戦者に対する処遇方針とその翌年からの学徒義勇軍の登録、そして1959年「兵役法施行令」における学徒義勇軍の定義と兵務当局が実際認めた予備役編入認定(現役免除)の温度差に現れる。

まず1957年の「改正兵役法」は兵種を再編成し、中高生及び大学生に対する軍事訓練の実施を定め、有事時の兵力の確保に備えている²⁰²。その脈絡から、当局は同法第62条で定

¹⁹⁷ 国家記録院資料 (<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200200032578&dsid=000000000001&gubun=search>) (閲覧：2019年6月17日)。

¹⁹⁸ 「民兵隊令(大統領令第813号)」1953年7月23日、(<http://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=20195&efYd=19530723#0000>) (閲覧：2019年6月17日)。

¹⁹⁹ 「兵役法改正法律案第1読会」『国会会議録』1957年7月22日。

²⁰⁰ 국방부군사편찬연구소、前掲書、2012年。

²⁰¹ 「兵役法改定法律(法律第444号)」『大韓民国官報』第1852号、1957年8月15日。

²⁰² 「兵役法 全体制定・改定理由」国家法令情報センター (<http://www.law.go.kr/LSW/lsRvsRsnListP.do?lsI>

めた学徒義勇軍の予想人数を少数に捉えていたと推測される。

第62条

①檀紀四千二百八十三年²⁰³六月二十五日北韓傀儡集団の侵寇を防衛する為に当時学校に在籍中であつた者として志願に依りて軍に服務し戦闘に参加した者(学徒義勇軍と略称する)は本法に依る現役に服務した者とみなして第一予備役に編入する。

②前項の学校義勇軍の範囲は大統領令で定める²⁰⁴。

改正兵役法では、学徒義勇軍の証明ができる人は現役として服務したとみなし、身分としては第一予備役に編入した。そして学徒義勇軍の範囲は、登録された学徒兵を査定して1959年の施行令において定めた。施行令制定過程においても、当局は学徒義勇軍に参加した人を第一予備役に編入するための要綱を具体的にどうすべきかを決めかねていた。当時の記事から学徒義勇軍の適用範囲がうまくまとまらない様子がうかがえる²⁰⁵。学徒兵の登録は各地区兵士区司令部にて受け付けた。当局の推計は1115人程度だったという²⁰⁶。約1年にわたる出願と審査を経て、軍当局は1200名の出願者から600人のみを認めた²⁰⁷。改正兵役法によって兵士増員を計画していた国防部としては予想外の人数であり、これによって後の施行令において学徒義勇軍の認定基準が厳しくなったと推測できる。そして1959年2月、「兵役法施行令改訂の件(大統領令第1452号)」が公布された。

第107条 (学徒義勇軍)

①法第62条第2項の規定による学徒義勇軍とは、檀紀4283年6月29日以後学徒義勇軍(在日僑胞学徒義勇軍を含む)として陸・海・空軍または国連軍に隷属し、檀紀

d=001622&chrClsCd=010102&lsRvsGubun=all) (閲覧：2018年10月18日)。

²⁰³ 「檀紀」は朝鮮半島の歴史・神話の人物である檀君が国を建てたとされるB.C.2333年を紀元に設定した韓国固有の暦である。解放後から公文書などで使われたが、朴正熙政権は檀紀の使用を中止し西暦を用いた。民間では現在も『朝鮮日報』などで檀紀と西暦を併用しているケースがみられる。

²⁰⁴ 学校義勇軍はおそらく誤植であろう。国家法令情報センターの条文は「학도의용군」(学徒義勇軍)と記されている。国家法令情報センターの<法令「兵役法」> (<http://www.law.go.kr/LSW//lsEfInfoP.do?lsiSeq=5575#>) (閲覧：2018年10月16日) 参照。

²⁰⁵ 「予備役に編入推進 参戦した学徒義勇軍」『京郷新聞』1958年3月30日付。

²⁰⁶ 「予想外の多い申請 学徒義勇軍の登録」『京郷新聞』1958年6月8日付。

²⁰⁷ 「第一予備役に編入 戦乱中学徒義勇軍」『京郷新聞』1959年1月12日付。

4284年2月28日に解散するまで続けて勤務した者として、戦闘に参加し、その証明がある者をいう。ただし、戦傷により途中に出てきた者を含む。

②前項の証明に関する事項は国防部令の定める所に依る。

③第一項の規定による学徒義勇軍として本令施行当時現役に服務中の者は第一予備役に編入する²⁰⁸。

条文の第1項による学徒義勇軍の定義の範囲は、かなり狭くなっている。1950年6月29日は、国防部政訓局によって非常学徒隊が組織されたという、当局が学徒兵を公式的に認知した日付である。1951年2月28日は李承晩大統領による解散令談話がなされたという日だと伝えられているが、現在のところ史料は確認できておらず、文教部長官の復校令発表の日だと考えられる。そのほか、学徒義勇軍は韓国軍または国連軍の指揮下にあり、戦闘に参加していなければならなかった。つまり後方任務に携わった学徒兵は含まれなかったのである。

3) 「学徒義勇軍」への記憶の集束

朝鮮戦争後の社会において学徒義勇軍、学徒兵という存在は徴兵制の実施を軸にして喚起されてきた。時期を問わず共通しているのは、徴兵の義務がないにもかかわらず、率先して入隊して戦った奇特定の者だという認識である。その認識の背景には韓国社会が戦争とともに兵士動員の厳しさと徴兵の必要性を経験しており、軍隊を韓国の男性ならば当然行くべき場所だと考えさせる徴兵制の存在があったためであろう。しかし、もう少し掘り下げて植民地下の戦争動員がもたらした否定的記憶、朝鮮戦争の性格は同じ民族同士の戦争という点がもたらした戦争中の徴兵忌避現象までを視野に入れて置きたい。本章で触れたように、植民地下の徴兵は1944年に実施後1年余り続いた短い制度だったので、自発性の枠を超えて朝鮮人全体にわたって通用する説得力を持つには時間が足りなかった。それに先立って朝鮮の男性に与えられた志願という特別枠からの機会は、いわゆる「忠」を証明する行為であった。「志願」がもたらす特別な意味と徴兵制が国民に説得力を持たなかった植民地下の記憶は、おそらく朝鮮戦争を経験する「新国家」韓国の国民にも影響を及ぼしていたと考えられる。こうして植民地支配下の青少年の戦争動員の記憶は朝鮮戦争を経て都合よく断絶・継承され、

²⁰⁸ 「兵役法施行令改正の件」『大韓民国官報』第2245号、1959年2月18日。

戦後の学徒義勇軍の記憶が形成され始めたのである²⁰⁹。

それとともに、当時軍入隊の義務がなかった在日韓国人学生による義勇軍が喚起された。在日学徒義勇軍は1952年時点で在日韓僑義勇軍という名で呼ばれていたが、義勇軍の中に大学在籍者が多く、メディアにおいても彼らの渡日や学業継続の問題が取り上げられていたため、「学徒義勇軍」として大衆に認識された。在日学徒義勇軍は国連軍や韓国軍所属として参戦したが、彼らを管理するシステムは皆無であった。1952年2月に傷痍兵として除隊した人々もいれば²¹⁰、戦争が終わった後も所属部隊の都合または情報不足で除隊できずにいる人もいたといわれる²¹¹。サンフランシスコ講和条約締結後は状況が変わり、在日学徒義勇軍たちが日本で生まれ育ち学校に通っていた人々であるにもかかわらず日本への入国が拒否された。彼らは韓国政府が提供した傷痍軍人静養院に臨時的に収容された。政府の斡旋によって日本に帰還または韓国の大学に編入学という道を選ぶこともあった²¹²。しかし負傷を負った傷痍兵は社会復帰も困難で、挙げ句は静養院建物の所有者から撤去要求を受け家具ごと追い出されることも経験した²¹³。

ところで、休戦直後から兵役法の改正が行われるまで、比較的短い期間であったが学徒

²⁰⁹ 学徒義勇軍が記録として社会に伝えられたのは、1975年南相瑄による著書が初めてであろう。水原に拠点を置いた国防部政訓局を訪ねて結成の旨を明かしたので、李瑄根政訓局長の指導のもと、非常学徒隊が組織され、後方宣撫工作任務が任されたという。当時の軍の兵力需要においては実際戦う兵士が切実で、志願した学徒兵たちが様々な戦闘部隊に配置されたという記録も残されている。第3軍団CIC本部長指揮下の特務課学徒隊の石起世隊員(国民大学)は敵を射殺し銃や手榴弾を鹵獲して「大韓学徒兵の勇敢性を発揮」したと称えられた。一方、陸軍本部は1994年になって独立遊撃隊、首都師団義勇隊、ソウル学徒砲兵隊、学徒遊撃隊、共匪討伐学生、太極団の活動を調査し、学生・青少年による戦争参加の一端をようやく公刊書の形にまとめた。参照として南相瑄(前掲書、1975年)、50쪽; 「残敵七名射殺 学徒隊石君の輝かしい活躍」『東亜日報』1950年11月2日付; 육군본부(前掲書、1994年)。

²¹⁰ 「在日韓僑傷痍兵孔君等11日渡日」『東亜日報』1952年2月13日付; 「在日韓僑義勇軍中傷痍除隊〇名帰還」『京郷新聞』1952年2月14日付。

²¹¹ 임영언 「재일코리아 청년학도의용군의 6·25전쟁 참전 고찰」『한국일본어문학회 학술발표대회논문집』2015년, 325쪽。

²¹² 除隊者394人のうち8月に150人が帰還した。155人は釜山の傷痍軍人静養院に、89人はソウルの静養分院に送られた。社会部が彼らの日本帰還のために斡旋を行った。「在日学徒義勇軍社会部渡日斡旋」『京郷新聞』1953年8月1日付; 大学生が多く、日本への帰国がかなわなかった人は韓国の大学への編入学を希望した。「25名の学徒義勇軍 一次に大学に就学」『京郷新聞』1954年10月31日付。

²¹³ 「家にも帰れず生きるすべもない」『京郷新聞』1956年8月29日付; ソウル静養院第二分院に裁判所の職員と警官約30人が建物の中のすべての家具を運び出し、義勇団員を追い出した。家屋の所有者は義勇団が日本に帰還するまで入居を認めるといったが、56年から明渡し訴訟を提起、これに至った。「百43名追い出され露宿 日から来た韓僑学徒義勇軍宿所に明渡し騒動」『東亜日報』1957年4月28日付。

兵を記憶する姿勢にも変化が現れた。韓国は1949年当時の兵役法と臨時的な法令の制定により戦時型兵力運用を行ってきたが、休戦から5年が過ぎた時点では戦争時に入隊した軍人もほぼ除隊し、避難などによる人の居住地の移動もある程度落ち着いていた。実質的な戦時ではなくても休戦状況下の、「南北統一を成し遂げるという重大な課業を持っている今現在は戦時ならぬ戦時」²¹⁴という共通認識があり、より体系的な徴兵を施行する必要性と戦乱の時横行した兵役忌避傾向も取り締まる必要があったと思われる。そのためすでに学生の身分で戦った学徒兵の現役免除の条件は極度に制限しながらも、将来入隊するであろう青少年にはそのお手本としての学徒義勇軍像が示される必要性があった。

その一環として、まず学生精神と規律がさらに強調された²¹⁵。休戦後の混乱で学生層の犯罪も増えていたのである。1953年10月の国会会議では学生の抗日精神を学生の姿の手本と記念すべく「学生の日」の制定が決議された。光州学生抗日運動を記念し、将来を担う青少年層に過去の独立運動を想起させて学生の在り方を示すことが目的であったと考えられる²¹⁶。

学徒兵の戦死者を追悼し記憶することで新たな青少年像を提示する動きも生まれた。1954年11月5日、慶州において戦没学兵追念碑が建立され、除幕式が行われた。学徒兵として参戦した慶州の中学生270名の中で戦死した23人を追悼するためのものであった²¹⁷。同じ日付の『東亜日報』の記事には、朝鮮戦争を戦った学徒兵が植民地時代の学生運動からの精神を受け継いだということを述べており、学徒兵の意義を説明するとともに学生が見習うべき姿のひとつとして学徒兵を位置づけている²¹⁸。除隊と社会復帰を遂げた学徒兵出身者による自らの位置づけと社会が求める学生像づくりが合致していたと考えられる。1955年6月23日の『京郷新聞』の記事は5年前の戦争の勃発を想起させながら、「政府は先に逃げ、軍隊もさまようなか、水原では五百人の学徒が非常学徒隊を組織して戦線に向かう準備をしていた」と記して、学徒兵が政府や軍よりも迷わず戦ったことと戦争に果たした役割を強調した²¹⁹。

²¹⁴ 「兵役法改正法律案第1回読会」国会会議録 1957年7月12日。

²¹⁵ 学徒層による犯罪、風紀の乱れ、偽学生といった問題が休戦を前後して社会問題となった。「踏みにじられた学びの道 白書路上で通行人の金品強奪 休み悪用した学生強盗団打尽」『京郷新聞』1953年8月8日付；「あきれ学生風紀！」『東亜日報』1953年9月13日付；1か月の間学生による強盗事件が9件も発生したという。「学びの道に警告」『京郷新聞』1953年9月16日付。

²¹⁶ 国会会議録第2代国会16回60次本会議 1953年10月20日。

²¹⁷ 「戦没学兵追念碑 五日除幕式举行」『東亜日報』1954年11月9日付。

²¹⁸ 「光州学生事件の歴史的意義（下）」『東亜日報』1954年11月5日付。

²¹⁹ 「6・25秘録（2）放送音に安心する市民たち」『京郷新聞』1955年6月23日付。

このように学徒義勇軍は「着実に勉強し人格を陶冶する実力ある学生たちの英雄的自覚²²⁰」を証明する表象となった。学徒兵は幼くても磨き上げた理性と知性が導いた選択の結果で勝ち取った地位のように描かれた。彼らは宣伝任務を担当しただけでなく、存在そのものが韓国の将来を担う人材の力量を誇示するプロパガンダでもあった。徴兵適齢の成人男性より、兵役義務のない青少年「志願」兵が称えられたことから、植民地支配下の特別志願兵の朝鮮人学生の立場が想起され、かつ朝鮮戦争という理不尽な戦争を経験しなければならない社会の徴兵制に対する認識が形成されたことを見出すことができる。

その傍らで北側の人民軍によって募集された青少年義勇軍の存在も端々から確認できる。北側が用いる義勇軍は強制的な募兵の表れだという認識があり、国務総理署理兼国防長官申性模は記者会見において「傀儡軍の侵襲当時強制的に義勇軍に連れていかれた人は善処する」と述べた²²¹。

北も南も義勇軍という名で戦った青少年がいることを認識していながらも、韓国側の言説では、北の義勇軍は無理矢理連れていかれた集団であるとした一方で、韓国側の義勇軍は国のために立ち上がった存在として位置づけられている。子どもや青少年が用いられたことに對して、1950年代後半から見られる文学作品などでは少年兵(北)と学徒兵・学徒義勇軍(南)と分けることでさらなる批判と正当性を付け加えた。

すなわち、「「われわれ」の良い行為は、「かれら」の同じ行為よりも記憶の対象として上位におかれる」という集団的記憶が形成されていた²²²。このことが繰り返して確認されながら、同じ青少年の戦闘動員において学徒兵は「われわれ」の良い行為であり少年兵は「かれら」のものとなったのである。

小結

²²⁰ 「光州学生事件と若者の情熱」『京郷新聞』1954年11月3日付。

²²¹ 「『人波戦術には人波で』青壮年学徒訓練時急」『東亜日報』1950年12月14日付。同インタビュー記事は敗残兵が多く現れる地域において青壮年に対する拉致が横行していることを問題視しており、インタビューに応じた元陸軍参謀総長李應俊は「傀儡軍がいわゆる義勇軍だなんだと大勢の青壮年を連れて行かないだろうと誰が断言できようか。したがって我々は青壮年確保とその訓練に万全を期していれば敵の人波戦術も恐れるものではないと信じる」と発言した。また、「附逆者嚴重処断 米搬入に腐心中」『東亜日報』1950年10月11日付参照。

²²² 石田雄『記憶と忘却の政治学』明石書店、2000年、268頁。

本章では、朝鮮戦争期の韓国において、学生の義勇兵を中心とした学徒義勇軍の募集と、徴兵適齢未満の青少年の軍人である少年志願兵という二つの戦争動員の形を、韓国における子どもの戦争動員の事例として検討した。

このような朝鮮戦争期の子どもの戦争動員が一種の自発的な形として可能であった背景には、植民地支配下の朝鮮に対する日本の総動員体制が存在し、その遺制が新しく政府を樹立させた韓国で生き残っていたためでもある。朝鮮の子どもたちは、学校で「臣民」としての教育を受けた。それは、国家の役に立つことのできるように規律化されることであった。そして戦時下の朝鮮では、学生たちを対象に下された1943年の陸軍特別志願兵の募集から、1945年の国民義勇隊の組織による大人から子どもまでを対象に求められた防衛活動まで、組織的な戦争動員があった。

そして1948年の政府樹立後まもない韓国においても、学生を対象に組織化がなされた。地域と学校を中心に組織された学徒護国団は、学生の思想の統一と有事時の郷土防衛を求める組織であった。朝鮮戦争勃発後、学生たちは学徒護国団の志願兵待機所を通して参戦したり、個人的に近くの部隊を訪ねて入隊申請を出したりした。志願入隊には年齢の制限がなく、戦線や部隊の状況によって参戦に対する恣意的な判断がなされた。

こうして動員された学生たちが日常に戻るためには、さらなる努力が必要とされた。1950年12月以後の国民防衛軍の動員によって兵力の需給が確保され、文教部では1951年2月から学徒義勇軍の学校への復帰を呼びかけた。ところが、それまで正規軍として入隊をしてしまった学生は復校令の対象とならず、義勇兵の学生の中でも復校令の情報が届かない場合もあった。正規軍になった場合は、除隊まで4年から8年まで服務することもあり、一度戦場に行った学生たちは、簡単に日常に戻ることが困難であった。

学徒義勇軍同志会は1955年に結成された学徒義勇軍参戦者による団体である。戦争直後の同志会は、学徒兵の戦争経験の記憶が集う場というより、社会において宣撫活動を行う団体であった。1957年から1959年にかけて改正された兵役法は、学徒義勇軍の参戦を現役として兵役に服務した者とみなして予備役に編入することを定めた。学徒義勇軍当事者にとって、戦争と兵役の問題は50年代後半においても現実の問題として残されていたのである。

即ち、アジア太平洋戦争は1945年に終わることとなったが、日常生活において、そして学校の教育として戦時の規律を覚えた朝鮮人の身体の記憶は、解放後も「解放」されなかったのである。

第3章 朝鮮戦争参戦少年兵同志会が想起させた記憶

はじめに

韓国の朝鮮戦争参戦者の中で自らを「少年兵」と名乗り出る集団が現れたのは1990年代後半のことである。少年兵参戦者たちは、学徒義勇軍と同じく学生でありながら参戦したが、正規軍として服務した軍人の身分であったと主張した。この時期韓国社会でいう少年兵は一般的に紛争地域で武装団体によって動員された子ども兵を意味しており、自らを少年兵と名乗る学徒兵参戦者の登場は注目すべきものであった。少年兵参戦者は休戦直後から1950年代後半にかけて除隊し、90年代になってようやく「少年兵」としてのアイデンティティを確立し、義勇軍としての学徒兵にだけ注目してきた韓国の記念に問題を提起し始めた。

本章では、朝鮮戦争当時の少年兵の戦功や戦後の少年兵参戦者に対する補償や待遇問題から視野を広げ、少年兵参戦者そのものの活動と組織、インタビューや手記を全般的に活用して少年兵参戦者が形成した特徴を分類し、分析する。

さらに、本章は韓国が行ってきた試み—すなわち経済発展、民主化、グローバル化という一連の過程を経てたどり着いた、「北半球の先進国（グローバル・ノース）」の一員としての自らの位置付け—をもう一つの概念の軸に据える。韓国では一般的に、朝鮮戦争における少年兵の動員は現代国際問題としての子ども兵士の動員とまったく別のものとして考えられている。しかし、「武力闘争における子どもの利用」という本質の「連続性」が看過されているという指摘を考慮すべきである。特にポストモダニズム社会における家族主義の解体と私的空間の瓦解という危機は、貧困、虐待、飢餓などの子どもの安全保障の問題の中に子ども兵の問題を位置づけさせた²²³。さらに、子ども兵を動員する主体そのものに対する意図的な無視、戦争の歴史的背景、子ども兵個人の特性への過度な集中は、「南半球の途上国（グローバル・サウス）」に対する帝国主義的言説が見せるヒエラルキーとして捉えられる²²⁴。

以上の問題意識に基づき、本章は次のように構成される。まず、少年兵参戦者が自分のアイデンティティを少年兵と特定するようになった1990年代韓国の国内及び国外の背景を確かめる。そして、少年兵参戦者が存在を認められるため、そして待遇と補償のため国家との交渉に乗り出した活動を4つの局面に区分し、局面ごとのアイデンティティ設定の様相を特定する。その後、交渉の局面で発生した少年兵参戦者のアイデンティティから特徴を見出し、

²²³ Lorraine Macmillan, "The Child Soldier in North-South Relations," *International Political Sociology*, 3(1), 2009, p.47.

²²⁴ Katrina Lee-Koo, "Horror and Hope: (re)presenting militarized children in global North-South relations," *Third World Quarterly*, 32(4), 2011, p.735.

国家によって受け入れられた部分とそうでない部分について論じる。結論においては、1990年代以後、韓国が国内外の位置づけの変化を経験しながら自らを先進国の一員として定めていく過程に、少年兵参戦者のアイデンティティの設定と交渉によるせめぎ合いが存在したことを整理する。

第1節 1990年代韓国の民主化とグローバル化の地形

1) 国家の民主化の記憶と地方自治による地方の記憶

1990年代の韓国をけん引する動力は民主化であった。1987年6月に頂点に達した民主化抗争とそれに次ぐ9月の改憲合意は、間違いなく民主化への転換を遂げた瞬間であった。この改憲を区切りとして始まった民主化の時代は、脱冷戦、市場主義、グローバル化という国際環境の影響下に展開された。同時にこの時代は、国内環境においては1953年の朝鮮戦争の停戦協定によって固定された韓国政治の冷戦的、反共主義的、保守的特性と、1961年の軍部クーデターによって展開された権威主義独裁体制と開発経済の特性を払拭しきれなかった²²⁵。それゆえに、1990年代の韓国の民主化の地形は反共と開発国家の土台に立つことを許された政治的民主化といえる。

なお、この政治的民主化によって地方分権が本格的に施行され、地域ごとの学徒兵の記念作業を進展させる有意義なきっかけとなった。朝鮮戦争期の1952年地方議会が成立したが、1961年クーデターにより解散され、形骸化した。さらに1972年改正された憲法は地方議会の構成を統一時まで猶予する規定を設けた。この猶予規程は1987年憲法の改正によって廃止され、1991年ようやく地方議会が構成され、1995年地方自治団体長の選挙が実施されることで地方自治制が復活した。

出身地と出身校ごとの学徒兵団体の設立は、少年兵のアイデンティティを持つ少年兵参戦者による団体の設立にもつながった。学徒兵参戦者を一つに統括し、政府寄りの政治団体として存在してきた大韓学徒義勇軍同志会は軍部独裁政権時に一度在郷軍人会の管理下に統合され、民主化後は有名無実なものとなった²²⁶。そのかわり参戦者が出身校ごと、出身地域、参戦部隊ごと集まる形での記念が展開された。学徒兵参戦団体は、国家報勲処に登録し、自治団体の支援を得て追悼と記念行事を進めた。あらゆる戦跡地に追悼碑と記念塔が建てられ、

²²⁵ 김수진 「87년체제 역사적 진화과정의 비판적 성찰」 『의정연구』 23권1호, 2017년, 18쪽.

²²⁶ 국방부군사편찬연구소 『6.25전쟁 학도의용군 연구』 국방부군사편찬연구소, 2012년, 316쪽.

毎年追悼式が挙行されるようになった。

2) 韓国国内における国際問題としての子ども兵の報道

国内において民主化と地方自治により抑圧されていた記憶と語る機会が与えられなかった記憶の復刻が進んだとすれば、国外においては韓国の国際連合への加入を契機に、韓国の国際社会の一員としての活動が進んだ。1993年国連への加入は韓国が解放後南だけの選挙を行って以来の熱望でもあった。そして韓国は国際社会の一員としての責務に積極的に取り組み始め、国際社会が作った法体制に参加していった。第1章でもすでにふれたが、国際連合において1989年「児童の権利に関する条約」が、2000年に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が採択された。韓国は1991年、2004年それぞれの条約に加入した²²⁷。「児童の権利に関する条約」は子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を確認した条約で、第1条は「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と年齢上の子どもを定義している²²⁸。ただ、同条約の第38条においては15歳未満の者が敵対行為に直接加担しないように締約国の措置を求めており、15歳以上18歳未満の軍隊への採用は最年長者を優先するように定めるなど、18歳未満の入隊についての制限が不十分であった²²⁹。後続的措置として、2000年国連により採択された選択議定書は「18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置」を締約国に求め、さらに締約国が「18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保」すると定めた²³⁰。

このような国内外の変化と関心事を反映してか、1990年代、韓国国内において紛争が続く地域で戦っている子ども兵の記事が多く紹介された。韓国のメディアが伝える子ども兵の実態は主として子どもを戦闘機械のように利用している戦争の残酷さと子どもの保護を放棄している国家の無能さに焦点が当てられている。1992年『毎日経済』はユーゴスラヴィア内戦に子ども兵として参戦している16歳と11歳のボスニアの兄弟が「本の代わりに銃を持

²²⁷ 외교부 「국제인권규범」 (http://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_3996/contents.do) (閲覧：2020年8月10日)

²²⁸ 外務省 「児童の権利に関する条約」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>) (閲覧：2020年8月26日)

²²⁹ 同上。

²³⁰ 外務省 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_14a.pdf) (閲覧：2020年8月26日)

ってセルビア軍と戦う」と伝えた²³¹。1993年『京郷新聞』もリベリア反乱軍の30%が子ども兵であることを指摘し、彼らが「大人の戦争遊戯に動員され、罪もなく敵弾を防ぐ盾にされている」と報道した²³²。

また、記事の中では主に子ども兵の破綻した家族関係、あきらめた将来の夢、教育の機会のはく奪とそれ故の判断力の喪失など、子ども兵個人に注目して描写している傾向が表れている。1995年に『東亜日報』は戦線で行方不明になったチェチェン軍少佐である父親を探すため戦場に飛び込んだ15歳の子ども兵の言葉を伝えた。弁護士になるのが夢だった少年は、「ロシア軍を殺すだけでは十分ではありません。彼らが僕たちを全滅させようとしたように僕たちも彼らを全滅させなくちゃなりません」と語るようになってしまった²³³。1993年の『京郷新聞』はリベリア内戦に利用されている子ども兵の大部分が「内戦と飢餓で親を失った孤児」であり、「奴隷商人によって隣国ギニアとコートジボワールから売られた子どもたちも含まれている」と報道した²³⁴。このような子ども兵は「良し悪しの判断力がなく、敵と味方を識別できず攻撃」するなど、分別がない姿で描かれた。これらは、国際社会の一員という立場から国家や武装団体の非人権的行為を伝えて意識を喚起させる論調と考えられる。時には子ども兵本人の声を直に伝えることで哀れな感情を引き立てている。

興味深くも、紛争地域で動員される子ども兵に対する描写は、少年兵参戦者の文章やインタビューでの語りと重なる部分がある。徴兵適齢未満の年齢で軍人になった少年兵参戦者の中には、飢えと避難が嫌で入隊を考えたり、街角で憲兵に連れていかれて軍人になった経験を持つ人も存在する。朝鮮戦争少年兵参戦者は、「本の代わり銃」を持ったという「兄弟少年兵」の事例から、自らの経験を重ねてみたと考えられる。また、少年兵参戦者の中には遊撃隊に配置された事例も多く、大人の軍人より勇敢に戦ったと評価されることも語られることから経験の共通点を見つけやすかったと思われる。

韓国は、学徒兵の言説を形成する中で学徒兵の年齢よりも行動の歴史的継続性を強調する特徴をみせた。新羅時代の花郎²³⁵や朝鮮時代の義兵²³⁶のような、国が危ういとき自発的に集

²³¹ 「ボスニア兄弟少年兵」『毎日経済』1992年9月28日付。；第2章に続き、本章においても記事の引用による部分が多く、見出しの理解のために韓国語記事でも日本語で表記する。

²³² 「リベリア反軍「リベリア民族愛国戦線」所属の少年兵士」『京郷新聞』1993年4月5日付。

²³³ 「チェチェンの悲劇 父親を探して戦線を彷徨う15歳の少年兵」『東亜日報』1995年1月15日付。

²³⁴ 「怖さ知らずの10代 敵弾向け盾に動員」『京郷新聞』1993年4月5日付。

²³⁵ 花郎とは新羅時代における青少年の修練団体である。平時は歌と舞を磨き、国土巡礼をするなど修練に励み、国家の危機には軍に配属され戦ったという。한국민족문화백과사전「화랑도」(<https://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0064589>) (閲覧：2020年9月1日)

²³⁶ 義兵とは「国家に外敵の侵入を受け危急なとき国民が自発的に組織する自衛軍」と定義される。韓国の歴史において義兵の結成は新羅時代から高麗時代と朝鮮時代を経て大韓帝国期まで引き続き確認されている。한국민족문화백과사전「의병」(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0043232>) (閲覧：2020年9月1日)

まって国を守るという精神が学徒兵に受け継がれているという。また、年齢よりも学生という身分を強調することで義勇兵として参戦する行為が分別力と理性に基づいていることを物語る²³⁷。

反対に、自らを少年兵と認識した参戦者は国家の承認のため、アイデンティティを多様化して対応する中で紛争地域の子ども兵の言説を受け入れるようになった。自らを少年兵と語る集団の登場は、「学徒兵」でまとめていく国家の動きに歯止めをかけようとした試みとしても解釈することができる。「少年兵」という名称は、「学徒兵」が物語らない朝鮮戦争期の青少年の戦争動員の本質を語る用語であったといえる。

少年兵参戦者たちが集まり団体を設立し、国家との交渉を続けたのは約25年に及ぶ。民主化とグローバル化による国内外の変化が、少年兵参戦者が普遍的人権問題の当事者として国家の公式的な記憶に異議を唱えることを可能にした。次の章では、少年兵参戦者の約25年間の交渉を4つの局面に分け考える。

第2節 少年兵参戦者の国家の承認をめぐる交渉活動

1) 区別と記念：学徒義勇軍との区別と「少年兵」記念の開始

1996年5月自らを「少年兵」と考えた参戦者たちは「6・25参戦少年兵同志会」（以下、少年兵同志会）という会を立ち上げた。設立当初の少年兵参戦者の自己認識は「正規軍に入隊」していた「50年7月志願兵として立ち上がった中学校2年生以上の15～17歳の少年たち」であった²³⁸。少年兵同志会は亡き戦友を追悼し、忘れられていた功績をたたえる記念事業を計画した。事業は主に少年兵戦友の名簿を確保し、戦功を発掘し、朝鮮戦争史と国防戦史として記録し、慰霊塔を建立することが挙げられ、会から「国防部など関係機関に要請」していると明かした²³⁹。

初の殉国少年兵合同慰霊祭は1998年7月15日には傷痍軍警会など報勳団体からの後援により国立墓地で合同慰霊祭を行った。慰霊祭には国家報勳処長、傷痍軍警会長、軍関係者、少年兵同志会員、学生など500余名が参列した。第1部では少年兵同志会の名誉会長の献花と

²³⁷ 学徒義勇軍戦勝記念館館内展示資料「学徒義勇軍」（2019年12月10日訪問）。

²³⁸ 後に会員が多く加わり、参戦年齢の事例が14～17歳になった。

²³⁹ 「“戦場の幼い護国魂ご存知ですか” 6・25少年兵同志会の戦友探し」『毎日新聞』1996年6月15日付。；「6・25少年兵ご存知ですか」『朝鮮日報』1996年10月2日付。

焼香、副会長の経過報告、会長と報勲処長の追慕辞、献詩の朗読、追悼の歌の順に行われた。第2部では僧侶の主宰による仏教式天道祭が2時間にわたって開かれた²⁴⁰。

同志会の立ち上げから合同慰霊祭が行われるまでの少年兵像は、愛国心によって志願入隊し、学生服と学生帽のまま背丈ほどの小銃を引きずりながらも国を救うため戦場で壮烈に散華した者として描かれた²⁴¹。国家の都合を考えて同志会の名称を「少年兵同志会」から「少年志願兵同志会」に変えた点、志願入隊者の経験が先に語られた点は、同志会が遠方の大邱で設立されたにも関わらず、慰霊祭のためソウルの国立顕忠院が提供されたことと国家報勲処長や関係人事が参列したことにも影響したのではないかと推測される²⁴²。

ところで、初めての合同慰霊祭を開催したことに対して同志会長は「慰霊祭を開催したのは殉国戦友を慰め、永遠な安息の場を与えるためだったが、追念辞なんかを述べ黙祷なんかをする形式的な、見せかけの追慕式になってしまったようで痛い²⁴³」という感想を残した。この発言から、少年兵同志会が慰霊祭の開催だけに満足するのではなく、従来提示した記念事業の展開において「形式的」なもの以上を求めさらなる活動を続けることが予想される。

少年兵を名乗る人々が1996年少年兵同志会を結成してから初期の活動で重視したのは、学徒兵として知られる学徒義勇軍との区別をつけることだった。少年兵同志会がまとめた新聞記事集には1997年5月、会員の寄稿文にその意識が表れている。

少年志願兵は去る50年7月国軍が洛東江戦線まで後退した当時国家非常動員令が出され18～30歳の徴兵対象者が学徒護国団として戦争に参加していたのと違って、兵役義務のなかった幼い学生志願兵たちである²⁴⁴。

ここでいう国家非常動員令とは「非常時郷土防衛令」であると思われる。「非常時郷土防衛令」は1950年7月22日大統領令として公布されるが、8月1日「国会の承認を得られなかつ

²⁴⁰ 「6・25時殉国少年志願兵合同慰霊祭」『韓国族譜新聞』1998年7月28日付。；「6・25参戦殉国少年兵合同慰霊祭」『ソウル新聞』1998年7月16日付。；「6・25殉国少年兵合同慰霊祭」『東亜日報』1998年7月16日付。

²⁴¹ 6・25참전소년지원병중앙회 『6・25참전소년병[언론보도 1996~2012]』 대구：6・25참전소년지원병중앙회、2013年、191-207쪽。

²⁴² ユ・ヨンオクは「兵籍書類のどこにも区分して明記されていない」ため証明が難しく、同志会においては「国家が判断もまともにできない子どもを国家の公権力により強制的に入隊させ、人権を弾圧し子どもを虐待した恥ずかしい行為が国際社会に照明されないことを願い」、政府次元においても「国際的には国家の立場と国内的には国民に対する情緒を考慮して」少年志願兵という用語になったという。유영욱, 「'6.25참전 소년지원병'의 국가유공자로서의 당위성」『한국보훈논총』5권1호、2006年、36쪽。

²⁴³ 「紅顔の少年兵永遠の安息の場探さねば」『韓国族譜新聞』1998年8月4日付。

²⁴⁴ 「6・25戦争で殉国した少年志願兵 国家が合同慰霊祭行うべき」『嶺南日報』1997年5月28日付。

た」として一回廃棄された²⁴⁵。同令は8月4日再び公布された。ただ、第2条、第3条、第4条には「満14歳以上の国民」に対して「国土防衛の義務」、「一致団結して共産思想を防止」、「傀儡軍共匪其他これに協力する者を発見」、「即時警察官署に通報」することなどを義務として定めている²⁴⁶。あるいは、兵役法第58条における召集条項を念頭に徴兵対象者と少年兵の区別をつけていた可能性もあるが確かではない²⁴⁷。

いずれにしても、こうして少年兵参戦者は少々荒い方法ではあるが、徴兵対象者が学徒義勇軍として参戦したとし、少年兵を兵役義務がない15～17歳の正規軍と区別を試みることで新しい少年兵像を形成した²⁴⁸。

2) 待遇と名誉：国家の承認をめぐる競争と国家有功者への昇格要請

2001年6月毎日新聞の社説は少年兵参戦者が求めるのは「名誉の宣揚」であって「年金や補償を求めるのではない」と伝えつつ、国家有功者法の改正による少年兵参戦者の待遇を主張した²⁴⁹。少年兵同志会のことを聞き伝えられた国会において、国家有功者礼遇のための法改正の動きが始まった。初の慰霊祭を開催して「形式的な見せかけ」のもの以上を求めることになった少年兵同志会に新しい目標が加わったのである。

少年兵同志会はまた、設立当初からの目標であった、少年兵の名簿作成などの記念事業も続けていた。少年兵同志会長によると少年兵戦死者の中で1000余名が死亡記録はあっても位牌がなかったという。2年間遺骸発掘と身元確認を続け、2002年1月時点で870名の無名戦死者の身元を確認した²⁵⁰。国立顕忠院に奉安されることは、名誉を取り戻すことでもあった。さらに2005年には会員による手記集が刊行され、少年兵参戦者の中に志願入隊者だけでなく強制的な徴集で連れていかれた事例も発掘して載せられた。少年兵参戦者たちは少年兵が貢献と犠牲に値する国家有功者として待遇されること、教科書に収録されること、記念事業が続けられることを望むと伝えた²⁵¹。

少年兵同志会が国家有功者法の改正を待ち続ける中、報勲研究において「少年志願兵」に

²⁴⁵ 『大韓民国官報』第385号、1950年7月27日。；『大韓民国官報』第386号、1950年8月2日。

²⁴⁶ 『大韓民国官報』第387号、1950年8月4日。

²⁴⁷ 兵役法第58条は「大統領は戦時、事変其他必要によって帰休兵、予備兵、後備兵、補充兵または国民兵を召集する」と規定している。「兵役法」『大韓民国官報』第149号、1949年、4頁。

²⁴⁸ 1996年～1998年の間、少年兵同志会への入会が続き、記事において参戦者の入隊年齢が15～17歳と紹介されたものが14～17歳と紹介されるようになっている。6・25参戦少年志願兵中央会、前掲書、191-207。

²⁴⁹ 「6・25参戦少年兵」の礼遇は当然のもの」『毎日新聞』2001年6月6日付。

²⁵⁰ 「無名勇士の遺骸発掘、政府が乗り出すべき…」『朝鮮日報』2002年1月14日付。

²⁵¹ 「思い浮かぶ君の顔、花のように星のように」『世界日報』2005年6月24日付。

関する二つの研究成果が発表された。一つは2005年『国家守護精神』に載せられたパク・ドンチャンの研究である。この雑誌は、朝鮮戦争勃発55周年を迎えて国家報勲処によって展開された学術研究事業の一環として出版された論文集である²⁵²。パク・ドンチャンは少年兵の定義が難しいことを指摘しつつ、満18歳以下を包括的な少年兵の範疇に入れている。また少年兵の参戦動機と過程を参戦者の証言から分類し、戦争当時の活動を整理した。一連の分析はほぼ志願したケースに限定されており、少年兵の事例から愛国心と犠牲精神を導き出している²⁵³。

二つ目は、2006年度報勲学学術会議において報勲学者であるユ・ヨンオクが行った「6・25参戦少年志願兵問題とその解決案」という報告とそれを整理した論文である。ユ・ヨンオクの主張は児童福祉法における児童の概念（18歳未満の者）と民法における未成年者の概念（法律行為ができない18歳未満）を援用しつつ、在日学徒義勇軍と比較を通して、少年兵参戦者の国家有功者待遇の必要を述べるものである²⁵⁴。この学術会議は少年兵同志会の会員150名が参観した。少年兵参戦者は「発表内容は平素我々が待ち望んでいたそのすべてを代弁しており、核心をついていたので、大変感銘を受けた。同席した一同は起立拍手で熱烈に歓迎し、やっと我々の実情が満天下に知らされるのだと、万感の思いで自負心も沸き上がった」と感想を述べた²⁵⁵。

国家有功者の待遇を求めるにあたり、少年兵参戦者は他の国家有功者との比較をし始めた。その動きは法改正が第16代国会で一回挫折し、第17代国会に再び上程されながら長く待たされるにつれ、激しくなった。在日学徒義勇軍は少年兵参戦者と同じく、戦争当時徴兵の対象ではなかったが、国家有功者として補償と待遇を受けている。少年兵参戦者が考えるに、「彼らも我々も同じ学徒兵という点、同じく志願入隊した点、同じく満期除隊した点は同一だが、違う点は彼らが海外同胞という点、我々は国内居住者という点、彼らは年齢が少年兵ではなく我々は少年兵である点に違いがあるだけ」であった²⁵⁶。

2008年2月の臨時国会において、「参戦有功者等礼遇に関する法律」の改正案が通された。国家有功者として登録されるためには別途の証明を通して承認を得ることになるが、少年兵参戦者が法律に記されるようになったのである。しかし少年兵同志会はその内容が少年兵参戦者を軽視していると反発した。改正法の第2条に「6・25戦争に参戦した（兵役義務なしに参戦した少年志願兵を含む）事実または越南戦争に参戦した事実があると国防部長官が認

²⁵² 「발간사」『나라사랑 국가수호정신』1호、국가보훈처、2005년、2-3쪽。

²⁵³ 박동찬、「소년 지원병의 참전과 활동」『나라사랑 국가수호정신』1호、국가보훈처、2005년、129-130쪽。

²⁵⁴ 유영옥、前掲論文、40-42쪽。

²⁵⁵ 하명윤「국가유공자와 보훈」『법무사』8권、2006년、61쪽。

²⁵⁶ 同上、67쪽。

めた者」という部分が問題となった²⁵⁷。少年兵参戦者は軍番を持っている軍人なので、長官の認めるという行為がかえって少年兵参戦者を非正規軍扱いし、名誉を毀損したとのことだった²⁵⁸。

3) 実態の証明：国防部による研究書公刊と公式記憶への編入

同時期の2008年6月24日、国民権益委員会は国家報勲処と国防部に少年少女兵の実態を調査、確認し兵籍と戦史に記録するとともに、顕忠施設を建立するよう意見を伝えた。国家報勲処は少年兵戦死者の中で1584人に対する確認作業を経て位牌を奉安し、忠魂塔建立などの事業計画書が受理されると忠魂塔を含め顕忠施設を建立すると表明した。また、少年兵合同慰霊祭に500万ウォンを支援し報勲処長名義の弔花の謹呈を計画した。国防部は少年兵参戦の事実を確認し兵籍を訂正し、6・25戦争史に反映、実態を認めるとともに少年兵慰霊祭など行事には地域の軍部隊からの支援を約束した²⁵⁹。

このことを受け、その後の少年兵慰霊祭においては国防部長官の言葉が述べられ、記念事業に対する金銭的支援があった。そして2011年国防部軍史編纂研究所から『6・25戦争少年兵研究』が公刊され少年兵参戦者の参戦から除隊までが6・25戦争史の一部となった。この研究書もまた、国家有功者法の改正、国家報勲処の具体的な政策指針の樹立、少年兵参戦者記念事業会の設立と政府の支援、少年兵参戦記念碑の設立と追悼事業を提案している。しかしこの研究書の提案はまだ実施されていない。

4) 人権問題と補償：憲法裁判所²⁶⁰への訴願提出

²⁵⁷ 国家法令情報センター「参戦有功者礼遇に関する法律 法律第9079号」(2008年3月28日一部改正) (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=86519&ancYd=20080328&ancNo=09079&efYd=20080629&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>) (閲覧：2020年7月10日)

²⁵⁸ 심상은「이명박 대통령과 한나라당은「5.18민주화 유공자」는 알고 6.25참전 소년병은 모르는가」『한국논단』6월호, 2008년, 139쪽。

²⁵⁹ 「権益委“6・25参戦少年・少女兵忠魂塔建立”」『Daily NK』2008年6月24日付。(<https://www.dailynk.com/%EA%B6%8C%EC%9D%B5%EC%9C%84-625-%EC%B0%B8%EC%A0%84-%EC%86%8C%EB%85%84%EC%86%8C%EB%85%80%EB%B3%91-%EC%B6%A9%ED%98%BC%ED%83%91/>) (閲覧：2020年7月8日)；「6・25参戦少年・少女兵忠魂塔の推進」『朝鮮日報』2008年7月7日付。

²⁶⁰ 憲法裁判所は「憲法を運用する過程において立法を含むすべての国家機関の公権力の作用が憲法に違反するものか否かが争点となる場合」において、「憲法的紛争に対して憲法規範を基準に最終的な判断を下すことで憲法の秩序を維持・守護」する機関である。헌법재판소「헌법과 헌법재판」『헌법재판소』2020년, 20쪽。参

実態が認められたことに対する可視的結果は『少年兵研究』報告書の公刊として現れた。しかし国家から存在を認められても、「承認」以降の措置が未整備なことに対して再び問題が提起された。国家有功者待遇と補償の問題も取り上げられることがなかった。『少年兵研究』の公刊された翌年の2012年、少年兵同志会はメディアとのインタビューで「少年兵の実態を認め整理したという点で意味がある」と評価し、「少年兵が非正規軍だと誤解されてきたのに、正式軍番を与えられた正規軍だったということを明らかにした」と述べた²⁶¹。

少年兵同志会が設立された当初の目的の一部（追悼行事の開催）は果たされた。しかし、記念館や忠魂塔の問題を含め、会が活動を続けるにつれて加えられた目的（国家有功者として昇格）はまだ達成できずにいた。少年兵同志会はそこで次の手段に移行する方針を述べている。

これまで国家も当事者も名誉なことになるよう3代の国会にかけて国家有功者法の改正を要求したが（政府と国会は）我々の哀願を無視した。（中略）
これから国家有功者法の改正よりは不法徴集による補償を政府に要求する計画²⁶²

少年兵同志会は設立当時から入隊過程における強制性を意識して「少年兵」という言葉を用いたが、国家の行為が国際社会に犯罪行為として映し出されないように「少年志願兵」と変更したという²⁶³。そうすることで、参戦者の中でも少数集団として持つ最も核心的な特徴である「徴兵適齢未満の未成年者に対する強制的召集」は、事実上最後の交渉手段として残されていたのである。

2014年6月11日少年兵同志会は憲法裁判所に対して憲法訴願審判を請求した。朝鮮戦争当時の国家の徴集行為が基本権を侵害した行為とし、次のような請求趣旨を作成した。

1. 国防部長官が6・25戦争中請求人らを強制徴集したことは法治主義原理を違反し請求人らの児童権等を侵害したもので憲法違反であることを確認する。
2. 第1項の強制徴集によって児童の権利等を侵害した状態に対して何の

照：(<https://www.ccourt.go.kr/cckhome/kor/ccourt/intro/selectIntroBookList.do>)（閲覧：2020年9月11日）

²⁶¹ 「韓国戦争時少年兵2万9603名、少女兵467名徴集」 国防部軍史編纂研究所<6・25戦争少年兵研究>編纂『オーマイニュース』2012年6月8日付。（http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0001740982）（閲覧：2020年8月18日）

²⁶² 同上。

²⁶³ 유영옥、前掲論文、36쪽。

立法措置を行っていない国会の不作為は憲法違反であることを確認する²⁶⁴。

少年兵参戦者たちは、10代の少年が大人と同じ軍装と武器を背負い戦闘を経験し、3年以上の服務期間を持ったことによる肉体的、精神的被害とともに、学校にまともに復帰できず学業を続ける機会を失ったことに対する諸権利の救済を求めた。「国民の安全と生命を保護すべき国家がかえって戦争時に児童を強制徴集する反人倫的犯罪を犯した」という人権問題としての問題提起であった。

結論からいうと、憲法裁判所は請求を却下した。請求却下という判断に至るまで「6・25参戦少年兵徴集背景と国家的礼遇」、「徴集行為に対する判断」、「立法不作為に対する判断」という三つの点において検討がなされた²⁶⁵。まず「6・25参戦少年兵徴集背景と国家的礼遇」において、少年兵を「兵役義務がない満18歳未満児童として1950.6.25.から1953.7.27.の間正規軍として参戦し除隊した人」と定義している。そして少年兵に対して国防部と報勲処が少年兵の実態調査と確認、兵籍の訂正、追悼事業などを進めていることを挙げた。さらに、少年兵たちが裁判所の判断が下される当時の参戦有功者法に従い参戦有功者としての地位を認められ、それによる礼遇と支援を受けていることを確認した。

「徴集行為に対する判断」においては、戦争時基本権侵害という事態をきたした国家権力は消滅し、民主化後長らく通常の法の手続きが作動していたことを考慮すると請求期間が過ぎていることに対する正当な理由が見いだせないと判断した。

「立法不作為に対する判断」においては、請求人が参戦有功者と登録されており、参戦有功者法が定める名誉手当、医療支援、養老保護の支援がなされ、請求人の中には傷痍者として国家有功者に登録されている人がおり、報勲給与金、教育支援、就労支援、医療支援も受けられることを確認した。

これらを考慮する限り、少年兵参戦者の請求はすでに遅く、制定された法律によって各種支援を受けていることによって基本権の侵害には当たらないという意味であると考えられる。しかしながら、裁判所が請求を却下したにもかかわらず、以下のような意見がさらに加えられている。

ただ、6・25参戦少年兵の大多数が3年1ヵ月の戦争の中でも最も危急で犠牲の多かった1950年8月の洛東江防御線戦闘と1・4後退を前後した5-6ヵ月の

²⁶⁴ 「“少年兵徴集法治主義違反”…参戦64年ぶりに初の憲訴」『連合ニュース』2014年6月23日付。（<https://www.yna.co.kr/view/AKR20140623131400053>）（閲覧：2020年8月18日）

²⁶⁵ 국가법령정보센터「강제징집등위헌확인 2014헌마456」2015年10月21日。

（<http://law.go.kr/detcInfoP.do?mode=0&detcSeq=48046>）（閲覧：2020年7月9日）

間に法令上の明確な根拠もなく徴集され戦闘を経験し、彼らの犠牲と貢献が戦乱克服の土台となったのは事実である。それにも関わらず、少年兵たちは学徒義勇軍と違って学生復帰令の対象にならなただけでなく、休戦後も軍に残って任務を遂行した。徴集当時15-17歳だった少年兵たちは丈夫な青壮年軍人と同じ状況で戦争を経験し、その最中に勉学の黄金期を逃がし身体的にも精神的にも全うな発展が難しかった。したがって除隊後も社会適応と自立基盤を整えるのに大変困難を経験せざるを得なかった。

このように少年兵たちが被った被害が非常に大きく格別なものであるにも関わらず、その間国家賠償請求を通して十分に賠償を受ける機会があったことを理由に適切な時期にそのような手続きを進められず十分な賠償を受けられなかった責任を彼らにだけ向けることは、強制徴集行為と関連する行為の実態や不法性に対する真相究明が容易ではなく、実態がある程度明かされた当時はすでに時効が過ぎて現実的に救済が困難だったという点でそのまま受け止めがたい側面がある。そして現在施行中の補償関連法律も同じく、成人として参戦した人と少年兵を同じく扱っており、少年兵たちが被った被害の特殊性と重大性を十分考慮していると考え難い。

したがって憲法上あるいは憲法の解釈上少年兵だけを対象とする立法の義務を導出することが難しいとしても、立法者がその立法裁量をもって別途の特別法を制定したり既存の法律を制定することで少年兵の特殊な犠牲と貢献による補償または賠償を図ることが禁止されたわけではない。むしろ財政の与件が許されれば少年兵たちの犠牲をたたえ被害を補償または賠償する方法を求めることが望ましい²⁶⁶。

(下線は論者の強調)

憲法裁判所は、少年兵に対する身体的、精神的被害の存在は認めるものの、それを戦乱という国家の困難に対する犠牲と献身として評価している。「勉学の黄金期を逃し身体的にも精神的にも全うな発展が難しかった」だけでなく「除隊後も社会適応と自立基盤を整えるのに大変困難を経験」していることは裁判所も認識している。しかしそれは国家による子どもの戦争動員という行為を認めるものではなく、参戦勇士の犠牲に値する補償ができなかったことに対する判断と考えられる。それで裁判所は、子どもの人権侵害の観点から補償または賠償が行われるべきことではなく、国家のための犠牲行為に対して補償または賠償が行われ

²⁶⁶ 同上。

る余地があると提示している。韓国の民主化が成し遂げた成果の一つとしての憲法裁判所は、法治国家という特性と先進国としての韓国の立ち位置を意識している。

その意識は、グローバル・ノースの一員として自国の子どもの戦争動員を見る視線にも表れる。それは、先進国がかつて行った子どもの戦争動員を過去のこと限定し、青少年に対して影響を及ぼす軍事文化を愛国心や冒険心、克己のような近代的理性の産物としてみなすことである。さらに、現代のグローバル・サウスにおける子ども兵の動員については紛争そのものの歴史性を排除し、子どもの不幸な個人史に注意を向け子ども兵を動員した国家と団体の無能を強調する。これは国家及び政治体制の間に優劣をつける行為でもあり、自然にグローバル・サウスに対するグローバル・ノースの優位を正当化する²⁶⁷。

次の章では、少年兵参戦者の交渉局面から発信された主張と表現を分析することで少年兵参戦者が形成していった三つのアイデンティティの特徴と矛盾を導き出す。

第3節 少年兵参戦者のアイデンティティとその分析

1) 参戦勇士

少年兵参戦者の存在を紹介する新聞記事においては彼らの愛国心が重要な要素として登場した。特にそれは学徒義勇軍との区別を図りながらも同等に扱われることを望んでいた少年兵同志会設立初期から2000年代前半にかけてみられる傾向である。少年兵参戦者も、強制的な召集過程の経験談より自発的な志願入隊の事例のほうを紹介しており、メディア側もそれを重要に取り上げている²⁶⁸。

その後記された少年兵参戦者自らの文章においては、愛国心という要素があまり目立っていない。『韓国論壇』という保守的論調の雑誌に2007年と2008年にかけて投稿された9本の少年兵参戦者による手記は、怖さ知らずの幼い頃の回想、激しい戦闘の記憶、肉体と精神に刻まれてしまった傷害を語っている。愛国心はこの時点で少年兵参戦者を物語るものではないように見受けられる。

さらに、『6・25戦争少年兵研究』で実施した2010年のインタビューからは愛国心を否定しているような発言もあった。愛国心に否定的な反応をする部分は、国家が少年兵参戦者の

²⁶⁷ Macmillan, *op. cit.*, p. 47.

²⁶⁸ 「6・25参戦殉国少年志願兵合同慰霊祭」『傷痕軍警時報』2000年6月30日付。；「6・25参戦少年兵」の礼遇は当然」『毎日新聞』2001年6月6日付。；「6・25少年兵は愛国を忘れず」『中央日報』2004年6月14日付。

問題を解決できない場合を仮定して語っているもので、「正しく評価されないなら、そんな国に子息を軍隊に行かせる必要はないではありませんか」と反問する部分が目目される。またある少年兵は「(孫を)行かせません。こんな国に忠誠する価値がありません」と言い放った²⁶⁹。その一方で、「なんの兵役の義務もない少年兵たちが愛国心で参戦したことを特別に強調しないと活かせません」と語る部分は、愛国心というものが少年兵の語りに要求される重要な部分であり、聞き手が求める要素であることを認識しているように見受けられる部分である²⁷⁰。

このように愛国心という要素が少年兵の語りの中で変化してきたということは、参戦勇士であることに愛国心は意外と関係がないということをも物語っているのかもしれない。というのは、少年兵参戦者の持つ参戦勇士のアイデンティティは参戦行為、つまり犠牲そのものが代表してくれるという意味であろう。参戦という犠牲の行為は、具体的には与えられた軍番と身体に残っている戦傷の痕、そして生々しい戦闘の記憶であって、それは簡単に消されるものではない。実際に少年兵参戦者を含む参戦勇士は戦闘の記憶を昨日のここのように詳細に語っている²⁷¹。

同時に、この特性は学徒兵参戦者と顕著に分かれる部分でもある。学徒兵参戦者も同じく参戦行為を語っているが、それは義勇兵としての参戦である。そのため参戦動機である愛国心がアイデンティティの一つとして常に挙げられる²⁷²。

参戦行為の発信と有功者承認という国家からの応答で参戦者と国家の間の取引は完成される。しかし国家からの応答としての国家有功者承認が考慮されず、少年兵参戦者は自らの愛国心が他の国家有功者に劣らないという証明をしなければならない立場になった。そこで少年兵参戦者は再び証明するほうを選ぶより、愛国心を評価してくれない国家を批判することができた。愛国心を正しく評価できない国に忠誠する価値がないと言い切れるのは、犠牲が先に払われているためだということがわかる。

以上から、少年兵参戦者の参戦勇士としてのアイデンティティは参戦経験そのものから形成されるものだと考えられる。そして戦争中経験した年齢差による不便さや学業のことがただの参戦勇士でなく少年兵の参戦勇士とならせる。また、少年兵参戦者の語りから表れる愛国心という要素は、先に払われた犠牲に対して国家が応答するときにもまれるものとも言える。特に自らつづる文章より少年兵の存在を知らせ広報する目的である新聞上のインタビューから愛国心の表現が強く表れていることが確認される。

²⁶⁹ 국방부군사편찬연구소、前掲書、2011年、210-211쪽。

²⁷⁰ 同上書、225쪽。

²⁷¹ 同上書、145-64쪽。

²⁷² 学徒義勇軍戦勝記念館、館内展示資料「学徒義勇軍」(2019年12月10日訪問)

2) 承認をめぐる競争から派生したアイデンティティ

国家から愛国心の応答が選別的になされたとき、応答の対象となる集団同志の競争が生じる。ここでは、在日学徒義勇軍から韓国人学徒義勇軍と少年兵の集団がすべて連なっている競争でもあった。この競争を触発した要因の一つは、最初に応答された在日学徒義勇軍であった。1968年国家有功者として定められ手当が与えられた。1985年には遺族にまで年金が承継され支給できるようになった。在日学徒義勇軍は日本在住者で兵役の召集令状が発布される対象ではなかったが、祖国のために参戦したという自発性が称えられた。これは戦争当時韓国国内に蔓延していた兵役忌避現象抑え込みの模範的事例のように扱われていた²⁷³。

ところで、入隊や参戦の義務の有無を考慮すると少年兵参戦者も徴兵適齢未満であったため、参戦する必要がない集団に該当していた。1993年参戦勇士に対する礼遇法律が改正され、負傷の事実がなくても参戦した事実さえ確認できれば手当をもらえるようになったが、それは国家有功者に支給される金額に比べると1ヵ月の生活費にもならない程度のものであった。このような「違い」は、少年兵参戦者が国家有功者の資格を求めながらも他の集団の功勳に序列をつける行動を触発した。

少年兵参戦者はあらゆる知識を動員して、朝鮮戦争に参戦した集団と少年兵参戦者を比較する作業を始めた。既存の研究を参考にしつつ、年齢、兵役義務、入隊の形、身分の違いが比較された²⁷⁴。そして参戦した年齢に決定的な差があるため、幼少な兵士が持つ肉体的、精神的被害をさらに訴えた。そうすることで少年兵参戦者の位置づけを明確化し、彼らが受けるべき補償を主張した。この作業は、少年兵参戦者に向けられるべき支援が如何に行われるべきかを定め、他の集団より少年兵参戦者が優先されるべき理由を探すものであった。

少年兵参戦者は「同じ時期、同じ戦争で、同じく兵役の義務がないのに参戦した在日学徒義勇軍と光復軍も6ヵ月以上服務した者は早くから国家有功者として待遇されている」のに、「3年間の戦争をすべて経験した少年兵だけ疎外されてきた」と述べ、「衡平性を失った差別待遇」だと主張した²⁷⁵。ただ、その主張に正確性は少々かける部分がある。特に、「同じく兵役の義務がない」という点において、1949年の兵役法が第1条で「大韓民国国民となる男子は本法の定めるところに依り兵役に服する義務がある²⁷⁶」と定めている限り、韓国国籍の男性なら誰もが兵役の義務があると解釈せざるを得ない。また、同じく志願入隊したとし

²⁷³ 이내주 「재일학도의용군의 참전과 활동」 『나라사랑 국가수호정신』 1호, 국가보훈처, 2005년, 49-90쪽.

²⁷⁴ 하명윤, 前掲記事, 66쪽.

²⁷⁵ 심상은, 前掲記事, 142쪽.

²⁷⁶ 「兵役法」 『大韓民国官報』 第149号, 1949年8月6日.

でも、少年兵参戦者の中では自発的、強制的入隊のケースが分かれている。しかし、第2節で述べたように、少年兵の自発的な入隊の事例を主張するときは国家を非難するより、説得し資格を要求するために選んだ選別的ケースであったことを想起しておきたい。これは少年兵参戦者それぞれの持つ多様な経験のために見られる多面性とも言えるのではないだろうか。

国家有功者承認をめぐる競争意識を強化した二つ目の要素は、90年代の民主化関連有功者法律の制定であった。有功者団体と補償関連法律を比較しながら少年兵参戦者の感じる悔しさは増していった。彼らは補償の順序において考慮すべき事の大きさがあると、独自の序列認識を披露した。たとえば、「順番通りだと日帝と戦った独立有功者が上座で、その次に6・25と越南参戦者の関連国家有功者が並ぶと言える。大韓民国という国家的守護が最優先であってその次に民主化運動があるためである²⁷⁷」という主張がそれである。

「順番」を無視された少年兵参戦者の感じた「侮辱」は在日学徒義勇軍だけが記念の対象となってきたことによる疎外感の延長線上から生まれたが、そのような制度を維持してきた国家が民主化有功者を発掘することに至っては怒りと転じた。少年兵同志会という団体を立ち上げてまで10年間絶えず活動してきたことに対して手ごたえを感じられなかった失望は、時の金大中、盧武鉉両政府への非難につながった。少年兵参戦者は「北韓は6・25の時少年兵が命をかけて戦った仇であり敵であった。それにも関わらず、去る10年間の金大中・盧武鉉の左翼政権は北韓から謝りの言葉一言も受け付けず、多額の金と物資を注いで助けながらも、彼らを撃退するために血を流して戦い苦難を経験した少年兵に対してはあまりにも無視することではないか²⁷⁸」と嘆いた。これは少年兵参戦者が敵とみなして戦ってきた北朝鮮に柔和な態度を取る政府に対する反発であり、民主化の記憶だけを掘り起こす政府に対する悔しさでもあった。

民主化以後の韓国社会は、長い間封じられていた弾圧の記憶を掘り起こすことに夢中であった。解放後から軍事政権に至るまで、国家による暴力と人権の蹂躪が横行していたことを直視し、それに抵抗していた運動の歴史を掘り起こし、抑圧されていた犠牲者に正当な追悼と補償を返すことが求められた。過去の歴史における国家の過ちを正し、真相を究明するための法律が2000年を前後して次々と制定された。2000年には「済州4・3事件真相究明及び犠牲者の名誉回復のための特別法（略称、4・3特別法）」が、2005年には「真実・和解のための過去史整理基本法（略称、過去史整理法）」が制定された。特に、過去史整理法は「真実・和解のための過去史整理委員会」を設置し、特定の事件や時期に縛られず、植民地支配下の強制動員被害者、朝鮮戦争下、軍事政権下の虐殺、人権侵害に対する真実を究明し、

²⁷⁷ 하명윤, 前掲記事, 68쪽.

²⁷⁸ 심상은, 前掲記事, 142쪽.

責任、謝罪、名誉回復、補償といった措置を国家に勧告する役割を同委員会に与えた²⁷⁹。

しかし長い間忘れられていた少年兵参戦者にとってそれは忘却の続きに過ぎなかった。さらに北との対話を試みる韓国政府の態度は、参戦勇士としてのアイデンティティを脅かすものとして映し出された。少年兵参戦者は自らの「アカ」と戦って国を守った過去を誇らしく思っていたからである。そして「光州5・18や4・19といったこの人々は国家有功者に指定されているのに、じっくりと考えてみたら少年兵の参戦精神が決してこの人々に劣るものではない²⁸⁰」と考えた。彼らにとって過去史関連法律制定は「我々が考えるに6・25参戦少年兵たちに対する世辞と配慮と慰めと補償は金・盧政権の民主化関連者補償よりはるかに重要」だという認識による序列関係の中で位置づけられた²⁸¹。

すでに朝鮮戦争参戦者のための補償法と有功者の選定がなされてきたので、少年兵参戦者が批判しているような事柄の大きさの判断の部分においては問題にされまい。少年兵という存在を法令に明示するリスクもあった。少年兵参戦者はそのことも指摘しているが、それはあくまで少年兵参戦者が自らを「少年志願兵」と名称を変えるという「譲歩」によってリスクを軽減させたので、彼らにとってはそれに対して国家が答える番なのであろう。

この比較と序列関係の設定の過程で少年兵参戦者の立場の矛盾が生じる。少年兵としての被害を訴えるときは入隊過程での強制性がともに挙げられる。しかし補償を求めるとき名誉回復や国家有功者という名分をともに求めると入隊動機の愛国心やある程度の自発性を提示せざるを得ない。

3) 子ども兵動員の被害者

前述した参戦勇士と承認をめぐる競争者というアイデンティティから見えていた自発性は、子ども兵被害者というアイデンティティでは表れない。少年兵参戦者が最後の交渉の局面で主張した内容からは、戦時の政府と軍当局によって行われた強制的な動員と子どもの人権の侵害という二つの事項から、強制性と純粹性という特徴が強調されていた。

強制性は少年兵の召集の過程における強圧的な行為あるいは言動を被った経験に表れた。ある少年兵参戦者は「もし来ない場合は銃殺される」と、学校の職員から声をかけられたという。学校に行ってみたらそのままトラックに乗せられ訓練場に送られたそうである。その

²⁷⁹ 한국민족문화대백과사전 「진실·화해를 위한 과거사정리위원회」

(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0068469>) (閲覧：2020年9月11日)

²⁸⁰ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011年, 182쪽.

²⁸¹ 심상은, 前掲記事, 143쪽.

ような経験を少年兵参戦者は強制的に動員されたと認識していた²⁸²。

自分の意志と関係なく、十分な説明なしに入隊を進められた事例もあった。「身元明細書」を書くようにと言われて書いて提出したら、そのまま軍人として第一線に送られることになった人もいた。未成年者は徴集対象ではないので軍人ではなく警備や荷物運びなどの任務に回されると言われたが、結局訓練所を経て戦線に送られたという。この少年兵参戦者は「入営志願書を作成し提出した覚えもなく、後方に送られるということも事実ではなかった」と語った²⁸³。

周りの状況に左右されてやむを得ず志願したことも挙げられた。「人員は不足しているし人数を埋めようと警察、面書記が先行して家ごと周りながら男子がいれば連れて行くような状況下で、ある少年兵参戦者は「連れていかれるよりは自ら行かねばならないのだろうか」と友人たちとの相談のうえ入隊を決めたという²⁸⁴。

『少年兵研究』がまとめた少年兵参戦者の入隊過程は「(1) 学校配属将校の勧誘、(2) 学校の召集、(3) 国民防衛軍召集令、(4) 警察や憲兵の不審者検問、(5) 志願入隊、(6) 防衛将校の勧誘、(7) 大韓学徒義勇軍に入隊後現役に編入、(8) その他の徴集²⁸⁵」という8つのケースで分類される。明確な志願による入隊だと分類しているケース以外のは、物理的な力の行使から立場上の関係を利用した勧誘まで、徴集対象でもない相手に何かの形で圧力をかけて行われていたとみられる。この報告書は「自発的動機と非自発的動機」という表現を用いているが、非自発的動機を「徴集、募兵など」と分類しているので、強制的であるとも言える。しかし、「私は学徒兵で入隊したわけでもないし、そのときすべての軍人は私のしたように参戦したと思っていましたよ。だから少年兵という概念も知りませんでしたし²⁸⁶」という証言からみられるように、彼らはそのような自分自身の状況も知らなかった。

少年兵参戦者は除隊が自分の意志でできなかったことも強制的なものとして認識した。休戦後も除隊できず学校に戻れない状況で、少年兵たちはあらゆる手段を講じるしかなかった²⁸⁷。学徒義勇軍のほうは1951年3月から解散と復校が順次に行われ、学業を続けることができた。その反面、前方で現役軍人として服務していた少年兵たちは学業を続ける機会も強制的に取り上げられてしまっていた。少年兵参戦者は「私たちは知らなかった。知っていたら

²⁸² 장성곤 「휴교 중 비상 소집 - 집단 입대」 『한국논단』 7월호, 2007년, 90-91쪽. ; 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011년, 226쪽.

²⁸³ 변덕인 「한 주일이면 돌아온다더라」의 영원한 이별」 『한국논단』 7월호, 2007년, 85쪽.

²⁸⁴ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2011년, 218頁.

²⁸⁵ 同上書, 127-140쪽.

²⁸⁶ 同上書, 231쪽.

²⁸⁷ 同上書, 233쪽.

反抗したかもね。(中略)もう軍人だったから。いくら幼いからってこれはあり得ないことだ。15, 16歳の子ども連れてきて軍番与えて教育させてというのが²⁸⁸」と語る。少年兵たちは情報が知らされることもなく、すでに学生の身分ではなくなったため復校の対象でもなくなっていた。そしてそのように本来与えられるべきものが与えられず、選択肢が取り上げられていた状況は、いくら入隊と除隊に「申請」という過程があったとしても強制性があったといえる。

少年兵参戦者のナラティブに表れるもう一つの特徴として、何も知らない純粋な子どもという姿を強調していることが挙げられる。まず、戦争そのものに対する無知を強調している。たとえば、ある少年兵参戦者は戦争勃発後7月から休校となって、農村の手伝いをしているとき、学校の教務職員から呼ばれたときの状況を「私は家事と勉強しか知らなかったので、銃殺という単語さえわからなかった。それで私は銃殺とは何なのか聞いたが、教務職員は自分も知らないと…²⁸⁹」と回想している。続いて、学校に集まってトラックに乗せられたことについても、「幼い学生たちは何のことかもわからないまま、ただ良くない感じだけを抱いて乗車したし、乗車するまでも引率者の正体がわからなかったが、車が動き出したとき彼らが防衛軍将校だとわかった。しかし私たちはその時迫ったことが理解できず、そのまま連れていかれるしかなかった²⁹⁰」と、状況に対する無知を強調している。また、「少年兵たちは分別もなく軍隊が何なのかも知らず、(中略)階級章というものも知りませんでした²⁹¹」という語りや、「中学校のときは思想的理念もありませんでした。(中略)若い子は判断力に欠けてるし、死というものを知らないし、軍隊、軍番が何なのかわかってないし、私たちより一学年上の人も軍番はもらわないと言っていたのに私たちは与えられたら何も言わずもらってたし、銃を撃てと言われれば撃って…²⁹²」というなど、軍隊と戦争に対する知識がないことを真剣に訴えている。

ところで、少年兵参戦者は入隊当時14~17歳で、1933年~1936年生まれに当たる。ということは、アジア太平洋戦争時に小学校に通っていたと推測できる年齢である。戦時期朝鮮の学校で銃、軍隊、階級が分からなかったとは考え難いが、それほど年齢の幼さを強調しているのだと思われる。

物事が分かっていない子ども像の強調は、イデオロギーの側面からも表れる。分断と戦争という極めて政治的な環境下にいたことを意識してのことか、「忠誠心だの民主主義だの共

²⁸⁸ 同上書、244頁。

²⁸⁹ 장성근, 前掲記事、90頁。

²⁹⁰ 同上。

²⁹¹ 국방부군사편찬연구소, 前掲書、2011년、208頁。

²⁹² 同上書。

産主義だの、そんなものを考える年齢ではありませんでした」と、イデオロギー対立状況に対して距離を置くような口調がみられる²⁹³。「私たちは理念的な概念がなく、アカというものは化け物だと思って」いたと告白したり、「私たちは思想を知らないから」と語ることから、自らの行動に政治的意図はなく中立的で純粋な子どもであったことが強調される²⁹⁴。

ところが、この純粋性について、韓国社会は愛国というレンズを通して解釈している。ある少年兵参戦者の語る「我々は純粋だった」という言葉に対して、「その純粋な血の中から今日の大韓民国が生まれた」と、解釈を加えている。少年兵参戦者たちの語る純粋さは、戦争と理念と離れた脈絡で語られたが、一途な思いと解釈され、愛国心として強調されたのである²⁹⁵。

そもそも戦争によって永遠に失われてしまった子どもの純粋性という特徴は、保護されるべき社会の構成員まで戦わせる、動員の主体に対する政治的な無能を強調する。そして国家や共同体の政治的無能が設定されると、外部からの介入が正当化される²⁹⁶。今日のグローバル・ノースの少年兵言説は、国家の正当性を損傷させない範囲の中で歴史性をもって語られている。すなわち、強制性、純粋性、被害者性という少年兵参戦者のアイデンティティがグローバル・サウスの子ども兵と特性を同じくすることは、韓国がグローバル・ノースの一員であることを阻害すると認識されるのであろう。

小結一「犠牲」が示す「少年兵」の両面性

自らを少年兵と語る参戦団体の登場は、自発的参戦を代表する「学徒兵」でまとめられる国家の記念に歯止めをかけようとした試みと言える。「少年兵」という名称は、朝鮮戦争期の青少年の戦争動員の本質を物語る本質的な用語であったといえる。

少年兵参戦者が声を上げ国家による存在の承認と待遇がなされるまでは、至難の交渉過程が求められた。少年兵参戦者が究極的に求めた目標は達成できなかったが、朝鮮戦争史の一部に記録されることはできた。少年兵参戦者は自らを学徒義勇軍と区別し少年兵と呼び、少年兵だけの記念事業を開始した。その後国家に少年兵の存在を認めてもらい、国家有功者の資格を要請する運動を展開した。国家有功者には昇格できなかったものの、国家によって認

²⁹³ 同上書、191頁。

²⁹⁴ 同上書、218-219頁。

²⁹⁵ 「14歳の少年兵をご存知ですか」『朝鮮日報』2006年6月27日。（https://news.chosun.com/site/data/html_dir/2006/06/27/2006062770444.html）（閲覧：2020年8月26日）

²⁹⁶ Lee-Koo, *op. cit.*, p. 736.

知されたことにより、少年兵参戦者の活躍が公刊書にまとめられ、本格的に公式記憶に編入された。

少年兵参戦者が「少年志願兵」という名前で国家からの承認を得たことは、少年兵参戦者の国家のための「犠牲」が認められたためであろう。兵役という義務がまだ負わされていない者の自発的な犠牲は、義務を忌避した者を責め、啓道する役割を果たした。特に少年兵参戦者は、将来兵役を全うする子どもに対して、行動だけでなく精神までも教えられる学徒義勇軍とともに先輩軍人としての子どもの軍事化を一部担当することになる。

ところで、少年兵参戦者の先達としての役割と自らの動員の経験に対する認識は、現代の人権問題としての子どもの戦争動員に対する認識との間において齟齬があるように思われる。少年兵として動員され子どもが享受すべき幸せと権利をすべて亡くしたことも少年兵参戦者の払った「犠牲」である。しかしその犠牲は、国家による子どもの人権の侵害として、憲法上の解釈を求められたが受け入れられなかった。少年兵参戦者は「子どもの人権の侵害」を受けた被害者として、当事者性を持つ活動以上の領域に活動を拡張することは見られなかった。したがって、現段階までの分析を通してみられる少年兵参戦者のアイデンティティは「少年兵」という区別をつけた「参戦者」に近いと考えるのが妥当ではないだろうか。

「参戦者」として交渉を主導した結果、少年兵参戦者は「子どもの戦争動員」という普遍的問題へと活動領域を拡張することなく活動を終えることになった。交渉の局面初期は自らを参戦勇士の一部であるが区別された集団として位置づけることで愛国心と自発的な参戦を強調した。国家有功者の待遇を求める中期には、要求が受け入れられないことに対して他の国家有功者との比較を通して序列を形成した。また、民主化有功者が先に待遇されたというはく奪感による敵対感を表し、限られたパイをめぐる争う競争者としての側面を見せた。最後には、少年兵参戦者たちが初期から国家の体面のために出さないでいた動員の被害者としての姿を主張した。そしてそのような被害者としての姿には、入隊から除隊にかけて被った強制性と、若い年齢を強調する純粋性が目立っている。この強制性と純粋性は子ども兵問題におけるナラティブと共通する特性であるが、この共通点が注目されることはなかった。

一方、韓国は途上国から先進国へ、第3世界からグローバル・ノースの一員へと自らを編入していく時期であり、少年兵に関してもグローバル・ノースの言説を受け入れる90年代の時期を経た。国際社会における紛争地域の子どもの兵に対する過度な相対化・他者化は、北半球の先進国における少年兵動員の歴史を特別なものとし、韓国はその動きに同調した。そのため、「普遍的人権問題」として自らを再認識して承認を得る交渉を望んだ少年兵参戦者の試みは、国家の位置づけにそぐわないものとされてしまった。結果として、他者化される対象としての少年兵像を国家の公式的な承認の対象とすることはせず、少年兵参戦者は「少年志願兵」として記憶されることになった。

第4章 記念館のなかの少年兵

はじめに

1990年代少年兵戦友会が組織され参戦者としてだけでなく被害者としての立場を主張した背景には、韓国の民主化と冷戦の終息があった。その中で、民主化運動と4・3事件のような国家暴力に対する抵抗と犠牲者の名誉を回復する動きが起こった。特に民主化運動に関連した記念館建立運動は1980年代半ばから対抗記憶を提示する社会運動としての性格を持っていた²⁹⁷。民主化によって国家暴力の告発が続き、冷戦の終息により朝鮮半島の平和と南北の統一を求める声が大きくなった。

ところが、テーゼがあればアンチテーゼも存在する。これらの動きは盧泰愚政権と軍に安保危機として受け入れられた。戦争を経験した世代が少なくなる中で、戦後世代に朝鮮戦争が北朝鮮の「南侵」によって始まり、韓国にとっては正当な防衛戦争であることを明確に伝える必要があった²⁹⁸。そして朝鮮戦争40周年を迎える1990年を前後して、記念の観点から朝鮮戦争を後代に伝承するための事業が推進されることになった²⁹⁹。戦争記念館はそのような考慮のもとに1988年に企画され、1994年に設立された。

本章で検討する4つの記念館—戦争記念館、学徒義勇軍戦勝記念館、太白中学徒兵記念館、仁川学生6・25参戦館—はすべて1990年代に設立または企画された、朝鮮戦争を題材とする戦争博物館である。戦争博物館は戦争を記録し、殉職者を追悼する機能を持つ。戦争は正当な防衛戦争として位置づけられ、戦闘の勝利が称えられる。英雄として軍人が選定され、彼らの愛国と犠牲行為が強調される³⁰⁰。

戦争博物館として少年兵参戦者の参戦経験を展示する記念館は当然ながら少年兵を参戦者の立場から描いている。朝鮮戦争勃発の経緯を詳しく説明し、少年兵が参戦した戦闘を再現し、参戦者である少年兵の愛国心と犠牲精神を讃える空間である。

これまで見てきたとおり、少年兵の参戦経験は1990年代以後になって経験談や証言が多く確保され、体系的に整理されるようになった。新しい戦争史的発掘がなされつつあった少

²⁹⁷ 정호기 「기념관 건립운동의 변화와 동학」 『경제와 사회』 제65권, 2005년, 235쪽.

²⁹⁸ 강성현, 최선영 「평화사와 공공역사의 관점으로 본 전쟁기념관」 『현대사와 박물관』 제2권, 2019년, 8-9쪽.

²⁹⁹ 정호기 「한국의 전쟁기억과 전쟁박물관들의 형성」 정근식 편 『전쟁기억과 기념의 문화정치: 남북한과 미국 중국의 전쟁기념관 연구』 진인진, 2016년, 12쪽.

³⁰⁰ 무라카미 도시후미 「전쟁박물관과 평화박물관」 동북아역사재단 편 『일본의 전쟁기억과 평화기념관 I』 동북아역사재단, 2009년, 117쪽.

年兵という参戦者が博物館の中でも儀礼的性格の強い記念館という空間で再現された意味は何だろうか。歴史書や記念塔ではなく、一定の空間を専有する記念館という建物が必要となった背景は何だろうか。

ここで、同じく1990年代の国際社会と国際人道法の存在を想起したい。韓国は1991年国際連合に加入した。第1章で検討したように、この時期の国際連合では戦争犯罪を規定し、人権を重視する動きが盛んに行われており、子ども兵の動員の禁止など、子どもの人権の保護もその一つであった。そして第3章で検討したように、子どもの人権の保護の側面から問題を提起した少年兵参戦者団体の活動は政府にとって好ましいことではなかった。

このような状況下で、参戦英雄としての少年兵は、それでも記念される存在となった。記念館という空間はその理由を提示する空間として機能したのである。朝鮮戦争を正当な防衛戦争として教育し、少年兵がただ参戦したという事実を超えて、「なぜ参戦したか」を提示する必要があった。

だとすると、朝鮮戦争に参戦した少年兵を題材とする記念館を検討することの意味は何だろうか。記念館の設立を主導した主体が伝えようとした記憶は、設立の過程で国家と自治体の残そうとする記憶を競合する中で選定と忘却の道をたどる。そうして選ばれた記憶は記念館のナラティブとして観覧客に伝えられる。この過程を視野に入れて少年兵記念館を検討することは、国家の公式記憶の流動的な動きを捉える作業でもある。

戦争博物館として建てられた少年兵記念館であるが、「学徒兵」を「少年兵」として見つめ直す本論文の問題意識を抱え、とりわけ前章で検討した「少年兵」参戦者の対抗記憶に触発された活動を踏まえた上で、少年兵記念館について考えたい。

第1節 韓国の少年兵参戦に対する追悼と記念の変遷及び記念館の設立

1) 少年兵参戦者の追悼と記念の変遷

(1) 朝鮮戦争直後の追悼の始まり

朝鮮戦争停戦後、戦没学徒に対する追悼は学徒兵の激戦地であった浦項において行われていた。1957年6月に浦項では「戦没学徒忠魂塔」の除幕式が挙行された。全国学徒護国団によって建立され、同年大韓学徒義勇軍同志会と慶尚北道学徒護国団が補修に掛かる費用を出した。除幕式において、文教部長官の追念辞が添えられた。追念辞は、「同胞の反逆者たち

がこの地を血に染めた」とき、学徒兵たちは「本を置いて銃を握って戦った」と学徒兵参戦の背景を述べる。また、「愛しい十七歳、我が民族の息子たち」「栄光なる倍達（韓民族）の花」「真の花郎」などの表現から、十代の学生の自発的な参戦と犠牲が称えられている³⁰¹。また、この忠魂塔への献呈詩「戦没学徒義勇兵へ」においても、「皆二十歳前後」の「勇ましく幼い学徒義勇隊」が、「背負う義務もないのに団結し」、「玉になって砕け散った」と描写されている。この塔において、浦項戦闘の戦死者である故金春植の他47人の位牌と、さらに学徒義勇軍戦死者1,394人の位牌が奉安された³⁰²。

1960年代になって、戦没学徒兵の追悼記念はソウルへと移動した。1963年9月に第97次国務会議において、浦項地区戦没学徒兵の遺体を国立墓地に埋葬することが決定された。そして1964年4月に48体の浦項戦闘の戦死者の遺骸が国立墓地に埋葬された。そしてその場所に、祭壇と学徒義勇軍無名勇士塔が設置された³⁰³。

こうして、ソウルにおいて中央の記念となった学徒義勇軍は、無名勇士として追悼された。無名勇士塔は元々、1954年ソウル銅雀洞の国立墓地に建立され、陸海空軍戦没将兵合同追悼式の場として使われていた³⁰⁴。1950年代の戦争記念物は死者の魂を慰め、追悼する目的で作られた。犠牲の原因であった敵に対する敵愾心が強く表れている³⁰⁵。戦争中には遺骸の収拾ができず、遺骸の身元が明らかになっていないこともあり、学徒義勇軍無名勇士塔のように記念碑が追悼碑、墓碑の役割を担った。国民国家の無名勇士への追悼は、名前が特定されないために、戦没者のすべてを代表するような象徴性がある³⁰⁶。学徒兵の追悼に無名勇士塔があてがわれたのは、そこに結局特定の名前を持つ遺骸が安置されたにも関わらず、「学徒義勇軍」に何らかの形で代表性が与えられることでもあった。

ただ、上述した追悼と記念は学徒義勇軍に限定される。軍人として戦った少年志願兵の場合は、除隊軍人、傷痍軍人として援護の対象であったが、学徒義勇軍のように参戦者の中で区別されるような「追悼」はなかった。さらに、李承晩政権における軍人に対する援護政策

³⁰¹ 浦項学徒義勇軍戦勝記念館、2019年12月10日訪問。

³⁰² 同上。

³⁰³ 同上。

³⁰⁴ 「임이여 고히 잠드시라」『조선일보』1955年4月23日付。

³⁰⁵ 정호기 「전쟁상흔의 사회적 치유를 위한 시선의 전환과 공간의 변화: 한국에서의 전쟁기념물을 중심으로」 전진성, 이재원 편 『기억과 전쟁: 미화와 추모 사이에서』 2009년, 506쪽。

³⁰⁶ 베ネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳 『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』 東京：書籍工房早山、2007年、32頁。（原著：

Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London; New York: Verso, 1991.)

は、李承晩個人の偶像化に用いられるだけで、実効性を失ったと評価されるだけであった³⁰⁷。

(2) 愛国反共戦士としての記念

軍事クーデターで執権した朴正熙政権は、李承晩政権が十分に運用できなかった援護事業を強化して、除隊軍人と戦没将兵の遺族を支援した³⁰⁸。同時期に政府は「反共愛国遺跡復活運動」を主導し、学徒義勇軍ゆかりの地の浦項を含め、「共産傀儡軍が愛国同胞を無惨に虐殺した」各地域に記念塔と慰霊碑の建立を議論した³⁰⁹。

さらに、1970年代には「国家戦跡地開発事業」が展開された。それは、朝鮮戦争期韓国軍及び国連軍の戦跡地を開発して、国家安保意識を再考し、反共教育の場とし、観光資源として活用することを目的とした³¹⁰。戦跡地を観光地として開発すると同時に教育の場として活用するようになったことは、戦後世代を意識する形の記念が始まったことを意味する³¹¹。1976年交通部、国防部、国際観光会社が合同で「戦跡地開発基本計画」を立て、大統領令第8308号で委員会が構成された。「戦跡地開発推進委員会」は「国家安保と反共に関する国民の意識を堤高し、観光資源として活用できる戦跡地の効率的な開発」に関することを審議した³¹²。

学徒義勇軍も反共と国家安保という意識のもとに記念された。1977年に、浦項戦闘の現場であった浦項女子中学には、「実弾がなくなったら銃床で殴り、また歯で噛みちぎる血戦に血戦を繰り返し」た反共肉弾勇士としての武勇を強調した「学徒義勇軍 六二五戦跡碑」が建立された³¹³。

³⁰⁷ 이화진 「'극장국가'로서 제1공화국과 기념의 균열」 전진성, 이재원 편 『기억과 전쟁: 미화와 추모 사이에서』 휴머니스트, 2009년, 240-242쪽.

³⁰⁸ 「除隊軍人千名과 遺家族二千世帯에 定着基金 四億圓 貸付」 『조선일보』 1962年6月22日付。 ; 이화진, 同上書, 249쪽.

³⁰⁹ 「곳곳에 記念碑建立」 『조선일보』 1962年7月13日付。 ; 「学徒義勇軍墓地등 反共遺跡復活運動 올해 事業計画決定」 『동아일보』 1962年8月1日付.

³¹⁰ 문화재관리국 유형문화재과 「1978전적지개발사업기본계획안」 1978年. 국가기록원
(https://www.archives.go.kr/next/search/viewArchiveDetail.do?rfile_no=200300890542&ritem_no=000000000011&sitePage=1-2-1) (閲覧: 2021年10月12日)

³¹¹ 정호기, 前掲書, 2009年, 511頁.

³¹² 『대한민국 관보』 제7524호, 1976年12月14日付.

³¹³ 「学徒義勇軍 六二五戰跡碑」 戰功辭, 浦項女子高等学校 (旧浦項女子中學校), 2019年12月10日訪問.

(3) 1990年代以後の多様な少年兵記憶の登場

従来国家が主導してきた学徒義勇軍の記念は大韓学徒義勇軍同志会（以下、学徒義勇軍同志会）の管理下で実施されてきたが、学徒義勇軍同志会は全斗煥政権において在郷軍人会に統合された³¹⁴。1990年になって学徒義勇軍団体に対する統合が撤廃され、この時期から地域や出身校などを中心に学徒義勇軍団体が組織され始めた。同時期に開始された地方自治制により、団体ごと追悼行事と記念事業を計画は、地域の復興と観光事業などと結合され支援を受けることとなり、記念と追悼の場がソウルと浦項以外の地域へと拡大された³¹⁵。

これに加え、学徒兵記念の場に新しい記憶の主体が登場した。第3章で触れたように、1990年代に声を挙げた少年志願兵は、少年兵という言葉を用いて、長い間国家の記念と追悼の場から忘れられていた徴兵適齢未満の軍人という存在を想起させた。少年兵参戦者によって提示された強制的な徴集の記憶は、自発的な参戦という歴史的記録に問題を提起させただけでなく、同時期に国際的な人権問題とされていた子ども兵の戦争動員を、韓国の朝鮮戦争の記憶に加えさせた。

2) 少年兵を記念する4つの記念館の概要

(1) 戦争記念館

戦争記念館は韓国ソウル特別市龍山区に位置している。1994年に開館し、「戦争を対象化する国家の教育目標と国家観を強化する場として国家の公式的な歴史を主導」してきた³¹⁶。戦争記念館の建立の目的は、1980年代後半当時の盧泰愚政権が注視していた「体制転覆をたくらむ左翼勢力」の活動を阻止することのできる「反共安保と護国精神を養う」ことであった³¹⁷。記念館は朝鮮半島で行われた戦争と韓国が関わった戦争、歴史上の戦争から今日の戦争、そして韓国軍の戦力の紹介まで網羅している。また、野外展示空間があり、そこには戦車、戦闘機、野砲などの大型の武器の展示と戦争に関する造形物が展示されている。戦争

³¹⁴ 국방부군사편찬연구소, 『6.25전쟁 학도의용군 연구』 국방부군사편찬연구소, 2012년, 313쪽.

³¹⁵ 국방부군사편찬연구소, 同上書, 2012년, 315쪽.

³¹⁶ 김상미, 「전쟁기념관 전시와 교육에 나타난 ‘기억’의 문화정치학 -안보와 평화교육의 공존가능성의 모색을 중심으로-」 『인문과학』 52권, 2014년, 154쪽.

³¹⁷ 김형곤, 「한국전쟁의 공식기억과 전쟁기념관」 『한국언론정보학보』 40권, 2007년, 199쪽.

記念館の入り口の前は円型の広場になっており、朝鮮戦争に参戦した国連諸国の国旗が囲い並んでいる。記念館の順路は、「護国追慕室」から始め、「戦争歴史室 I、II」、「6・25戦争室 I、II」と時系列である。そして「国連室」、「寄贈室」、「海外派兵室」、「国軍発展室」に続く。

戦争記念館が最も力を入れて紹介しているのは朝鮮戦争である。空間の使用においても「戦争歴史室」は978坪を使用していて、「6・25戦争室」は約1800坪を使用している³¹⁸。この「6・25戦争室」は大規模で、I室とII室に分かれている。「6・25戦争室I」の中に入ると、暗い空間に「6・25」という日付がピンライトで強調されていることを目にする。さらに進むと、戦死者遺骸発掘現場が再現されている。そこで提示されるのは、6・25という日に何が起こって、この戦争でどんなことがあってこのように戦死者が埋もれるままになってしまったのかという疑問である。また、遺骸発掘現場の再現からは、まだ戦争が終わっていないことを改めて想起させられる。次に展示されているのは北朝鮮が戦争を起こすまでの準備過程である。数々の証拠が、6・25という戦争が北の侵略によるものであると物語る。I室はこうして戦争勃発前の北側の動きから、勃発直後、南への避難、洛東江防御線という絶対絶命の瞬間まで一気に駆け抜ける。そしてクライマックスは「仁川上陸作戦」となる。戦争勃発後の約3か月が二つに分けられた「6・25戦争室」の半分を占めているのである。これにはおそらく、展示諮問委員会の展示方針議論においても戦争初期の3か月の重要性に認識しているためであろう³¹⁹。

学徒義勇軍展示コーナーは、2010年からのリモデリング企画において新設された展示室で、その目的の柱を守りつつ6.25展示室Iの「南侵」パートの中に位置された。この企画は戦争記念館が2010年から5年間で361億ウォンの予算を編成して推進した「戦争記念館展示室改善事業」の一環であった。防衛産業振興会は展示演出の改善をとおして「観覧客が6・25戦争の現場にいるかのように感じることを目指した」と述べ、「15人の参戦勇士と学徒義勇軍が伝える肉声の証言は、生々しい歴史教育になる」と展望する。このことから、学徒義勇軍展示室が戦争を知らない世代に公式記憶としての少年兵の体験を直接伝える場として設けられ、「反共安保と護国精神」を重視していたと推測できる³²⁰。

³¹⁸ 同上書、193쪽。

³¹⁹ 김형곤, 同上書, 2007年, 205頁より再引用: 전쟁기념사업회 『전쟁기념관건립사』 서울: 전쟁기념사업회, 1997년, 122쪽。

³²⁰ 한국방위산업진흥회 「전쟁기념관6・25전쟁실 리모델링 재개관」 『국방과 기술』 398호, 2012년, 20-21쪽。

(2) 学徒義勇軍戦勝記念館

学徒義勇軍戦勝記念館（以下、戦勝記念館）は浦項の学徒義勇軍が単独で参戦した戦闘を記念して設立された。浦項地域は朝鮮戦争期の戦闘の中でもっとも熾烈な戦闘が繰り広げられた洛東江防御線の北東側に位置している。

1996年6月に、浦項地域の学徒義勇軍参戦者を中心に「記念館建立推進委員会」が構成され、政府と各界に建立支援を要請した。国防部の朝鮮戦争50周年記念事業の一環として、国家報勲処から約5億ウォン、行政自治部から約1億ウォンの支援を受け、浦項市の予算10億ウォンを投入し総16億ウォンの予算で2002年に竣工された³²¹。戦勝記念館の管理は浦項市の住民福祉課が担当している。

戦勝記念館の入り口の右側に「学徒義勇軍戦勝記念館」という看板がかかっており、その横に「大韓民国学徒義勇軍会慶尚北道支部」と「大韓民国学徒義勇軍会慶尚北道浦項市支会」という看板が並んでいる。朝鮮戦争当時の学徒義勇軍の戦功を記念するための空間は、今日の学徒義勇軍会という戦友会の地域支部の事務所であり、戦友会員の集う場所としても機能していることがわかる。浦項の学徒義勇軍会は1979年8月に発足し、学徒義勇軍忠魂塔を管理し、追念行事と安保教育を担ってきており、その活動の結実として戦勝記念館の建立を挙げている³²²。

記念館の案内文は「浦項は洛東江最後の防御線であった。陸軍第3師団所属学徒義勇軍71名が浦項女子中学校で彼らだけで参戦し金春植外47名が散華した地域でもあり、全国で最も多くの学徒義勇軍が犠牲となった激戦地」であると紹介している³²³。

戦勝記念館は2017年に国防部軍史編纂研究所の資料をもとにリモデリングを始め、2018年4月1日に再開館した。リモデリング後の展示順路や構成、内装デザインは大幅に変わったが、展示品はあまり変わっていないことが確認できる。内装は全般的に暗く、暖色のピン

³²¹ 国防部は日本の防衛省に当たる。国家報勲処は参戦軍人、警察への各種支援事業、その他国家のために献身したとされる国民のための礼遇、戦没者の追悼行事などを担当する。行政自治部（2021年現在、行政安全部）は政府組織の管理と地方自治団体の支援、公務員の人事、選挙などを担当する中央行政機関である。；「어린 학생들의 장렬한 전사—학도의용군전승기념관」『통일한국』26권6호、2008년、97-99쪽。；学徒義勇軍戦勝記念館館内説明文、2017年2月23日訪問。

³²² 学徒義勇軍戦勝記念館「『学徒義勇軍戦勝記念館』案内文」、2017年2月23日訪問。

³²³ 同上。

ライトを使用して龍山の戦争記念館の内装様式と類似している。

(3) 太白学徒兵記念館

江原道太白市にある太白学徒兵記念館（以下、学徒兵記念館）は、太白公立工業中学校出身の「参戦学徒兵の名誉を高め、軍功を広く知らせるために」、1991年当時の中学校長ジュ・スボク氏の提案により太白中学校の一角に設けられた。太白中学校の学生127人が教師の朴孝七氏の引率のもと陸軍第3師団第23連隊の学徒中隊に編成され多くの戦闘に参戦したことを記念している。学徒兵記念館は2009年7月15日、独立した一つの建物として、太白中学校の敷地内に新しく建立された。太白教育庁と太白中学校が中心となり、江原道が3億9千万ウォン、太白市が2億6千万ウォン、報勲処が3億9千万ウォン、太白教育庁が2億6千万ウォンを支援したという。567平方メートルの2階建てで、管理室、セミナー室、視聴覚室、電算装備室、展示室などが設けられた³²⁴。

学徒兵たちは1951年1月の1・4後退³²⁵で戦線が南下したことを聞いて入隊したが、6月から認識番号が与えられて現役軍人になった後は特攻隊として再編成され作戦に投入された。休戦をもって特攻隊は解散し、1955年から57年の間に除隊した。学業の途中に参戦して軍人になったため、太白中は1997年学徒兵のための名誉卒業証を授与した³²⁶。

現在、太白中学校の敷地内には学徒兵記念館のほか、戦死した18名の学生を追悼する忠魂塔が並んでいる³²⁷。忠魂塔は太白中学校学徒兵18人の戦死者を追悼するためのものである。1963年に太白中学校と太白高等学校が校舎を移転することになり、新校地で忠魂塔移転の除幕式と第8回慰霊祭が行われた。忠魂塔の前では毎年6月、花白会の主催で追慕祭が行われる。式順は国民儀礼、愛国歌斉唱、護国英霊及び護国学徒兵に対する黙祷、経過報告、

³²⁴ 「太白中、戦没学徒兵記念館 開館」『シンア日報』2009年7月15日付。（<http://www.shinailbo.co.kr/news/articleView.html?idxno=137877>）（閲覧：2020年5月26日）

³²⁵ 朝鮮戦争初期の1950年9月、連合軍と韓国軍は仁川上陸作戦の成功で38度線を越えて鴨緑江付近まで戦線を押し上げるようになった。しかし1950年10月に中国人民義勇軍の参戦により、翌年の1月4日にはソウルが中国人民義勇軍に占領された。これを「1・4後退」という。

³²⁶ 「태백중학교 학생들의 병영일기—학도병기념관」『통일한국』2007年、98쪽。

³²⁷ 국방부군사편찬연구소、前掲書、2012年、132-135쪽、421쪽。；북한연구소「어린학생들의 장렬한 전사—학도병기념관」『북한』423호、2007年、14-16쪽。

献花及び香、追慕辞、校歌斉唱、殉国学徒兵のための銃の発射の順に行われるという³²⁸。

2019年の第66回追悼祭には、花白会長を始めとする会員、遺族、同窓、陸軍第3師団の壮兵、陸軍8087部隊の幹部、白骨戦友会と副士官、太白市長、江原道議員、道議長、太白市議員、農協支部長、太白市管内学校長など主要機関長と護国報勲団体の会長及び関係者が参加したという。太白市は慶尚北道と同じく、朝鮮戦争時の戦場でもあり、江原道と太白市は自治体の観光事業の一つとして護国観光を掲げていることもあり、学徒兵記念館は地域観光のランドマークとなっている。江原道が運営しているホームページ「江原道旅行」では、忠魂塔を観光地の一つとして紹介しており³²⁹、記念館1階の芳名帳には韓国各地の学校から遠足、体験学習などで訪れた韓国各地の学校の生徒たちや子連れの親による感想が書かれている³³⁰。

(4) 仁川学生6・25参戦館

仁川学生6・25参戦館（以下、学生参戦館）は朝鮮戦争当時16歳で入隊したイ・ギョンジョン氏が息子のイ・ギョウォン氏の支援によって1996年に「仁川学生6・25参戦史編纂委員会」（以下、学生参戦史編纂委）を立ち上げたことから始まった。イ・ギョンジョン氏は1999年から参戦館建立推進委員会を結成し、仁川地域内の学校の同窓と参戦同僚をインタビューし、写真、遺留品、寄贈品を収集した。学生参戦史編纂委は「仁川学生6・25参戦史」をこれまで第4巻まで出版しており、これには収集して文字起こしをしたインタビュー記事が載せられている。

イ・ギョウォン氏は2004年私財2億ウォンをかけて、本人が経営する歯科医院のビルの1階と2階を改造して学生参戦館を設置した³³¹。館長のイ・ギョウォン氏は理由は明らかにしないものの、学生参戦館を報勲処に登録せず、財政の支援も受けずに「親孝行のつもりで」

³²⁸ 「6・25参戦太白中学校学徒兵追慕祭 太白中忠魂塔にて国のための犠牲想う」『太白旌善インターネットニュース』2019年6月1日付。（<http://tjinews.co.kr/ArticleView.asp?intNum=33572&ASection=001012>）（閲覧：2020年5月26日）

³²⁹ 「학도병충훈탑 관광가이드」『강원도여행』（https://www.gangwon.to/tour/gangwondo_trip/tourist_spot?control=AG0010_T&tourCode=TOSIGK00）（閲覧：2020年5月26日）

³³⁰ 太白学徒兵記念館芳名帳、2019年12月11日訪問。

³³¹ 「仁川学生6・25参戦館開館 祖国愛と故郷愛につながる」『仁川ニュース』2004年12月16日付。（<http://www.incheonnews.com/news/articleView.html?idxno=6603>）（閲覧：2019年11月3日）

すべて自費で運営しているという³³²。学生参戦館は報勲施設としてではなく、自治体内の博物館の一種として、「仁川広域市博物館協議会」のホームページで紹介されている。ホームページには「1951年6月7日、公立6年制仁川商業中学校3年(16歳)のとき志願入隊して参戦したイ・ギョンジョンの息子イ・ギョウォン（歯科医）が建てた、仁川学生・師匠6・25参戦歴史記録館である」と説明している。

学生参戦館の入り口は歯科医院と同じ入り口を使用しており、私設記念館にも関わらず入館料は無料である。2019年12月現在、参戦記念館は移転作業を進めている。歯科医院から100m程度離れた大通りに面したビルの1階を新しく記念館として作り、「できるだけ多くの人に見てもらおうように」するという³³³。

第2節 記念館が語る少年兵

1) 朝鮮戦争についての叙述

(1) 戦争勃発の原因

ここでは、前述した4つの記念館の館内展示資料の説明から、朝鮮戦争勃発という出来事がどのように叙述されているのかを分析する。戦争記念館と学徒兵記念館の展示は、戦争が勃発した理由を冒頭で明確に示している。北朝鮮の攻撃によって戦争が始まったこととそれによる戦線の南下という国家の危機を、青少年が兵士になる背景として説明しているのである。記念館が記念する対象である少年兵を詳細に語る前に語られる戦争記憶は如何に伝えられているのだろうか。

記念館の戦争の原因に関する叙述からは、ある程度共通点がみられる。誰が戦争を開始したのか、なぜ青少年が参戦することに至ったのかが一番先に提示される。戦勝記念館は6・25戦争を「決して忘れられない痛み」と定義し、その始まりを「1950年6月25日04:00雨が降る38度線の全域にわたる5つの方面にある11か所から北韓軍の奇襲南進が始まった

³³² 仁川学生6・25参戦館館長からの聞き取り、2019年12月9日訪問。

³³³ 同上。

³³⁴」と描写する。戦争は北朝鮮が戦争を起こして南に侵入したのであって、それが韓国側の警戒が緩んでいた時を狙っての奇襲攻撃だという説明である。

太白の学徒兵記念館も同じく、「韓国戦争勃発」というタイトルのもと、「1950年6月25日明け方の4時頃、西海岸の甕津半島から東海岸まで38度線全域にわたって国軍の防御陣地に猛烈な砲火が集中した。北韓軍が奇襲攻撃を開始したのである。北韓軍のYAK戦闘機はソウルの上空に侵入し金浦飛行場を爆撃し市街地に銃器を乱射した³³⁵」と北朝鮮側が開始した「奇襲」の瞬間を描写している。そしてそれが奇襲である理由について、以下のよう

当時国軍は労働節、国会議員選挙、北韓の平和攻勢³³⁶など、一連の主要事態を迎えて長らく非常勤務体制を続けていた状態だったので、その頃は警戒体制が緩んでいた。特に北韓の平和攻勢に備えて出された非常警戒令が6月23日24時をもって解除されたので、兵力の1/3以上が外出中の状態だった。南韓に対する北韓軍の攻撃計画はソ連側と金日成が緊密な協議を経て1950年5月に作成した‘先制打撃作戦’によって行われた。この作戦は開戦3日以内にソウルを占領し、以後戦果を挙げ南韓全域を占領、掃討することを骨子とした³³⁷。

観覧客はこの説明から、韓国側に続いた警戒体制が北側の偽りの平和政策で緩み、そのすきに攻撃されたのだと学ぶようになる。

一方、浦項の戦勝記念館は同じ状況を比較的簡略に語る。

国軍は非常警戒令の解除、農晩期、日曜休暇などで外出・外泊をしており部隊に残っている兵力が少なく、指揮官まで席を外して防御線を支えることは非常に難しかった。このような北韓の南侵作戦は作戦開始50日以内に釜山を

³³⁴ 学徒義勇軍戦勝記念館館内展示資料「奇襲南侵」、2019年12月10日訪問。下線は筆者の強調。

³³⁵ 太白学徒兵記念館館内展示資料「韓国戦争勃発」、2019年12月11日訪問。下線は筆者の強調。

³³⁶ 平和攻勢とは、国家が戦争を終息させようとする意図や紛争を平和的に解決する意図を表すことで敵対国や非友好国の警戒をやわらげる政策である。参照：“Peace offensive.” Merriam-Webster.com Dictionary, Merriam-Webster, <https://www.merriam-webster.com/dictionary/peace%20offensive>. Accessed 18 Nov. 2020.

³³⁷ 太白学徒兵記念館館内展示資料「韓国戦争勃発」、2019年12月11日訪問。

占領し、韓半島を共産化するためのもので、当時北韓軍は韓国軍兵力の 2 倍、装備は 3 倍に達する戦力を保有していた³³⁸。

戦争勃発当日の描写は、平和な日常を送っていた韓国がいきなり侵略されたような印象を与える。このような状況の設定は、戦争の責任主体を告発すると同時に、軍の立場（時期的に警戒態勢後の外出と重なっただけ）を理解させつつ、青少年学生までが戦争に参加しなければならなかった当為性を作る。この他にも「共産軍の不法南侵」「北韓の不法奇襲南侵」という表現を通して、戦争を起こした側の不法的な行為を糾弾するような印象を持たせる。

戦争記念館の学徒義勇軍展示コーナーは順路と位置そのものが「6・25 戦争室」の戦争叙事の一部になっている。6・25 戦争室 I は入り口で戦死した遺骸発掘現場を再現し、その次に「誰が戦争を起こしたのか？」と直接的に問いかける。そして戦争背景の 3 つを提示する。一つ目は「北韓の戦争謀議・南韓侵略証拠文書」で、旧ソ連の機密文書や北の南侵計画である先制打撃作戦計画などが紹介されている。二つ目は「6・25 戦争勃発当時南韓と北韓の軍事力比較」で、兵員の数や戦車、航空機、迫撃砲、艦艇の数を比較して韓国軍の劣勢を説明する。三つ目は「6・25 戦争直前国軍の状況」で、ゲリラ掃討作戦で戦力が分散されたこと、38 度線での北の挑発に対応することで大規模軍事訓練の機会が不足したこと、戦争勃発の前日である 6 月 24 日に非常警戒令が解除され兵力の 1/3~1/2 が休暇を得て戦線から離れたこと、主要指揮官たちが陸軍将校会館の開館祝賀宴に参加したことを理由に挙げている。

ところが、戦争記念館は戦争勃発以前から 38 度線で北朝鮮の頻繁な武力挑発があったことをともに説明している。

1949 年 3 月中旬からは武力衝突が随時発生した。ほとんど両側の警備兵力の間の小規模衝突であったが、歩兵大隊のレベルの戦闘に拡大されたこともある。1949 年 5 月には開城・甕津・春川などでより大規模の戦闘が幾度勃発した。特に開城東北部の 292 高地戦闘と西北部の松岳山戦闘はほぼ戦争に近かった。このように北韓軍は戦争を起こす前、国軍の戦闘力を随時試した³³⁹。

³³⁸ 学徒義勇軍戦勝記念館館内展示資料「奇襲南侵」、2019年12月10日訪問。

³³⁹ 戦争記念館館内展示資料「戦争以前の戦争、北韓軍の頻繁な武力挑発」、2019年12月13日訪問。

これには戦勝記念館と学徒兵記念館では表れなかった戦争勃発以前の状況がうかがえる。この説明により、戦争勃発以前の北朝鮮の好戦的な徴発の様子が強調される。そして戦争に近い状況が続いているのに非常警戒令が解除され、軍の幹部は宴会を開いたのかという疑問が起こるが、戦勝記念館と学徒兵記念館ではそうではない。

興味深いことに、学生参戦館には記念館側が戦争の性格を提示するような積極性は見当たらない。戦争の性格を推測できるのは、記念館内に紹介された諸個人の記録を通してである。説明文では、「6・25 戦争が起こった」という語り方がなされており、個人の経験からの戦争は、天災に近いイメージであることが推測できる。

(2) 北朝鮮と人民軍についての説明

学徒兵記念館は当時の交戦相手だった北朝鮮に対してもっとも厳しい口調の説明をしている。記念館第1展示室には「北韓の実情」と題して、北朝鮮の経済、軍事、社会のことを説明しているが、1990年代以後経済的不況が続いており、回復することはできないと断言している。軍事的実情についても「軍隊にも食糧難による栄養失調者が多数発生している。そのため脱営者も甚だしく発生し、彼らが住民から盗み取る馬賊団に変わっている。それで軍に対する住民の信頼は最低水準である。軍人を国を守る守護者ではなく、住民をいじめる勢力として認識しているのである」と説明している³⁴⁰。

その横には朝鮮戦争当時の人民軍が行った行動が写真とともに「北韓軍の残酷な蛮行」と題して紹介されている。人民軍が退却時に住民を集団虐殺した写真、集団殺害された良民の遺体を收拾する場面などが並んでいるが、その写真の出どころは明かされていない。過去と現代の並置をもって、学徒兵の経験を内面化している観覧客に「敵」を周知させる構造であろう。

戦勝記念館は学徒義勇軍の活躍像に重点を置いているため、人民軍のイメージや叙述は詳しいほうではない。人民軍に関しては、浦項地域の戦闘に至るまでの移動ルート、兵力の規模、使用武器などが簡略に示されている。そして浦項地区戦闘、杞溪・安康地区戦闘の戦力の比較と指揮官の名前が展示されるだけである。その説明パネルの向かい側には、浦項戦闘

³⁴⁰ 太白学徒兵記念館、内展示資料「北韓の実情」、2019年12月11日訪問。

に関わった戦闘員—学徒義勇軍、韓国軍、人民軍—の服装をしているマネキンが並んでおり、視覚的な理解を提供する。

館内展示の中で一番注目を集めるものは「お母さんへの手紙」というものである。浦項戦闘で戦死した当時ソウル東星中学校3年生の故李佑根生徒が、戦闘の合間に母親あてに書いた手紙である。手紙は、敵であろうとも同じ民族の人を殺したことに対する戸惑いから始まり、なぜ戦争が起こるのかと複雑で苦しい気持ちを明かしている。戦争が早く終わって母に会いたいと述べながらも、手紙を書くその日に死ぬかもしれないと覚悟を決め、それでも生き残って帰りたいと誓う内容から、戦闘を目前にした中学3年生の悩みがうかがえる³⁴¹。

学生参戦館は人民軍に対して「北韓共産傀儡集団」という表現を用いている。この用語からは、1990年代の韓国がとった対北宥和政策とは別途の態度を維持していることと思われる。また、学生参戦館が記念する仁川の学生たちが経験した朝鮮戦争初期の北による支配に対する抵抗心、敵愾心が読み取れる。これは、学生参戦館が個人の話を集めており、話を集めた設立者によってその話が整えられた影響もあったと推測される。人生を振り返るような口調の叙述で紹介されているため、亡くなった人に対する叙述も戦死、死亡といった比較的敵愾心が押されられた叙述になっている。

2) 少年兵についての叙述

(1) 記念する対象の範囲

少年兵の参戦時の身分は3つに区分できる。一つ目は、学生の身分を維持して参戦した人(義勇兵—義勇兵)である。二つ目は、学生として参戦したが、戦況や部隊の判断で入隊させられた人(義勇兵—軍人)である。三つ目は、参戦を志願したときから軍人として入隊した人(軍人—軍人)に分けられる。このうち、学徒義勇軍の範疇に入るのは①と②の一部である³⁴²。少年兵記念館が記念する対象は、学生の身分で参戦した義勇兵と徴兵適齢未満の軍人の両方を含んでいる。しかし展示の対象になるのは、義勇兵としての学徒兵である傾向がある。

戦勝記念館は「学徒義勇軍は 6・25 戦争時学生の身分で自ら進んで参戦した義勇兵である」と定義している。年表もソウルの学徒慰問隊組織と水原の非常学徒隊の組織から始まり、

³⁴¹ 学徒義勇軍戦勝記念館館内展示資料「お母さんへの手紙」、2019年12月10日訪問。

³⁴² 国防部軍史編纂研究所では、①を「純粋な学徒義勇軍」、②を「生還学徒義勇軍」と分類している。参照：국방부군사편찬연구소、前掲書、2012年、317쪽。

学徒義勇軍の解散までと設定されている。浦項戦勝記念館が記念の対象にしている少年兵は学生の身分を維持して参戦した学徒義勇軍に限定され、1959年「兵役法施行令改正」に定められた定義に忠実に従ったものと考えられる。学徒義勇軍は大学生を中心に中学生までも参戦したとされるが、同記念館が強調している学徒兵像は「母への手紙」で知られた参戦当時中学3年生だった故李佑根君である。

戦争記念館の展示では「軍番なき勇士、学徒義勇軍」と題し、「学徒義勇軍は6・25戦争当時祖国を危機から救うため学業を中断し自ら参戦して、‘ペンの代わり銃’を持って戦った学生である」と説明している。「1951年2月28日、学徒義勇軍が解散された後、一部の学徒兵は正式に入隊して続けて戦線を守った」という説明から、「義勇兵一軍人」の人々まで学徒義勇軍の範疇に取り入れている。

学徒兵記念館が記念する少年兵は「義勇兵一軍人」の事例である。

1・4後退直後の1951年1月9日の明け方、雪が降る学校の校庭に127人の在学生在が集まった。綿入りのズボンに毛糸の帽子、腰には皮をむいたトウモロコシの入った胴巻きを巻きつけたのが準備のすべてだった。彼らは危機に陥った国を救うという救国精神で3日間の雪吹雪の中、行軍を強行して慶北奉化の春陽³⁴³に駐屯していた歩兵第3師団第23連隊を訪ねた。その時の彼らの年齢は15～17歳に過ぎなかった。朴孝七先生が先頭に立って23連隊に入り、太白中学校の学生たちは現地入隊を申し出た³⁴⁴。

太白中学校の学生127人と教師の朴孝七氏が紹介される。説明パネルでは学生の名前は提示されないが、学生を引率してともに軍生活をした教師の名前は書かれている。朴孝七氏に対しては向かい側のパネルに「太白の師匠」と題して略歴が紹介されている。朴孝七氏は1927年平安南道で生まれ、解放前の1945年3月新義州第一工業学校を卒業した。その後漢陽工業大学校土木建築学科を修了して1949年7月から太白中学校の教師になった。1951年1月に学生たちを引率して参戦し1955年8月に除隊した。

その反面、学生たちの経験は、一人一人の名が挙げられることはなく、ただ「学徒兵」として紹介される。学生たちの具体的な体験は展示パネルの数点の写真と数行の文章で説明さ

³⁴³ 慶尚北道奉化郡春陽面

³⁴⁴ 太白学徒兵記念館館内展示資料「ペンの代わり銃を持った太白学徒兵」、2019年12月11日訪問。

れているが、一人一人の具体的な参戦経緯と意思を知ることはできない。総体としての「学徒兵」の話は次のように語られる。

皆年齢を 20 歳以上に偽ってかろうじて許可を得て、3 師団 23 連隊学徒義勇軍中隊に編成された。言葉通りの義勇軍であった。出征のときの計画は 38 度線が回復されれば学校に戻ってくることだった。中共軍の介入で戦線の状況が非常に急を要するので銃を手にしたが、好転すれば学生の身分に戻ろうとしたのである。…(略)… 特に麟蹄地区撤収作戦を始めとする数々の戦闘で赫々たる戦功を収めたので、軍当局は学徒兵たちの復校の上申に対して 1951 年 6 月 1 日軍番を与えることで現役入隊を通告した³⁴⁵。

戦争記念館と戦勝記念館では戦闘の事実と結果が主に語られるので、このように経験談が書かれている展示資料からは、記念館と少年兵当事者の間の距離が近いことが感じられて興味深い。

(2) 花郎道と義兵精神の歴史的継承

浦項の戦勝記念館は学徒義勇軍を花郎に例えている。記念館のパンフレットで学徒義勇軍は、「軍番も階級もなく洛東江最後防衛線であったここ浦項で青史に輝く戦功を収め祖国と民族を守った花郎たち」と紹介されており、新羅時代の歴史の登場人物と朝鮮戦争の参戦者を同一化している。戦勝記念館の館内展示においても、「祖国が危機に陥ったとき、学業を中断し、ペンの代わりに銃を握って自由守護の隊列に積極的に参加した彼らの行動は、国難のとき津々浦々で立ち上がった官軍の活動を支援していた先祖たちの自主的で愛国的な義兵精神や、幼い青少年たちで構成され臨戦無退の勢いで新羅軍に活力を与えた花郎道の手紙を現代に具現したもので、護国の鑑である」と説明されている³⁴⁶。

学徒兵記念館も太白中出身の少年兵たちが除隊後戦友会を立ち上げたことを紹介しているが、その戦友会の名称は花郎と太白から一文字ずつ取って、「花白会」にしたという。説明によると、1953 年学徒兵出身の同窓たちが集まって学校校内に忠霊碑を建てたが、「当時

³⁴⁵ 太白学徒兵記念館館内展示資料「ペンの代わりに銃を持った太白学徒兵」、2019年12月11日訪問。

³⁴⁶ 学徒義勇軍戦勝記念館、館内展示資料「学徒義勇軍」、2019年12月10日訪問。

忠霊碑の除幕式に参加した、参戦当時の師団長パク・ Chol大領とチャン・ギョンスン部隊長は会の名称を花郎徒の花と太白の白から取って花白会にすることを勧め、それが全員に受け入れられ今日まで花白会として続いている」という³⁴⁷。このように、少年兵の存在が花郎と同一線上でイメージ化されていることが確認される。

(3) 少年兵の戦争経験

記念館が紹介するそれぞれの少年兵の戦争経験は、区切られた時期の中で語られる。背景としてソウル、浦項、太白、仁川の少年兵の参戦を、国防部軍史編纂研究所の『6・25戦争学徒義勇軍研究』をもとに簡単に整理する。

ソウルは戦争勃発後三日で人民軍に占領された。26日には市内の国民学校と中学一年と二年を対象に臨時休学措置が出され、翌日には市内すべての学校が休校となった。29日ソウルから避難して水原まで南下した学生約200人が集まって非常学徒隊を結成した³⁴⁸。非常学徒隊とともに大邱では学徒兵が募集され、学徒義勇軍が結成された。そのうち71人の学徒兵は8月11日浦項女子中学戦闘に参加し、人民軍の浦項市内への進入を遅らせた³⁴⁹。

太白市は戦争初期人民軍に占領され、学生たちは強制徴集から逃れるために山奥に隠れて避難生活を送った経験を持つ。1951年「1・4後退」後に再び太白に人民軍が現れた危機感により、太白中の生徒たちは教師の朴孝七氏の引率で陸軍第3師団第23連隊に入隊した。彼らは入隊6ヶ月後正規軍としてゲリラ戦闘などを遂行し1955年から57年にかけて除隊した³⁵⁰。

仁川では戦争勃発翌日から学生たちが集まって決起大会を開催し、学徒義勇隊を組織した。学徒義勇隊は仁川上陸作戦後自主的に治安維持活動を開始し、12月には出征式をもって統営の国民防衛軍収容所まで移動し、その後陸軍、海兵隊、軍楽隊などに配置された³⁵¹。

戦勝記念館は浦項戦闘を中心に洛東江防御のための戦闘が起こった戦争勃発後の4か月間を時間軸として構成される。学徒義勇軍は公式的に1950年6月後半から1951年2～3月ま

³⁴⁷ 太白学徒兵記念館、館内展示資料「花郎徒の末裔、太白の末裔 花白会」、2019年12月11日訪問。

³⁴⁸ 국방부군사편찬연구소、前掲書、2012年、52-55頁。

³⁴⁹ 同上書、59-64頁。

³⁵⁰ 同上書、129-135頁。

³⁵¹ 同上書、291-295頁。

でを活動期間とされており、それを踏まえての時期設定であろう。戦勝記念館が強調している浦項地域の戦闘に参加した学徒義勇軍を中心にしていることもあり、9月中旬の仁川上陸作戦以降の北進に関わった少年兵の状況はこの記念館の展示からはわからない。

学徒兵記念館では1951年1月から6月までの期間が強調されている。学校を発った日の様子から軍の配下に学徒義勇軍中隊として編成されるまでの過程と、学徒中隊として戦った時期が特に注目されているのである。太白学徒兵は1951年6月1日から軍人になり、特攻隊の訓練を受けた。その時期の様子は次のように描かれている。

(前略) そして約1か月間、内務と戦闘の全般にわたる厳しい訓練を受けた。慶尚北道ボンファ郡小学校の校庭が訓練場となった。当時の連隊長と師団長は家を発った時の服装のままの学生たちにとりあえず銃の打ち方と手榴弾の投げ方から教えた。訓練を受けて8日目の日、まだ武器に慣れていない人々に対して出征の命令が下った。1月20日頃であった。学徒兵はまず搜索作戦と後方の攪乱作戦に投入せよという命令だった³⁵²。

休戦を迎えるまでの約2年間4回の戦闘に参加し戦死者も出た。太白中からは慰問団を派遣し、休戦直後は部隊と協力して図書館を設置し、英語と数学を教えるなどの啓蒙事業を進めた。この時期は軍人としての立場が強調されているためか、戦闘記録と母校からの支援だけが簡略に示されている。太白学徒兵は1955年から1957年間に除隊したとされ、休戦から2~4年をさらに服務することになったが、その期間についてはまったく触れていない。

軍生活の中での楽しい時間もうかがえる。パネルに拡大複写した太白中学校出身の学徒兵の写真が特徴的である。同期と足相撲をしたり、遊撃訓練後の娯楽会、作戦課に配属された記念での撮影などの説明とともに展示されている。

学生の義勇軍に対する復校令は1951年3月に出されたが、学徒兵記念館はそのことについて触れていない。むしろ少年兵たちは5月16日に麟蹄で戦闘に参加し、6月1日には全員が正規軍として入隊することになる。6月15日には学徒兵中隊から連隊特攻隊に再編成され、1か月間特攻隊の訓練を受ける。そして1951年7月から1953年5月まで数多くの戦闘に加わり、4回にわたって同期の戦死を経験した。

³⁵² 太白学徒兵記念館館内展示資料「軍番のない若い兵士たち」、2019年12月11日。

太白の学徒兵の参戦経緯については、日にちの食い違いもみられる。朴孝七氏を紹介する説明文では学徒兵たちが1月10日に入隊したと記述されているが、太白学徒兵参戦略史と題した戦闘日誌においては1月14日と書かれている。

仁川学生参戦館にいたっては、少年兵たちが色んな部隊に配置されていたので、仁川の出征式の後の戦争経験をまとめることは困難だったと考えられる。展示で紹介される少年兵一人一人の入隊した日と除隊した日、あるいは戦死した日がすべて異なる点から少年兵の経験が総体として語られなかった理由を推測することができる。

少年兵記念館は、それぞれが記念している集団の活動に注目しているわけであるが、同じ戦争に参戦したといっても、戦争局面による経験の違いや地域の経験に大きく左右されることがわかる。

第3節 少年兵記念館が記念するもの

1) 少年兵参戦者同志の追悼

(1) 戦争英雄の犠牲：在日学徒義勇軍の太極旗

在日学徒義勇軍は出征を前にして太極旗に名前と決起を書き込んだ。太極旗には「在日僑胞学徒自願兵出進」のために集まった在日学徒参戦者の名前と出身大学、出征日「1950.9.6」が目立つ。そのほかに「愛国愛族」、「祖国愛」、「愛国魂」、「救国勇士」、「護国勇士」、「必勝」、「自由守護」という言葉が書き込まれている。

この太極旗の原本は戦争記念館に展示されている。学徒義勇軍展示室の在日学徒義勇軍の説明パネルの壁面に掲げられており、学生帽とバッジとともに在日学徒義勇軍の残したものであることを確認できる。

戦勝記念館は在日学徒義勇軍も学徒義勇軍の一部として扱っており、彼らの名簿を紹介しているが、展示品やインタビューはない。しかし在日学徒義勇軍が作成した出征の国旗は学徒義勇軍の想いを代表するように拡大転写され、シンボルのように提示されている。

麗水・順天地域の学徒義勇軍の回顧によると、志願の旨を学校側に伝えるとき同じく太極

旗に参戦希望者たちが名前を書いた³⁵³。参戦を前に名前と思いを書き残す行為は、誓いであり、遺書でもあったのではないだろうか。犠牲を誓う厳粛で悲壮な雰囲気が出た太極旗に表れており、観覧客に対して敬意と追悼を求める。

【図4-1】 在日学徒義勇軍の太極旗 戦勝記念館の拡大した複製品（筆者撮影）



³⁵³ 경상남도하동교육지원청 『화개전투를 아시나요』 하동 : 화인, 2015년, 24-25쪽.

【図4-2】 在日学徒義勇軍の太極旗 戦争記念館の原本（筆者撮影）



（2）自発的参戦と愛国の呼びかけ：絵「祖国のために何をしたか」

白い韓服を着て太極旗のハチマキを巻き、髭を生やした老人の絵は「君は祖国のために何をしたか？」と問いかける。正面に向かって指している指から、この問いが観覧客に向けられていることがわかる。

絵の原本は大邱の洛東江勝戦記念館のロビーに掛かっている。洛東江勝戦記念館建立当時の1979年、映画監督で画家だったミン・キョンシクが描いた「祖国のために何をしたか」という題の絵である³⁵⁴。洛東江戦勝記念館の館内の壁一面を覆うくらいのある大きさの絵だが、戦勝記念館と学徒兵記念館では縮小されている。戦勝記念館の絵は白黒で、参戦者と戦死者の名簿が流れる画面の横に配置されている。観覧順の最後で、学徒義勇軍の歴史と戦闘の物語、参戦者のインタビュー映像をみた観覧客は、この絵の老人と目を合わせるようになる。直接的に書かれている「君は祖国のために何をしたか」という文章を読み、観覧客

³⁵⁴ 「大邱の土地っ子ミン・キョンシク監督」『嶺南日報』2004年4月26日付。（<https://www.yeongnam.com/web/view.php?key=20040426.010141103340001>）（閲覧：2020年1月20日）；「展示物に関する質問」『洛東江勝戦記念館ホームページ自由掲示板』2013年4月9日（http://www.nakdongwar.or.kr/bbs/board.php?bo_table=4_3&wr_id=23）（閲覧：2020年2月10日）

は自問自答することになる。

学徒兵記念館の入口に掛かっている絵は、カラーの縮小写本である。原本に比べて赤褐色のかかった暗いトーンになっており、まるで戦火の中のような色使いである。学徒兵記念館は軍部隊を紹介しているなど、他の少年兵記念館に比べて好戦的な作りとなっており、その雰囲気に合わせてアレンジされたと思われる。絵には同じく「君は祖国のために何をしたか」という問いが書かれている。

記念館の展示を通して少年兵の犠牲を教えられた観覧客は、順路の最後であるこの絵の前で自発的な愛国を問われる。人差し指で自発的参戦を呼びかける原型として「アンクル・サム」が思い浮かぶ。「アンクル・サム」は第1次大戦期アメリカの陸軍募兵ポスターに登場する初老の男性である。星条旗柄のスーツのアンクル・サムはアメリカ合衆国の擬人化であり、国家が若者を必要としていることを直観的に伝えている。

一見祖国のためにできることをしよう、という勧めにも受け取れる。もう少し深読みすれば、戦争当時国民として認められるもっとも確実な方法を取った「参戦者」としての誇りのようなものも読み取れる。

【図4-3】 絵「祖国のために何をしたか」 戦勝記念館のモノクロ複製（筆者撮影）



【図4-4】 絵「祖国のために何をしたか」 学徒兵記念館のカラー複製（筆者撮影）



（3）学徒兵の追悼：献呈詩「戦没学徒義勇兵へ」

「戦没学徒忠魂塔」（【図4-5】）は戦死した学徒義勇兵を追悼し、学徒義勇兵の功労を残すため、学徒兵戦死者が最も多かった浦項に建てられた。現在戦勝記念館が位置する山の頂上に建っている。1957年6月15日忠魂塔の除幕式において、月灘朴鐘和という詩人による「戦没学徒義勇兵へ」という献呈詩が添えられた。休戦後間もない時期に作られた詩で、1950年代の学徒義勇軍に対する意識を覗くことができる。

赤い悪魔たち、/平和なこの江山を侵犯したとき/敵の泥足は/三千里谷谷ごと
踏みにじったとき/勇敢な幼い学徒義勇隊！/精気の燃える学徒義勇隊！/呼ば
れなくとも集まった/背負った義務もないが集い/集まってきた/皆二十歳前後
/明眸皓齒のこの国の駿驄たち！/素手で敵に向かって手榴弾をなげた/壮烈に
血を吹き戦い死んだ/軍人ではなく学徒の身で/玉になり砕けていった/燦爛た
るこの国少年の義気/霜色虹となり/この地青山ごとささった/ああ、君たち妻
もなく息子もない/君たちの精気は/わが民族みなが受け継ごう/三千万すべて
の民族が/胸の中にそっと受け継ごう/君たち安らかに眠れ/君たちの義気は/

わが民族の名とともに/千秋万代に太陽ごとく輝こう （日本語訳は筆者による）

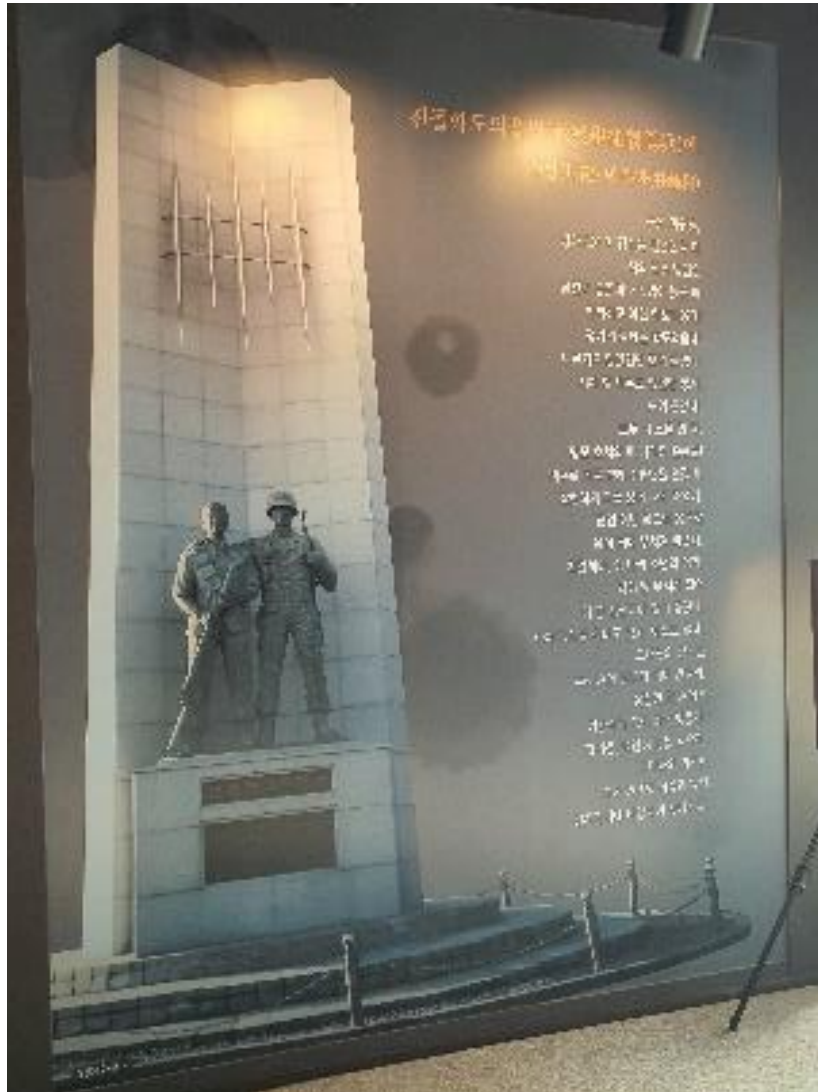
詩の内容は学徒義勇軍の説明とその功労を称える内容である。赤い悪魔はアカ、すなわち共産主義者が韓国を侵略したとき、若い学徒義勇隊が集ったと歌う。国から召集される軍人でもないのに集まったことを強調している。「皆二十歳前後」という表現から、学徒義勇軍として集まった人々が大学生を中心としていたことを明らかにしている。「玉になり砕けていった」という表現からはアジア太平洋戦争期の「玉砕」という、戦争に関連する表現が受け継がれていることも確認できる。

この詩は学徒兵記念館においても紹介されているが、同記念館では「戦没学徒兵へ」とタイトルを変えていることが目立つ。太白学徒兵は厳密には「学徒義勇軍」ではない。しかし自発的に入隊した学生という初期の義勇兵的性格を強調し、参戦者と記念館がそのことを重要視しており、献呈詩に共感を寄せていることがうかがえる。

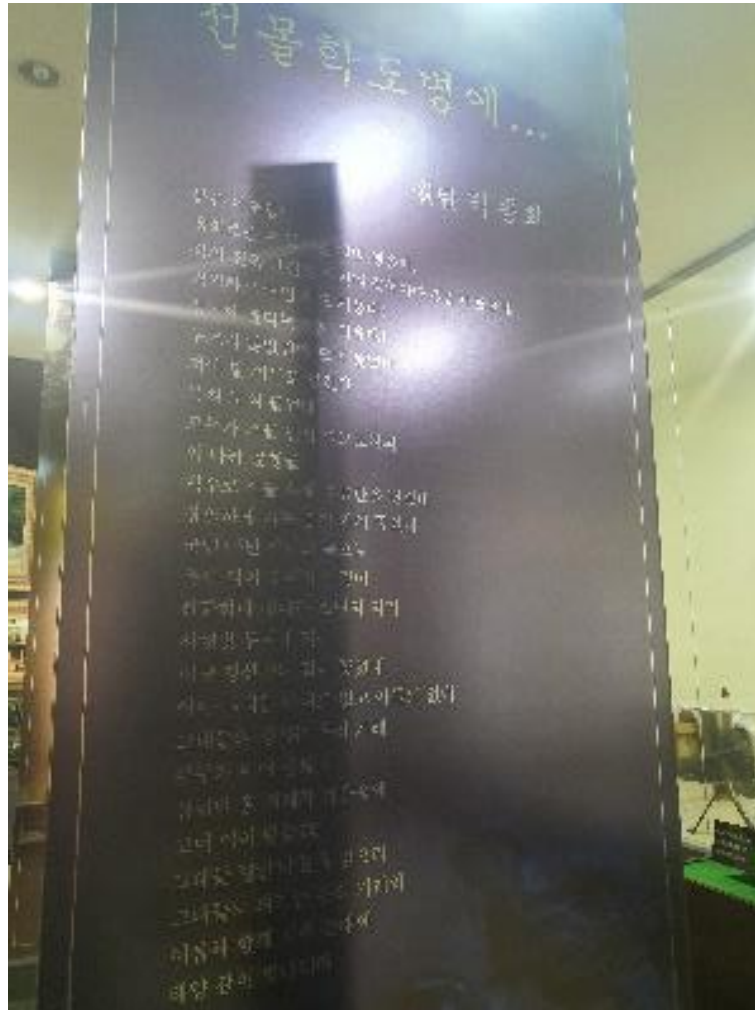
【図4-5】戦没学徒忠魂塔（筆者撮影）



【図4-8】 献呈詩「戦没学徒義勇兵へ」 戦勝記念館の紹介（筆者撮影）



【図4-8】 献呈詩「戦没学徒義勇兵へ」 学徒兵記念館の紹介（筆者撮影）



2) 少年兵記念館の機能

(1) 戦争記念：戦争の歴史を教育し、国民をつくる

少年兵記念館は朝鮮戦争を知らない世代に対する教育の目的がはっきりしている。政府と自治体の予算で建てられた少年兵記念館は朝鮮戦争が北による侵入から始まったことから記念館のナラティブを進めている。「1950年6月25日04:00 雨が降る 38度線の全域にわたる5つの方面にある11か所から北韓軍の奇襲南進が始まった³⁵⁵」という、時空間的に特

³⁵⁵ 学徒義勇軍戦勝記念館館内展示資料「奇襲南侵」、2019年12月10日訪問。

定された場面の描写によって観覧客を一気にその当時の状況に引き込む。同時に南侵を説明する三つの記念館が「1950年6月25日」、「明け方」、「不法南侵」、「奇襲南侵」という用語で南侵の瞬間を説明することは一見強迫的にさえ映る。

ところが、「南侵」の瞬間を絶えず強調し続けることは、戦争を経験した世代が、1990年代になって北朝鮮に比較的柔らかな態度を示す世代の登場と、その世代が見せる朝鮮戦争勃発の原因に対して疑問を抱く行動に対する拒否のせいでもあったと思われる。戦争を経験した世代にとって、自らの経験が否定されるのは大きな不安を呼び寄せる問題であった。

少年兵記念館は国家の歴史観を教育する空間として十分に機能している。「6・25」という数字と「奇襲南侵」という説明は、保護されるべき少年たちが参戦した理由になる。当時に、戦場で死の恐怖と飢え、寒さに耐えながら戦った少年兵の哀れな姿を誘導した責任を、動員した国家を通り抜け敵側に向ける装置にもなる。同じ敵に向かって戦う気持ちを共有し、侵入してきた敵に立ち向かうことで青少年を戦争に用いることに対する抵抗を弱める。歴史上の事実を共有し、敵と味方の識別を行う循環の中で、「子どもの戦争動員」という問題意識は副次的なこととなる。

(2) 戦勝：少年兵が参戦した戦闘の勝利をたたえる

朝鮮戦争は実際「勝利」ではなく「休戦」状態であるため、そして韓国は「統一」をめざしているため、戦争に対して勝敗を語ることはできない。しかし戦争中の個別戦闘においては勝敗を語る事ができる。少年兵をテーマとする記念館は記念の時期を区切り、戦闘ごとの功労を挙げることで、少年兵に勝利のイメージを持たせている。勝利あるいは勝利した感覚は、自然に人民軍に対する敵愾心をあおる形で膨らむ。

戦闘に勝利した記憶を強調していることは、少年兵の「業績」で「戦功」であるため。そしてそのために北の存在は必要以上に敵対化される傾向を見せる。特に戦勝記念館と学徒兵記念館は反共の意識を保っている。学生参戦館は少年兵の記録そのものにこだわる姿勢を見せる。

戦争記念館の「6・25 戦争室」の展示が有する「外勢との対立構図」は記念館の「戦争歴史室」の展示ナラティブから一貫してみられる。そしてその姿勢は、ある意味朝鮮戦争においても持続している。同時に、同じ民族の間の敵対感情もあるていど去勢されているような矛盾した、あるいは両面的な姿勢が感じられる。

三国時代コーナーの展示をみると、異民族との衝突様相は前面に出される反面、わが民族の間での衝突様相は全体として縮小されていることがわかる。…（中略）… 三国間の衝突様相は各国の全盛期を扱うとき間接的に提示される反面、隋・唐 VS わが民族という対立構図は前面に出されている。外勢に立ち向かって戦うイメージの展示物、そしてその内容を説明するテキストから発現される敵対的情緒は民族外部の敵に向けられる。同じ民族の三国間の敵対的な情緒を表す装置は展示から見つからない³⁵⁶。

おそらく、敵としての北と将来統一を完遂する対象としての北という二つの矛盾した観点が混ざっている結果である。ある程度統一にそなえての衝突を減らしながらも、戦争世代が参戦したことを讃えるための工夫がなされている。

（3）少年の参戦：青少年の自発的愛国をうながす

戦争が勃発したとき、軍人に要求されるものと義勇軍に要求されるものが違う。軍人は国を守ることが任務であるが、義勇軍は民間人で、自ら進んで軍人の役割を一部担うことを選んだ存在であろう。

少年兵記念館の記念の範囲は「義勇兵—義勇兵」、「義勇兵—軍人」に限られている。特に、学徒兵記念館が記念の対象としている「太白学徒兵」は、「義勇兵—軍人」であり、正確には参戦軍人と分類されると同時に実際 15 歳から 17 歳の青少年だったことから少年兵と認識されるべきである。しかし学徒兵記念館はあくまで義勇兵の一部である学徒兵という名で彼らを記念しているのである。学生参戦館も、記念の対象になっている当時の仁川の学生たちは、仁川では学徒護国団の活動をただけで、釜山に南下して志願入隊をした「軍人—軍人」である。

³⁵⁶ 류주경, 「용산 전쟁기념관 전쟁역사실 전시에 대한 비판적 고찰: 전시에 반영된 내셔널리즘에 대한 검토를 중심으로」 서울교육대학교교육전문대학원 석사학위논문, 2016년, 49쪽.

少年兵記念館は、義勇軍と軍人の身分を区別して示すのではなく、参戦当時の身分に関係なく義勇兵的精神を強調している。義勇軍の精神が示すものは「志願」、つまり自発的な国家のための犠牲である。

ここで、朝鮮戦争当時の学徒義勇軍の主とした役割と今日に記念される学徒義勇軍のイメージの差について抑えておきたい。実際、「学徒義勇軍」参戦者の9割は、後方で行政、宣撫、情報関係の任務を担当しており、1割が前方で戦闘員として戦った。ところが、記念館が提示する「学徒兵」は中学生の戦闘員に集中された傾向がある³⁵⁷。

3) 子どもの戦争動員が「記念」されることの意味と記念館が語らないこと

記念館において描かれる少年兵が、当時は20歳前後の大学生たちを中心としたにもかかわらず、今日の中高生のイメージで再現されていることを前節で検討した。さらに、少年兵は戦争英雄として描いているが、これは「安保と反共を基準にして戦争英雄が選別」され、「国家に命をささげる忠誠な国民になることを説破」している戦争博物館の伝統的論理に他ならない³⁵⁸。

4つの記念館の展示において、「戦争英雄」である少年兵は二つのイメージに固定され、それぞれのイメージの一部分だけが語られる。一つ目は求められたわけでもない参戦を決意し、義務でもない入隊をする幼い少年の姿である。少年兵記念館は、「軍服が長すぎて袖をめぐってきっていた少年兵たち」、「紅顔の少年」といった風に幼さを強調する。志願参戦のために学校の運動場に集まったとき、荷物の中におにぎり程度を入れていった中学生たちの幼さを強調する。同時に、そのような少年兵が誰よりも勇敢に戦ったことを強調する。少年兵記念館は、少年兵の功労を称えると同時に可憐な被害者的位置に位置させることで好戦性を消す。そのような中間的位置づけによって、少年兵は戦争の悲惨さより愛国的英雄性が強調される。

ところが、子どもの権利と国際人道法上の子ども兵に関する問題意識から考えると、武器と学生服と一緒に展示されている状況は、どのように解釈されるべきだろうか。記念館における過去の再現には、設立時の社会の要求が含まれている。少年兵記念館にその要求が十分

³⁵⁷ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 2012년.

³⁵⁸ 정호기 「전쟁박물관에 재현된 사람들 - 한국전쟁을 중심으로」 『경제와 사회』 102권, 2014년, 60쪽.

に反映されているとは言い難い。

二つ目は、国を憂いる故に若い世代に自らの経験を語り掛ける老人の姿である。その老人は何と呼ばれるべきだろうか。国防部の研究成果により学徒義勇軍と少年志願兵が区別されてはいるものの、少年志願兵は2000年代に入るまで軍人として扱われ、国のために戦うのが当然だと認識されてきた。学徒義勇軍のほうは義勇兵で、たった6か月程度の服務で参戦証明書をもって、早く学校に戻ったという批判もなされた³⁵⁹。少年志願兵は、自らをいかに考えるか知る機会さえ与えられず、参戦時の記憶にすがって学徒兵だと思ったり、軍人の身分—識別番号—にすがって少年の軍人だと思った。自分を語る用語も見つからず、学生だったことだけが明確で、太白や仁川の記念館の名前にはそのような悩みの結果が込められている。

また、除隊後に亡くしたものは何で得たものは何か。語れる立場になるまでの歳月は何か。取り上げられた4つの記念館において、少年兵が国のための「犠牲」になったことで直面した結果を見せてくれる記念館はない。そこには幼い少年を参戦に導いた植民地期から継続する教育の問題、反共社会が織りなした戦争文化はもちろんのこと、休戦後除隊してから生活苦、学業の断絶からくる逆境の瞬間は存在しない。遅くとも1959年まではほぼ除隊している少年兵たちは、その後の30年間をどのような思いで過ごしたかについて、記念館は語らない。

小結

本章で検討した戦争記念館、学徒義勇軍戦勝記念館、太白学徒兵記念館、仁川学生6・25参戦館は朝鮮戦争の歴史を伝える教育の場であり、参戦した少年兵のイメージを再現する場であり、戦死者を追悼する儀式的空間である。そしてこれらの記念館の役割は次のようである。

第一に、少年兵記念館は朝鮮戦争の歴史を伝える。戦争記念館は1980年代後半の民主化と南北関係の接近に対する政府と軍の安保危機という意識の上に成立した。戦勝記念館と学徒兵記念館もその危機意識を共有しており、展示は朝鮮戦争の勃発、つまり1950年6月25日

³⁵⁹ 국방부군사편찬연구소, 前掲書, 327쪽.

の北による南侵の状況を詳しく説明することから始まる。北朝鮮の奇襲的侵略と人民軍の残虐行為が列挙され、戦争の責任所在が展示において明確に語られる。

第二に、少年兵記念館では少年兵のイメージが現代的に再現される。「皆二十歳前後」の大学生を中心として結成された学徒義勇軍さえ、「母への手紙」を残した浦項戦闘戦死者である中学3年生の少年として具体化される。そしてその少年兵は新羅時代の花郎道と朝鮮王朝時代の義兵精神を受け継ぐ存在として位置づけられる。即ち、「臨戦無退」の精神で国家の危機に自発的に参戦する存在である。

第三に、少年兵記念館は参戦者を追悼し、後代に同じような行動ができるように促す。国家の表象としての在日学徒義勇軍の太極旗は、観覧客に「護国勇士」として「自願」して「出征」するメッセージを投げかける。老人の絵は「祖国のために何をしたか」と直接的に問うことで、観覧客の決意を促すと同時にすでに参戦という形で祖国のために犠牲になった少年兵参戦者を讃える。そして亡くなった少年兵戦死者には献呈詩が添えられる。

このように、少年兵記念館は以上のナラティブを伝える空間であるが、記念館の設立当時のもう一つの世界的脈絡である国際人道法上の子ども兵問題については全く語らないことで、戦争英雄としての少年兵の記念を不可侵のものと位置付ける機能を果たしている。

第5章 公式記憶「学徒兵」への少年兵記憶の統合

—映画「戦火の中へ」・「長沙里9・15」を通して考える記念—

はじめに

前章で検討したように、1990年代に建てられた少年兵記念館は、朝鮮戦争に関する公式記憶と個人の記憶がせめぎ合う場であった。国家の称える自発的な愛国者の姿から、除隊が許されなかった若者の絶望を垣間見ることができた。そして戦争60周年を迎えた2010年頃から、公式記憶はさらにその外縁を拡大し始めた。子どもの戦争動員の問題や強制的な徴集の問題は、少年兵を記憶する場から再び消え始めた。批判の対象でしかない過去の出来事は、記憶されることはできても「記念」されることにはならないという³⁶⁰。その意味で、公式の戦争史に記録され、記念館において記念されるようになった少年兵のことは、現代の韓国において、省察の範疇に入る余地がないようにも考えられる。

本章で少年兵の記憶と記念を検討するために映画に着目した理由は、映画が少年兵についての現在の記憶の様相を確認できる媒体であるためである。第3章と第4章で検討した少年兵の記念は、少年兵当事者の語りと活動、そして記念館における公式記憶と当事者の記憶の混在として確認された。

韓国の民主化以後の映画は、商業的利益を求める大衆文化の一部として、韓国社会の背景と大衆の関心事を反映してきた。現代に再現される戦争の記憶は、過去の戦争をありのまま見せるのではなく、現代の時点で想起される意味を具体化したものである。その意味で、映画が描く少年兵の姿は、韓国社会において広く知られている少年兵のイメージであると考えられる³⁶¹。

³⁶⁰ 린 스피لمان 「언제 집단기억이 지속되는가」 제프리 올릭 편, 최호근, 민유기, 윤영희 역 『국가와 기억: 국민국가적 관점에서 본 집단기억의 연속·갈등·변화』 민주화운동기념사업회, 2006년, 199쪽. (Lyn Spillman, When Do Collective Memories Last?: Fondling Moments in the United States and Australia, Jeffrey K. Olick ed, *States of Memory: Continuities, Conflicts, and Transformations in National Retrospection*, Duke University Press, 2003, pp. 161-192.)

³⁶¹ 최영진 「한국적 전쟁영웅의 탄생과 시대적 변화」 조성환 등 『대한민국 국방사』 대한민국역사박물관, 2017년

これまでの朝鮮戦争映画を記憶の観点から分析した研究は、商業映画として現代に制作された朝鮮戦争映画は、朝鮮戦争に関する国家の公式記憶の代弁者というより、戦争に対する集合記憶を生産する媒体として論じられてきた³⁶²。そして映画に登場する学徒兵は、現代韓国社会の国家観や戦争観、戦争英雄像、男性性の問題、支配イデオロギーとの関係性の脈絡の中で分析されてきた³⁶³。しかし先行研究は学徒兵が現代に再現される理由については関心を向けておらず、映画の内容をもって映画外部で行われる記念と追悼にまでは触れていない。

本章では、集合記憶の媒体としての映画という先行研究の観点を取り入れ、第3章と第4章で検討した少年兵の記念の、暫定的な終着地としての二編の学徒兵映画を分析する。2010年代に韓国で公開された二編の映画「戦火の中へ」と「長沙里9・15」を分析して、少年が銃を持って敵と戦うことを、韓国社会がどのように意味を与えているか、その様子を検討する。また、記憶としての「少年兵」が、公式記憶を構成する「学徒兵」に収斂される様子を検討する³⁶⁴。また、本論文は、記憶の問題と少年兵の観点から学徒兵映画を検討するに当たり、映画を強烈な民族的感情と戦争記憶が行き交う場としてみなし、一つの追悼の場として位置づけたい。この試みは、公式記憶が携わってきた韓国の学徒兵記念における現代的な形としての映画を検討することでもある。

第1節 朝鮮戦争映画と学徒兵映画の概要

、284쪽。；태지호, 황인성 「영화에서 드러나는 한국전쟁에 대한 집단기억과 대중기억 만들기 - <태극기 휘날리며>, <웰컴 투 동막골>, <포화 속으로>, 그리고 <고지전> 사례분석을 중심으로」 『한국언론학보』 58권6호, 2014년, 281쪽。

³⁶² 태지호, 황인성, 前掲論文, 280쪽。

³⁶³ 정병기 「한국전쟁 영화에 나타난 국가관과 전쟁관: <포화 속으로>와 <고지전>을 중심으로」 『국제정치논총』 53권4호, 2013년, 433-61쪽。；최영진 「한국적 전쟁영웅의 탄생과 시대적 변화」 조성환 등 『대한민국 국방사』 대한민국역사박물관, 2017년, 277-316쪽。；정영권 「한국 전쟁영화에서 남성성의 문제: <포화 속으로>와 <고지전>을 중심으로」 『영화연구』 60권, 2014년, 151-77쪽。；태지호, 황인성, 前掲論文, 279-301쪽。

³⁶⁴ 本論文はこれまで、朝鮮戦争における学生・少年の参戦者を総称して、記憶として新しく問題提起されたという観点から「少年兵」と呼んできた。しかし本章で検討する二編の映画が「学徒兵」という用語を使っていることと、公式記憶において「学徒兵」が代表的なイメージと位置付けられる動きを意識して、学徒兵という用語を適切に併用する。

1) 1990年代以後の朝鮮戦争映画

1990年代以後の朝鮮戦争映画は、反共主義理念から少し距離を置き、民主化と脱冷戦という環境を迎えた韓国社会の分断と戦争に対する観点を反映しているといえる。「シュリ」(原題: 쉬리、1999年)は、北朝鮮から韓国に潜入した特殊部隊と韓国の情報機関の間の要人暗殺と武器の密売をめぐるアクション映画で、韓国の最初のブロックバスター映画と言われた。その後2000年代には主として戦争の凄惨さ、分断の悲劇と南北の関係の意味を問うような映画が作られた。「JSA」(공동경비구역 JSA、2000年)は、南北の軍事境界線上に位置した共同警備区域での南北の兵士たちの友情を描いた。「ブラザーフッド」(태극기 휘날리며、2004年)と「トンマッコルへようこそ」(웰컴 투 동막골、2005年)は、朝鮮戦争期を背景に、それぞれ戦争状況で離ればなれになる悲劇的な兄弟の話と、南北の兵士と米軍兵士が戦争中山奥で遭難し、トンマッコルという幻想的な山奥の村で滞在するという話である。90年代後半からの南北間の友好的な関係が、映画にも反映されたと考えられる³⁶⁵。

2010年代には朝鮮戦争当時を背景とし、事実(ファクト)と虚構(フィクション)を組み合わせた「ファクション」型アクション映画が続いた。「高地戦」(고지전、2011年)は、停戦協定協議中の1953年に最前線の高地の奪還をめぐる繰り広げられる南北兵士の攻防戦を描いた。「オペレーション・クロマイト」(인천상륙작전、2016年)は、朝鮮戦争初期の韓国側の不利な戦況を打開するために、連合軍によって秘密裡に始まった仁川上陸作戦を描いた。これらの映画は戦闘シーンにおける派手なアクションを見ものとしている。「戦火の中へ」(포화 속으로、2010年)と「長沙里9・15」(장사리: 잊혀진 영웅들、2019年)は後述する。その他、戦争下のヒューマンドラマに焦点を当てた映画も登場した。「戦場のメロディー」(오빠생각、2016年)は、軍部隊で預かっている戦争孤児たちが歌を教わり、子ども合唱団として活動する話である。「スウィング・キッズ」(스윙키즈、2018年)は、韓国巨済の捕虜収容所に集められた捕虜たちによるダンスチームの話である。ドラマ中心の映画は

³⁶⁵ 한국영화데이터베이스における各映画のあらすじを参照。「쉬리」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/04983>) ; 「공동경비구역 JSA」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/05257>) ; 「태극기 휘날리며」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/06113>) ; 「웰컴 투 동막골」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/06630>) (閲覧: 2021年11月1日)

これまで発掘された資料を基に当時の背景を再現しつつ戦争中の日常を描いた³⁶⁶。

2) 学徒兵映画の登場

前項で検討したように、1990年代以後の朝鮮戦争映画は、南北の分断が続く状況でも、南北の人と人の関係においては肯定的に描こうとする当時の認識が反映されている。また、実際の戦闘をモチーフにした映画の場合、朝鮮戦争の初期から末期までの様々な戦闘を題材としていることを確認できる。

ところで、上記で列挙した1999年から2019年までの映画の中で、学徒兵を主人公に据えた映画は、「戦火の中へ」(포화 속으로、2010年)と「長沙里9・15」(장사리: 잊혀진 영웅들、2019年)の二編である。

「戦火の中へ」(原題: 포화 속으로、英題: 71-Into the Fire)は、浦項女子中学戦闘に参戦した71人の学徒兵をモチーフに作られた。映画の上映時間は120分で、2010年6月16日公開された。多くのアクションドラマを手掛けたテウォンエンターテインメントが制作にあたり、監督をイ・ジェハンが、第2監督をキム・テフンが務めた。イ・ジェハン監督は「私の頭の中の消しゴム」(原題: 내 머리 속의 지우개、2004年)というラブストーリー映画で名を知られており、「戦火の中へ」では演出の他、脚本の共同制作に参加した。前述した映画「オペレーション・クロマイト」でも演出を務め、脚本の共同制作に参加した。脚本は1980年代から劇作家として活動しているイ・マンヒが担当しており、彼は「戦火の中へ」と「オペレーション・クロマイト」だけでなく、「長沙里9・15」の脚本も担当した³⁶⁷。主演は、チャ・スンウォン、クォン・サンウ、キム・スンウという、韓国の有名俳優がそろった。学徒兵の主人公には、当時の有名アイドルグループ「Bigbang」のメンバーであるチェ・スンヒョン(T.O.P)が務めた。制作費に約113億ウォンをかけ、観客を約330万名動員し

³⁶⁶ 한국영화데이터베이스におけるあらすじを参照。「고지전」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/12724>) ; 「인천상륙작전」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/15318>) ; 「오빠생각」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/15160>) ; 「스윙키즈」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/17712>) (閲覧: 2021年11月1日)

³⁶⁷ 한국영화데이터베이스 「이재한」 (<https://www.kmdb.or.kr/db/per/00016326>) ; 「이만희」

(<https://www.kmdb.or.kr/db/per/00039204>) (閲覧: 2021年11月1日)

て興行的に成功した³⁶⁸。

「長沙里9・15」(原題: 장사리: 잊혀진 영웅들/英題: Battle of Jangsari)は、長沙上陸作戦をモチーフにした。上映時間は104分で、2019年9月25日公開された。「戦火の中へ」と同じく、テウォンエンターテインメントが制作に当たった。映画「友よ」で有名なクァク・キョンテクと、「戦火の中へ」の時の第2監督だったキム・テフンが共同監督となった。イ・マンヒの脚本にクァク・キョンテク監督が直接脚色を手掛けたが、その過程で、反共主義より反戦を重視して作り、また学徒兵の話なので、今日の若者を考えながら教訓めいたセリフを減らし、スピード感のある編集が加えられたとされる³⁶⁹。キム・ミョンミン、チェ・ミンホ、キム・ソンチョル、キム・イングオンなど、やはり韓国で有名な俳優が出演した。チェ・ミンホは有名アイドルグループ「SHINee」のメンバーであり、「戦火の中へ」のように若者に馴染みのあるキャスティングと考えられる。制作費は約125億ウォンをかけたが、約110万名を観客動員した³⁷⁰。

上記の二編の映画においては、制作側の面々が共通していることが特徴といえる。同じ制作会社であるテウォンエンターテインメントから制作され、脚本も二編ともイ・マンヒが担当した。監督も「戦火の中へ」で経験を積んだキム・テフンが「長沙里9・15」の共同監督になった。映画が作られた背景は、それぞれ2010年には保守派の政権のもとで南北関係が厳しくなり、2019年には進歩派の政権が進めた南北間の首脳会議があったという違いがある。しかし学徒兵映画が商業映画として20年の間、二編も作られたということは、商業面での成功以外の意味を見つけることができるのではないだろうか。次節では、学徒兵映画と関連して、2010年代の韓国の学徒兵記念の動きを検討する。

³⁶⁸ 한국영화데이터베이스 「포화 속으로」 (<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/11345>) (閲覧: 2020年10月6日)

³⁶⁹ 「[인터뷰①] 장사리' 광경택 감독 "본인 아닌 학도병 빛나게 해준 김명민, 정말 고맙고 미안해"」 『조선일보』 2019年9月20日付。 (https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2019/09/23/2019092300874.html) (閲覧: 2021年9月30日)

³⁷⁰ 한국영화데이터베이스 「장사리: 잊혀진 영웅들」 (<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/18372>) (閲覧: 2020年10月6日)

第2節 「学徒兵」 記念の統合と学徒兵映画が持つ追悼の役割

1) 2010年代以後学徒兵へ収斂される少年兵の記念

1980年代に唯一活動していた学徒兵団体は在日学徒義勇軍同志会だった。在日学徒義勇軍は兵役の義務がないのに参戦し、休戦後も日本に帰れずに暮らしたことで同情が集まった。大韓学徒義勇軍同志会は50年代末から政府政策を支持する右翼団体として活動を行っていた³⁷¹。しかし、全斗煥政権は在郷軍人会を拡大して参戦団体を一元化し、在日学徒義勇軍を除くすべての学徒兵団体の活動が制限され、学徒兵だけの記念行事はほぼ皆無であった³⁷²。

そして1990年、韓国社会では、学徒兵団体の統合が取り消され、再び学徒兵の記念がなされ始めた。学徒兵団体に対する中央団体の統制がなくなり、参戦者たちは出身学校別、地域別、参戦部隊別の団体を組織してそれぞれ追悼行事を行った。また、参戦者たちは、個人の参戦経験を出版し始めた。これらの活動は、民主化とともに個人の次元の記憶の想起が行われ始めたことと関係がある³⁷³。

ところが、あまりにも多くの団体が組織されてしまい、団体の間で正統性をめぐる葛藤が起こり、戦史としてまとめることが困難であった。その中でもっとも激しい葛藤はいわゆる「学徒義勇軍」と「少年志願兵」の間で起こった。それは、1959年に兵役免除の対象となった「純粋な学徒義勇軍」と、学徒義勇軍として参戦したが途中から正規軍人になってしまい、1955年頃から除隊した、いわゆる「生還学徒義勇軍」の間の葛藤であった。すなわち、自らのアイデンティティを義勇軍に求める団体と学生の身分を強調して学徒兵を重視する団体に分かれ互いに神経戦が展開されたのである³⁷⁴。

そして1992年から、学徒兵団体の管理は国防部から国家報勲処に移管された³⁷⁵。国家報勲処は、参戦者への支援を担当しており、追悼行事及び参戦記念行事も主管している。この追悼行事と参戦記念行事は「戦争に参加した人々に対する記憶を一般国民の記憶として継承

³⁷¹ 「印尼革命軍을 돕자 学徒義勇軍들 데모」 『경향신문』 1958年5月24日付。；「与党系青年团体統合 反共青年团을 母体로」 『동아일보』 1959年1月23日付。；「学徒義勇軍同志会 오는 17日 声討大会」 『조선일보』 1959年2月14日付。

³⁷² 국방부군사편찬연구소 『6.25전쟁 학도의용군 연구』、313-315쪽。

³⁷³ 同上。

³⁷⁴ 同上書、316쪽。

³⁷⁵ 同上。

及び拡散する媒体」であり、「朝鮮戦争の歴史と参戦者の献身等に関する集合記憶を形成、強化、継承」する役割を担っている³⁷⁶。国家は参戦者に対して名誉を高め、特別な礼遇を施すことで国家に対する犠牲に価値を与える。戦争から間もない時期は遺族や知人から同時代を生きる人々が亡き者を追憶し、国家はその死を国家のための犠牲として式典を催し価値を与えるのである³⁷⁷。戦争を経験していない世代が生まれてくると、参戦した当時者や同時代の経験者はその経験を記録として残す。このような「国家のために犠牲、貢献する行為」に対して国家が礼遇と支援を実施し、国家のための犠牲と貢献が「我々と子孫に崇高な愛国精神の鑑として恒久的に尊重」されるようにすることが「報勳」とされる³⁷⁸。

ところが、このような必要性の認識を傍らに、2016年の時点における報勳処は、政府が支援する民間の様々な参戦記念行事を効率的に遂行するための研究を委託しており、記念行事を漸進的に統合していくための政策を考慮しているように見受けられる³⁷⁹。参戦記念行事の統合を考慮するようになった直接的な理由は、参戦者の高齢化である。2016年基準で参戦者の年齢はほぼ80代となっており、10年後は参戦者の多くが参戦記念行事に参加できない状況であると予測される。年々減少する参戦者の数と行事への参加者の数にも関わらず、参戦団体ごとの行事はその規模を拡大してきたために、予算面や行事の内容の質的部分など、参戦行事の実効性に対する疑問の声も挙げられた³⁸⁰。

現在、参戦記念行事は参戦者によって結成された参戦団体が主導して行い、参戦団体そのものも小隊や個別の戦闘を中心に結成されたものが多いとされる。その理由は、朝鮮戦争初期多くの部隊が部隊を維持できないほどの兵力損失の被害にあい、幾度の再編を行う中で兵士たちは所属部隊の頻繁に行われたために小規模の部隊単位での連帯感が形成されたためである³⁸¹。

統合の基準となるのは朝鮮戦争史において意味のある戦闘、行事が行われる場所への接近性、地域との連携性で、この基準によって「主行事」と「主行事に統合される行事」に分類された。全国の各地域に代表的な行事を残す方向で17つの主行事が選ばれた³⁸²。

³⁷⁶ 대한민국의육군협회지상군연구소, 『민간단체 주관 6.25전쟁 참전 기념행사의 효율적 수행방안 연구』, 2016년, 100쪽.

³⁷⁷ 高橋哲哉『国家と犠牲』東京：日本放送出版協会、2005年。

³⁷⁸ 국가보훈처『보훈 50년사 1961-2011』국가보훈처, 2011년, 54-7쪽.

³⁷⁹ 대한민국의육군협회지상군연구소, 上掲書, 124쪽.

³⁸⁰ 同上, 125쪽.

³⁸¹ 同上, 124쪽.

³⁸² 同上, 127-128쪽.

学徒義勇軍の追悼行事も地域別行事をソウルで行う一つの主行事に統合することが考慮された。参戦団体ごとに複雑な背景があるために、政策研究がなされた2016年から朝鮮戦争停戦70周年を迎える2023年とその翌年まで段階別に統合が行われる見込みである。「主行事」はソウルを中心とした「学徒義勇軍追悼行事」で、2019年まで「全国学徒義勇軍追念式」、「6・25参戦戦没学徒義勇軍追念式」、「戦没学徒義勇軍追念式（ソウル）」、「戦没学徒義勇軍追念式（大邱）」、「故金春植外48位戦没学徒義勇軍追念式」、「殉国学徒義勇軍追念式（全州）」、「学徒義勇軍追悼行事（江華）」について統合に向けた論議を行うとされる。2020年までに「6・25参戦郡山学徒義勇軍追悼式」、「イ・ソジュン6・25参戦戦没学徒兵追悼式」、「光州・全南殉国護国学生慰霊祭」、「太白中学校戦没学徒兵追悼祭」、「仁川学徒義勇隊6・25参戦戦死・作古会員合同追悼祭」を対象に統合のための議論を始める。さらに「在日学徒義勇軍追悼行事」、「6・25参戦殉国少年志願兵追悼行事」、「6・25参戦殉国（2573位）少年兵慰霊祭」について2021年から統合のための議論を始める。これらの「主行事に統合される行事」は、2024年を境目に「学徒義勇軍追悼行事」に全面的に統合されることが考慮されている³⁸³。

2) 学徒兵映画の追悼の場としての再誕生

2010年代に制作された二編の学徒兵映画は、前述した学徒兵記念の統合の考慮とともに、参戦者の高齢化によってこれ以上当事者によって記憶が語られることが困難になった時期に、その語りを代弁してくれる「記念」の役割を果たすと考えられる。

ところで、1977年にも一編の学徒兵映画が公開されている。映画「学徒義勇軍」（原題：학도의용군）は、「戦火の中へ」と同じく浦項戦闘で戦った学徒義勇軍たちを描いている。映画の上映時間は130分で、1977年4月8日に公開された。学徒慰問隊の幹部学生たちが自ら学徒隊を組織し、金錫源将軍を訪ねて訓練を受ける。金将軍が第3師団に移動し学徒兵たちも後を追って第3師団に配属される。その後浦項に進撃する人民軍に立ち向かうという話である。

原作は南相瑄の1976年の著作『学徒義勇軍』であり、映画の制作には東亜興行と国軍映画製作所が関わった。国防部が後援を、陸軍本部が支援をし、大韓学徒義勇軍同志会、京畿道坡州郡管内軍・官・民一同、文山総合中高等学校、陸軍第2371部隊が協賛した。明らか

³⁸³ 同上、137-138頁。

な国策映画として、軍の積極的な協調の下で作られた映画である³⁸⁴。

前節で述べたように、1970年代学徒義勇軍が映画によって再現された背景には、朴正熙政権における国家戦跡地事業によって浦項が取り上げられ、国家が推進する戦争記念の目的に国家安保と反共意識の育成があったことは明らかである。1975年の南ベトナム政府陥落による共産主義の脅威は韓国の立場からは座視することはできなかった。同年韓国では学徒護国団が再設置された。学徒護国団は大学と高等学校の「学風を刷新し、精神戦力を培い、学びながら守る護国学徒としての使命を果たさせるため」に、「文教部、ソウル特別市、釜山市、道の教育委員会及び大学と高等学校に」それぞれ設置された³⁸⁵。大学と高等学校に設置された学校学徒護国団は「学生軍事教育の実施」、「各種奉仕活動及びセマウル事業の参与及び展開」、「戦時、事変またはこれに準ずる国家非常事態において社会秩序の維持、救護、復旧または地域防衛のための各種支援あるいは協調」に関する機能を果たすことが定められた³⁸⁶。4・19革命のように学生が主軸になった運動は衰退し、学生たちは農村での奉仕活動を通して学生の社会的責任を果たすことを優先することになり、政権側としては学生運動による非難を避けながらも学生たちを効率的に動員することができた。朴正熙政権における学徒護国団は、政権の安定化と国家安保を図るための学生の脱政治化と軍事化を両立させる効果的な手段であった³⁸⁷。

このような社会的脈絡の中で、映画「学徒義勇軍」は、反共安保意識を高める手段でもあった。例えば、学徒義勇軍が駐屯している村の住民である女子学生が、傀儡軍の存在を学徒義勇軍に通報する場面は、実際の戦史では記録されていない。しかしこの場面は、国民に対する反共安保意識を高める目的に合致したものである。

2010年代の学徒兵映画である「戦火の中へ」と「長沙里9・15」は、現代韓国社会の観点で学徒兵の戦功を再現した映画である。映画はもちろん商業的成功を目指しているが、それを越えて、記念を目的としたともいえる。なぜなら、次節で述べるように、映画において学徒兵の物語は映画的想像力で多少脚色され、英雄としての覚醒を通して記念されるべき対象に位置付けられるためである。

「戦火の中へ」の背景は、朝鮮戦争勃発2か月後、朝鮮半島南部の洛東江防御線の東側の

³⁸⁴ 한국영화데이터베이스 「학도의용군」 (<https://www.kmdb.or.kr/db/kor/detail/movie/K/03060>)

³⁸⁵ 「학도호국단설치령」 제1조, 대통령령 제7645호, 1975년6월7일 시행 및 제정. ([https://www.law.go.kr/법령/학도호국단설치령/\(07645,19750607\)](https://www.law.go.kr/법령/학도호국단설치령/(07645,19750607))).

³⁸⁶ 「학도호국단설치령」 제12조.

³⁸⁷ 문상석 「학도호국단의 경험과 기억 - 탈정치화와 자기정당화」 『담론201』 15권3호, 2012년, 37쪽.

浦項である。浦項を守っていたカン・ソクテの部隊は戦闘のために学徒兵を募ったが、上部の命令によって部隊を移動せざるを得なくなった。しかし浦項を空けることはできず、71人の学徒兵を司令部として使っていた浦項女子中学の建物に配置しておくことにした。唯一戦闘経験のあるオ・チャンボムを中隊長に任命し、学徒兵たちに一発ずつ銃を撃たせてみることで訓練を終えた。カン・ソクテはすぐ戻ってくると言い残して去る。一方、人民軍の遊撃部隊を率いていたパク・ムランは最短時間で釜山を陥落させるため浦項に向かっていた。浦項女子中学に陣取っていた71名の学徒兵だけで人民軍部隊と戦うことになる。

映画のエンドロール後に流れる映像は、映画の制作者が商業的成功以上のことを目的としたことを明らかに示している。「戦火の中へ」は映画のエンドロール後、浦項戦闘に参戦した二人の学徒兵のインタビュー映像を短く流している。短い映像には、浦項戦闘の約一時間にかけてどのように戦ったかだけが語られている。観客は「実話を基にしたフィクション」と案内され観覧したものの、実際の参戦者から経験を聞かされることで映画をフィクション化できなくなる。参戦者の登場は、映画の事実的側面を裏付けるように感じさせ、映画の余韻を追悼に切り替える。そこで感じる肅然たる気持ちや、その場を追悼の場、記念の場に変える。

「長沙里9・15」の背景は、仁川上陸作戦を成功させるための陽動作戦として、東海岸の長沙里において繰り広げられる上陸作戦とその後に続く遊撃戦である。学徒兵たちが上陸して高地を占領し、人民軍の移動と物資の補給を止めるという作戦であった。イ・ミョンジュン大尉は遊撃作戦のために選抜した722名の学徒兵を率いて作戦を遂行する。学徒兵たちは10日程度の訓練を受けたただけだったが、敵の銃弾を浴びながらも上陸に成功し、高地を奪還する。学徒兵たちはトンネルの爆破、食糧探し、夜間警備などの任務をこなす中で、お互いの過去と家族のことや志願の理由を分かち合って友情と戦友愛を深める。しかし、学徒兵たちはいわゆる「捨て駒」であった。彼らは、救助船に乗るため、人民軍と最後の戦闘をしなければならなかった。

「長沙里9・15」も、「戦火の中へ」がとった追悼の方式に倣っている。エンドロールが流れる中、映画は長沙上陸作戦に関わる実際の歴史を教える。イ・ミョンジュン大尉のモチーフであるイ・ミョンフム大尉が、戦争後に学徒兵たちの名誉回復と補償のために努力した事が紹介される。また、従軍記者マギーのモチーフであった二人の女性記者にも、感謝の意を伝える。

記念は映画の中だけで終わらない。試写会は映画を媒介にして、追悼式あるいは記念式に近いものと化する。2010年6月12日に「戦火の中へ」の特別試写会が開催された。試写会に

は朝鮮戦争参戦勇士70余人を含め、生徒たちとその親までが招待された。主演の俳優からは「戦後世代としてこの場に集まった皆さまに感謝」し、「おかげ様で本当に良い国で暮らせるようになった」、「勇士の方々に感謝を伝えなかった」という感想が述べられた。参戦者には花束の贈呈が行われた。参戦者からも「忘れられている我々の話を覚えてくれて感謝する」、「実際と同じような状況が描かれていた」、「昔のことを思い出して胸がいっぱいになった」というメッセージが寄せられた³⁸⁸。

「長沙里9・15」の初試写会は制作側と参戦勇士、盈徳郡民と軍人など600余人が参加した上で、長沙里が位置した盈徳で開かれた。試写会に参加した主演俳優は「あの方々がいなかったら今日の私も皆さんもいなかった」と述べ、「仁川上陸作戦に比べても遅れを取らない、花々しい青春たちの長沙上陸作戦をしっかりと多くの方々に知らせるため渾身の努力で映画に集中」したと強調した。キム・テフン監督は「この映画が学徒兵たちの愛国と犠牲がきちんと評価され、広く知られるようになることを願う」と述べている³⁸⁹。韓国で公開された時の原題である『長沙里：忘れられた英雄たち』からは、忘れられた事実を明らかにしたいという使命感さえ感じられる。共同監督のクァク・キョンテク監督も「あまり知られていない朝鮮戦争当時の学徒兵に敬意を表したいと思った」と話しており、記念としての映画の性格を明らかにしている³⁹⁰。

学徒兵映画は、参戦者本人の経験さえも再現する。長沙上陸作戦に参戦したある参戦勇士は「頭の中のフィルムが途切れていたが、今日映画を見て「あれで合ってる」気がする場面ごとに涙が出た」と述べた³⁹¹。現代の観点が反映されている映画の再現は、当事者の記憶さえ埋め合わせ、現代韓国の公式記憶を補強する機能を果たす。

このように「戦火の中へ」と「長沙里9・15」は、映画の主人公である学徒兵を記念することを前面に出しているが、その作り手からは学徒兵の存在に気付かなかったことに対する反省の気持ちと早く知らせたい焦燥感さえ伝わる。これは2010年代の韓国が学徒兵に対して抱く感覚を反映している。2010年に80代の老人になっている「平均年齢17歳」の学徒兵

³⁸⁸ 「권상우 "어르신들 덕분에 좋은 나라서..."」 『노컷뉴스』 2010年6月22日付。

(<https://www.nocutnews.co.kr/news/727911>) (閲覧：2020年10月10日)

³⁸⁹ 「'장사리: 잊혀진 영웅들' 영덕서 전국 첫 시사회」 『매일신문』 2019年9月6日付。

(<http://news.imaail.com/Movie/2019090615533458291>)

³⁹⁰ 「'장사리' 상영 5일째 박스오피스 1위.. 68만 동원[공식]」 『조선일보』 2019年9月30日付。

(https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2019/09/30/2019093000710.html)

³⁹¹ 「'광경택 감독 "한국전쟁 영화 '장사리', 반공보단 반전 새겼죠"」 『중앙일보』 2019年9月28日付。

(<https://news.joins.com/article/23589396>)

は、もはや朝鮮戦争に参戦した最後の世代である。参戦世代の経験を早くから記念することができなかったことに対する焦りが、記念するための映画として再現を試みたと考えられる。

次節では、上記の脈絡を踏まえて、映画の中の学徒兵について考える。

第3節 映画「戦火の中へ」・「長沙里9・15」が描く学徒兵と戦争記憶

1) 平凡な少年が見せる英雄的姿と犠牲精神

二編の学徒兵映画における主人公は、戦争とは縁がない平凡な少年である。2010年代に再現される学徒兵は、誰からでも崇拜されるような、超越的な力を持つ英雄ではないが、戦闘を経験しながら記念の対象としてふさわしい姿に変貌する。身体的能力値が高いわけでもなく、頭が良い天才でもない、周りで普通に見かけるような、特徴のない少年が主人公として設定されている。ただ、平凡な少年に求められる英雄性の方向は、映画で学徒兵が再現される時期によって少々異なる。

「戦火の中へ」が公開される3か月前、韓国の西海岸で天安沈没事件が起こった。北からの魚雷攻撃により爆発が起こり、韓国哨戒艇天安号が沈没され乗船者の半数程度が死亡または失踪した。様々な陰謀論が飛び交う時期に公開された映画が示す学徒兵像は、共同体の団結を維持し、外部の誘惑にも揺るがない姿を堅持する。南北が緊張関係にあったこの時期の「戦火の中へ」は、実在する脅威としての外敵が想定された中で、平凡な少年が究極的には戦士として覚醒する瞬間を強調する。「戦火の中へ」の主人公のチャンボムは、学徒兵である。市街戦の真っ只中での初登場のシーンで、彼は埃まみれの黒い学生服を着て学生帽をかぶっている。「おい！そう、お前！」と、ぶっきらぼうに呼ぶ上官の命令に従って、弾薬の束を運びに交戦中の市街地を走る。しかし、弾薬の重さに絶えず、チャンボムは何度もよろめく。体躯が小さくて武器を担ぐことも大変だったという学徒兵参戦者の経験談が反映されている³⁹²。

チャンボムは銃声と流血に怯える、平凡な少年である。上官の命令に従って任務をこなしていくものの、訓練をまともに受けられなかったため、肝心の戦闘においては装てんさえうまくできない。爆弾の轟音にも慣れておらず、耳鳴りに必死に耐えながら隠れる場所を探す。

³⁹² 국방부군사편찬연구소 『6.25전쟁 학도의용군 자료집』 국방부군사편찬연구소, 2012년。

戦場を低い位置から捉えるカメラの視線は、成人より体躯が一回り小さい学徒兵たちの、状況をすべて把握できなくて不安だった戦争経験を表しているようである。

チャンボムは、上官から中隊長に任命されているが、中隊長として学徒兵を率いる能力を発揮できていない。ところが、人民軍と交戦し、敵を殺すことで、彼を無視していたカブジョからも一目置かれる。カブジョは、不良の一味で殺人未遂の罪で少年院に送られる代わりに、自分を学生だと偽ることで学徒兵として戦場に送られてきた。彼は、大人に従順に従うだけの姿を見せるチャンボムを嫌い、浦項女子中学で陣取り、敵を待ち受けながらも単独行動を起こす問題児である。彼が「学徒兵」として観客に認められる瞬間は、最後の戦闘の直前に不良仲間だけで脱出しようとするが再び学徒兵仲間たちのために戻ったとき、チャンボムが「(君も) 学生だ」と認めた時であった。降り注ぐような敵の銃撃に立ち向かい、数十人の敵を殺し、死ぬ瞬間まで敵を凝視し(カブジョ)、銃の引き金を引く(チャンボム) 学徒兵の最後の姿は、この時点で平凡を超えて神話の中の英雄のような一面さえ帯びることになる。

2018年に2回にわたる南北首脳会議と一回の米北首脳会議は、戦争や対立を時代遅れのものと認識させた。学徒兵の戦いも、人民軍に対しての憎しみや復讐に駆られたものではなく、友を守るためのものとして描かれた。そして学徒兵は、家族と友人のために勇気を出す、より日常性を保った平凡な英雄として描かれた。映画「長沙里9・15」で「平凡な英雄」は、個人の物語が語られる複数の学徒兵にスポットライトを当てることで成立する。映画の最初のシーンは、作戦地の長沙里に向かうLST(戦車揚陸艦、Landing Ship Tank)の内部である。悪天候で激しく揺れる船内の船長室で、遊撃隊を率いるイ・ミョンジュン大尉は船長から「この悪天候で上陸するのは子どもたちを無駄死にさせるだけ」という抗議を聞いて沈黙する。「無駄死に」が運命づけられた学徒兵たちは、その時船内で休みながら、友人同士ではしゃぐ無邪気な姿を見せる。彼らは2週間の短い訓練を受けて作戦に投入されただけの、急造された兵力である。

その少年たちの参戦の理由は、皆異なっている。彼らは、愛国心が強いというわけでもなく、家族や友人のため、という個人的な理由で戦う。主人公役で学徒兵分隊長を務めているソンプルは、周りに気配り上手で、何事にも落ち着いた対応ができるリーダーシップのある人として描かれる。ソンプルは、ソウルの学校で水泳部の代表をしており、いつも家族写真を携帯していて家族思いの一面も見せる。実のところ、彼は平安南道出身で、解放後一家全員で南に移住してきたが、戦争直後に爆撃で家族を亡くした過去を持つ。学徒兵になったのも、人民軍に復讐するためであった。

ソンプルの気取ったような姿が気に入らないハリユンは、英雄になるために志願した。ハリユンは大邱出身で荒っぽい性格で、何事にも迷うことなく生きてきたかのように見える人物である。しかし彼は情に飢えていた。11兄妹のうち5番目で生まれたが、彼の母親は子どもの世話を仕切れなかったために、ハリユンは生まれてすぐ親戚に預けられて育った。7歳のときに家族のところに戻ったが、うまく溶け込むことができず、疎外感を感じながら育った。そのため、学徒兵の募集を聞いて、居場所を求めて家を飛び出してきたのである。そのような彼は学徒兵として成功したら、家族に見てもらえるかもしれないという期待と、家族の絆そのものに懐疑的な側面をみせる。

復讐心に満ちたソンプルと英雄心理を持つハリユンは、人民軍兵士として出会ってしまったソンプルの従弟の死をきっかけにお互いを理解できるようになり、そこに新しい戦友愛が芽生える。学徒兵の戦う理由は復讐ではなく、英雄心理でもなく、友を助けて無事に家に帰らせるために戦う戦友愛となる。そして最後の海岸での戦闘で、二人は救助船に乗る仲間たちが一人でも多く助かるように海岸に残って人民軍の攻撃に対して掩護射撃をする。人民軍に包囲され最後の二人になったとき、ソンプルとハリユンはお互い「友」であることを確認する。

2) 2010年代における朝鮮戦争の再現

(1) 学徒兵叙事に取り除かれた少年と理念の問題

二編の映画が示す学徒兵の代表的年齢帯に共通する要素がある。それは、学徒兵が1950年当時エリート知識人であった大学生ではなく、上述したように平凡で無邪気な姿さえ見せる中高生として描かれているということである。「戦火の中へ」の中の学徒兵の帽子には、「高」と「中」の学章があり、「長沙里9・15」の学徒兵たちの学生帽には「高」という標識がある。これらの学生帽の標識から、登場する学徒兵は中高生であると推測することになる³⁹³。

そしてこの10代の学生たちの幼さは、特有の純粋な無邪気さへとつながる。それは、政治性が取り除かれた無邪気さである。この特徴は、第3章で取り上げた、少年兵参戦者の子

³⁹³ ただ、浦項戦闘と長沙上陸作戦があった1950年8～9月当時の韓国の学制において、高等学校は存在せず、中学校は6年制であった。

ども兵動員の被害者としての意識とつながっている。被害者性は、能動的な行動から起こるものではないためであろう。

記録によると、浦項戦闘で戦った学徒兵たちは、16歳から24歳までの学生たちで、決意書を書いて志願したという。その決意書の内容とは、「一、私は祖国と民族のために心身をささげる。二、私はこの瞬間から私の祖国に対して私のすべてをささげる」という³⁹⁴。当時の学生たちが持っていた愛国心や反共意識を含むもろもろのイデオロギーに関する意識は、映画が再現する学徒兵には移植されなかった。ただ、この被害者性に近い純粋な無邪気さが、志願参戦を特徴とする学徒兵の再現においても見えてくるということは、ある意味で「少年志願兵」の記憶さえ学徒兵の記憶に編入された結果であるかもしれない。

(2) 自由民主主義の勝利者として描く朝鮮戦争

学徒兵を戦争英雄として記念する図式には、もう一つの韓国が投影されている。それは、完全な勝利者となった民主主義体制の代表としての韓国である。逆説的にも、これは反戦思想の脈絡で描かれる。クァク・キョンテク監督は「この中で左が正しい、右が正しい、北朝鮮は悪い、民主主義は良いものだというような二項対立的な話はしないように努力しました」と話す³⁹⁵。「戦火の中へ」において人民軍少佐パク・ムランも、学徒兵を最後まで殺したくなかった人間的側面をみせた。彼は、学徒兵たちの戦う姿をみて、その勇気に感心して機会を与えようと投降を勧める。このような外からの誘惑、あるいは脅威に対して、学徒兵たちは断固として断る。

「長沙里9・15」の人民軍は、実は南の出身の学生、あるいは主人公の従弟として登場する。どちらも学徒兵が哀れみの感情を抱く対象として登場する。二編の学徒兵映画は、人民軍側の少年兵を学徒兵より一回り小さい体格に描く。そしてその少年の生と死を決める立場に立たされるのは、韓国の学徒兵である。理解し、哀れみ、生と死を決定することのできる、目上の人としての位置づけは、戦争記念館の正面に立っている「兄弟の像」のように、「兄」の立場、北を導く立場としての韓国の優越な立場を具現化しているのにほかならない³⁹⁶。

³⁹⁴ 국방부군사편찬연구소、前掲『학도의용군연구』、2012年、78쪽。

³⁹⁵ 「[개봉영화] 누군가는 지우고 싶었던 역사 '장사리: 잊혀진 영웅들' 외」『KBS NEWS』2019年9月26日放映。
(<https://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4290759>)

³⁹⁶ 이상석 「6.25전쟁 기념공간에 나타난 기념적 표현」『한국전통조경학회지』28권、2010年、104-106쪽。

3) 国民国家「韓国」の新しい位置づけ

(1) 敵の再現

「戦火の中へ」で人民軍766遊撃部隊のパク・ムラン少佐は軍の上部の指示に従わず、自らの判断で戦闘を仕切る軍人である。国家の方針と個人を区別している様子を見せる。学徒兵たちを殺そうとする同僚に、「トンムの目にはあいつらが軍人に見えますか？」となだめる。パク・ムランにとって戦うべき相手は韓国軍であって学徒兵ではないことを見せるセリフである。彼は、学徒兵たちの戦う姿をみて、その勇氣に感心して機会を与えようと投降を勧める。パク・ムランの存在は、私益と国家への忠誠を試し、まるで現代の若者に「祖国」を離れさせる敵である。

「長沙里9・15」で、ソンピルは学徒兵の中で唯一、人民軍に対して敵愾心を抱いていた人物として描かれている。しかしその敵愾心は2回にわたる人民軍との遭遇で形を変えていく。1回目の遭遇は、上陸後の高地奪還のための戦闘で死亡した人民軍の残した書き物を通してである。死んだ人民軍は、実は南の出身だが人民軍に徴集されてしまった学生で、学校に戻りたいと願っていた。そこでソンピルは、自分が北からきて韓国軍側で戦うように、南の学生が人民軍として自分と戦ったのだと気付く。2回目の遭遇は、人民軍兵士になっているソンピルの従弟であった。ソンピルの家族が南に来たきり会えなくなっていたものが、戦争中にお互い敵として再会したのである。このような描き方から、大きな脅威として戦った敵は、同じ境遇の人だったり、家族や親せきだったりする可能性を見せることで、この戦争が同じ民族同士の悲劇でしかないという一種の反戦のメッセージが形成される。

ところが、この民族の悲劇を描く中でも、学徒兵の自発的な参戦の神話は続く。理由はともあれ、仕方なくても自分の意志で参戦した韓国側の学徒兵と、強制的に徴集されて帰りたいと願う人民軍側の少年兵士という構図は変わらない。この構図では、人民軍側による強制的に徴集に対する非難とともに、学生の自発的な参戦が担保する韓国という国家の正当性が比較される。

(2) 犠牲の理由

朝鮮戦争を含む半世紀にわたるイデオロギー対立において、2010年代の韓国は暫定的な勝利を取めたように見える。しかし、究極的な敵対関係が緩和したような状況でも、韓国は

守るべきものという理由を提示しなければならない。

「戦火の中へ」の学徒兵たちは、主人公のチャンボムでさえ、志願の理由については語られない。反共主義や愛国心のような強い志願動機もない。映画は学徒兵たちが戦場に集められた理由を示さない。したがって映画の中に表れる学徒兵の参戦動機の不在は、チャンボムが最後の戦闘を前にして学徒兵たちに叫んだ「学徒兵は軍人だ！」に還元される。「志願」には民間人が参戦する理由があるが、「軍人」は命じられて戦う存在である。これは、学徒兵を、最初からそうだった存在のように記念する、現代の観点にほかならない。

「長沙里9・15」は学徒兵を率いたイ大尉の口を借りて、「我々は国と親、兄弟のために戦うのだ」と、戦いの理由を示す。そして「勝利と諸君がささげた血気盛んな青春を、祖国大韓民国は永遠に忘れないだろう」と断言する。このセリフは、映画が長沙上陸作戦の学徒兵参戦者たちに対して送る記念辞のようである。国家のために献身する若者に直接語る言葉としても受け取れる。

イ大尉の言葉が現代韓国社会の、学徒兵を忘れず記憶し続けるという誓いというなら、ハリユンの母親思いは、国家と学徒兵のメタファーであるといえる。ハリユンは家族の中に自分の居場所はないと判断し、学徒兵に志願した。そして戦闘を経験するなかで、自分はただ母に見てもらいたかったことを知る。人民軍に包囲され撤退するときも、同郷の戦友に母宛の手紙を託し、最後には「オンマ（母さん）！」と叫んで人民軍を道連れに爆死する。学徒兵は戦うよりも、赤子のように保護が必要な人々であったと解釈できる。学徒兵参戦者は戦闘から生還したが、国家からは母親の懐のように保護されることもなく、居場所をなくしたように生きる。そのような学徒兵の思いは、自分のことに気づいてほしいだけである。そして最後に、直接伝えることはできなかったが、学徒兵の思い—ハリユンの手紙—は、確かに国家へと伝えられる。

小結—新たに再構成される少年兵

16歳から24歳までが参戦したとされる浦項戦闘の学徒兵が、いわゆる「平均年齢17歳」の中高生の戦闘兵として記念が続けられ、学徒兵を代表していることに対して、戦争史研究は明確な理由を示していない³⁹⁷。本章は、このような疑問から出発し、学徒兵映画を戦争の

³⁹⁷ 국방부군사편찬연구소, 前掲『학도의용군연구』, 76-93쪽. ; 「平均年齢17歳」は映画「長沙里9・15」の

再現と記念の脈絡に位置付けた。2010年代に制作された二編の学徒兵映画から、学徒兵がどのように記念され、どのような要素が再現されるかを分析した。

二編の映画はそれぞれ違う形で学徒兵の再現に迫った。『戦火の中へ』では、少年から軍人になる学徒兵を描き、学徒兵を英雄として強調した。内部で団結した学徒兵には、投降を勧める外部の敵の声が割り込む余地がない、国家的団結が投影される。『長沙里9・15』は学徒兵の対決する姿より、それぞれの持つドラマを重視した。このように、二編の映画は、同じ2010年代に制作されながらも、北との関係が反映されていた。

二編の学徒兵映画は、商業映画として公開されたが、公共の記憶の場として、追悼の役割を果たした。映画の内容を通しての記念が映画を媒介とする記念となり、参戦者の持つ記憶のすき間を埋める役割をした。

記念は社会構成員の連帯感と公式記憶を形成する³⁹⁸。学徒兵を記念することで、韓国社会は若い少年の犠牲を深く追悼し、その犠牲精神に寄り添う。その場に、国家のための意識が形成される。そしてその記念対象が映画を通して再現されるとき、映画は記念を越え記憶を補完するものとなる。

本章では二編の学徒兵映画が描く学徒兵像から、韓国社会が学徒兵を記念する方式と、そこに再現される現代の韓国を考察した。アンダーソンが挙げた「無名戦士の墓と碑」の例のように、学徒兵映画は、学徒兵参戦者の具体的な名前が呼ばれることはないがために、国民国家的思想を強化する場となる。この場において「国民的想像力」が働き、観客の一人一人が、学徒兵という名の無名戦士としての感覚を味わう³⁹⁹。映画をとおして再現される朝鮮戦争の記憶は、理念的・経済的に優位に立っていることをもって究極的に勝利したように整理される。しかし、若い世代に向かってのメッセージは、国家の危機や家族と友人を護るために、立ち上がることを求めている。

ポスターにも使われた文句である。

³⁹⁸高橋哲哉、前掲書、2005。

³⁹⁹ベネディクト・アンダーソン、前掲書、32頁。

終章

本論文は朝鮮戦争に参戦した少年兵について、少年兵に対して行われた戦争動員の背景と実態を明らかにし、1990年代以後の韓国において少年兵の記憶が想起され、記念される様相を検討した。特に、本論文は、現代の韓国の公式記念の場で一般的に用いられる学徒兵を、「記憶としての少年兵」という観点から改めて考える試みであった。

この作業の背景には、民主化とグローバル化を同時に経験する中で、内部においてはこれまで遮られた諸個人が声を上げはじめ、外部においては国際社会の規範に歩調を合わせる事が求められた1990年代以降の韓国の経験がある。本論文は、朝鮮戦争における少年兵の動員を、一国史の中で考えるのではなく、世界史と現代のグローバル社会における子どもの戦争動員の事例と関連付けて考えた。また、少年兵をめぐる記憶と記念の様相に関して、歴史的記録に基づいて事実か否かを検討するのではなく、記憶としてよみがえった少年兵という存在が持つ脈絡の中で検討を試みた。

韓国における公式の戦争史と参戦者に対する記念の場において、学生の義勇兵であった学徒義勇軍と徴兵適齢未満の正規軍であった少年志願兵は学徒兵という名で呼ばれ、韓国の歴史と「護国精神」の鑑として位置づけられている。この学徒兵に対する想起は、1990年代にもっとも盛んに行われ、回顧録の出版と学術研究が始まり、自発的な参戦行為が韓国の戦争史と軍事史において評価された。学徒兵の存在は朝鮮戦争における兵力の需給の観点においては徴兵忌避の風潮に対する模範的な事例であった。

一方、1996年に結成された「6・25参戦少年兵同志会」は、自らを国際的に禁止される少年兵の動員の事例として位置づけた。少年兵同志会は、徴兵の対象年齢でもないのに徴集され、正規軍として休戦協定後まで約4年から8年を服務したことを、国際人道法上の子どもの戦争動員の問題として考えた。参戦勇士でありながら自らを少年兵動員の被害者として名乗ったことは、国家に対して相応の補償と待遇を要求する交渉の言葉になった。

このように記憶として想起された「少年兵」は、「学徒兵」という用語に薄っすらと隠れている年齢の問題と国民国家の論理を指摘するものでもあった。韓国社会では神話の領域に入ってしまった尊い「護国英霊」に対して、人権という、国家にとって不都合な物差しを当てる事が躊躇われていると、あえて推測するが、本論文の「子どもの戦争動員」という観点からの問題提起は、歴史が語らなかったことと公式記憶が忘れ去ろうとしたことを語ることに意味があると考えられる。

本論文は大きく歴史的事実に関わる少年兵と記憶され記念される少年兵という二つの部分で構成されている。前半部の第1章と第2章では、20世紀の大規模戦争における少年兵の動員の事例と、朝鮮戦争期の少年兵動員の事象を検討した。後半部の第3章から第5章では、1990年代以後に記念されはじめた少年兵を検討するために、それぞれ少年兵戦友会、記念館、映画という記憶の当事者、場、媒介を挙げて少年兵の当事者がどのように過去を記憶し、記念館がどのように少年兵を説明し、映画がどのように少年兵を描いているのかを検討した。

第1章は、20世紀前半の大規模戦争において少年兵の動員がどのように展開され、20世紀後半から国際人道法上の問題として子ども兵が取り上げられた過程はどのように展開されたか、という問いをもって展開した。これに加えて、過去の歴史とされている少年兵と現代の人権懸案としての子ども兵に有意義な違いがあるのか、あるとすれば何かを問うた。

第1次世界大戦と第2次世界大戦、そしてアジア太平洋戦争における少年兵の動員の様子は学校の教育によって育まれた国家への献身への自発的参加と、極端な戦争状況が生み出した制度による強制的な動員が共存した。ヨーロッパの20世紀は「子どもの世紀」と呼ばれるほど、児童労働に関する制度が整えられ、家庭内の子どもの虐待に対する国家の介入が盛んに行われた。しかし第1次大戦で相次いだ子どもの参戦の事例と、第2次大戦における制度化された子どもの戦争動員の事例からは子どもに対する保護意識が欠けていることが確認できた。子どもの保護のために制度をもって家庭内に介入した近代国民国家は、自らが参与する戦争においては子どもの参戦の事例を多く保有しているだけでなく、法制度を設けてまで戦場へと子どもの背中を押した。このような矛盾を現代の子ども兵の禁止をめぐる国際的な動きにおいても検討した。現代の子ども兵の動員の現状は、非政府組織と国家によって依然として行われており、これを防止するための人道主義に基づく国際法が幾度も採択されるも、国際法と制度が国家の行動そのものを侵害できない限界があることを確認した。

第2章では、朝鮮戦争当時の学生と少年層が実際どのように戦争に動員され、どのような経験をし、日常に戻ったかを検討した。また、戦争直後の韓国社会で、彼らの参戦をどのように位置づけたかを検討した。

そこで、朝鮮戦争における少年兵動員の歴史的継続性においても、精神こそは花郎と義兵に根源を見出していたが、制度面ではアジア太平洋戦争時の規律が身体への記憶としてあり続けたことを確認した。低年齢の子どもたちは、学校生活の中で国家のために働くことを学んだ。朝鮮総督府学務局の指導下で、学校ごとに勤労報国隊が組織された。生徒たちは決まった時間に起床と就寝を繰り返しながら農村や漁村で働くことで、自発的な奉仕を内面化する

ための身体と精神を形成した⁴⁰⁰。韓国政府樹立後、南北の間の軍事的対峙が続くなかで学校の軍事化が進み、学生たちは学校の配属将校から訓練を受け、学徒護国団という名前で組織された。学徒護国団は文教部の指導のもと、「学徒層の思想統一と有事時の郷土防衛」を目的とした⁴⁰¹。学校を通して規律化された学生たちは、朝鮮戦争勃発後自発的に参戦して国家に献身した。学生たちの活躍は、公式的には1951年3月の学徒隊解散命令で終わりを告げた。学生たちは学校に戻るようになったが、正規軍の身分になった人々は停戦協定後までも服務せざるを得なかった。

戦場から帰ってきた学徒兵参戦者たちは「大韓学徒義勇軍同志会」という団体を設立し、追悼行事や慰問活動を始めた。ところが参戦学徒兵の中には、学徒隊の解散後に徴兵召集令状が出される場合があった。この状況を解決するため、韓国政府は1957年の「改正兵役法」と1959年の「兵役法施行令」において学徒義勇軍という集団を定義し、参戦者に参戦した事実の証明を求めた。そして韓国の戦争における少年兵動員の記憶は、自発的に参戦した学徒義勇軍に集束されしばらく続いた。

第3章で筆者は、1990年代になって改めて自らを少年兵と名乗る参戦者たちがなぜ団体を組織して登場し、学徒兵との区分を通して国家に対して求めようとしたものは何か、という問いをもって論を展開した。1990年代以後の朝鮮戦争参戦学徒兵の記念に少年志願兵の記念を新しく加えた6・25参戦少年兵戦友会の意味と、活動の限界を検討した。「少年兵」として初めて問題を提起した少年兵戦友会は国家の承認のために活動を始め、公式記憶に自らの存在が編入された後は人権問題としての少年兵問題を提起した。このような少年兵参戦者の活動やインタビューでの語りから全般的にみられる特徴を抽出、分析した。

少年兵同志会は1996年に設立後、まず学徒義勇軍との区別を試み、正規軍としての参戦を強調した。そして亡き戦友の名簿を確保しつつ、1998年初めて国立墓地で合同慰霊祭を行った。しかし少年兵同志会は、慰霊祭における追念辞や黙祷のような「形式的」なもの以上のもの、つまり「名誉の宣揚」を求めるための活動を続けた⁴⁰²。具体的には国家が少年兵参戦者を国家有功者として認めることであって、同志会は国家有功者法の改正を促すため国会、行政への質問状や陳情書の提出など多岐にわたる活動を始めた。その努力は、2008年

⁴⁰⁰ 전성현 「일제말기 경남지역 근로보국대와 국내노무동원—학생 노동력 동원을 중심으로」 『역사와 경계』 95권、2015년、171-174쪽。

⁴⁰¹ 「学徒護国隊組織要綱」 『京郷新聞』 1949年1月23日付。

⁴⁰² 「사설-‘6·25참전소년병’ 礼遇 마땅하다」 『매일신문』 2001년6월6日付。

国会における「参戦有功者等礼遇に関する法律」の改正案の承認と、国防部と国家報勲処における少年兵の実態調査と兵籍の確認の形で結ばれた。そして国防部軍史編纂研究所から『6・25戦争少年兵研究』という研究書が出版された。ところが、国家有功者としての承認ではなかったため、同志会は法律改正の要求をあきらめ、補償の要求へと旋回した。少年兵同志会は徴兵適齢未満の未成年者に対する強制的な召集が人権の侵害に当たるとし、2014年に憲法裁判所に対して憲法訴願審判を請求した。ところが、この請求は請求期間を過ぎた事案であったため却下された。

約20年にわたる少年兵同志会の活動において、少年兵参戦者たちは三つの特徴をみせていた。それは参戦勇士としての性格、国家の承認という限定的資源を競う競争者としての性格、子どもに対する戦争動員の被害者としての性格である。同志会の活動を通して、国家は少年兵の参戦勇士としての性格だけを認めたことが確認できた。また少年兵参戦者たちも三つの特徴を見せてはいたが、参戦勇士としてのアイデンティティを強く持っていたためか、子どもの戦争動員の問題を普遍的な問題として認識して活動領域を拡張することはなかったことが限界ともいえる。

第4章では、学生・少年の参戦を題材とする三つの記念館－学徒義勇軍戦勝記念館、太白学徒兵記念館、仁川学生6・25参戦館－と朝鮮戦争の公式記憶をつくる戦争記念館において、少年兵の参戦が語られる様子を検討した。韓国の公式記憶における「学徒義勇軍」と「少年志願兵」は、戦争記念館の展示で最も洗練された形で語られていた。しかし地方の記念館における、中央によって整えられていない展示からは、公式記憶に表れていない記憶が突如として登場し、亀裂をつくっていることを確認することができた。このような記念館の中で行われている記憶の形成は、展示の説明における「学徒兵」についての叙述を中心にみられ、さらに各記念館において複写と共有を通してなされる、当事者同士の相互確認の作業が、記念館という空間を媒介に行われることを検討した。

例えば、在日学徒義勇軍が出征時にそれぞれの決意を書き込んだ太極旗は、学徒義勇軍の総体を紹介する戦争記念館学徒義勇軍展示コーナーに展示されていた。これが学徒義勇軍戦勝記念館において壁面をすべて覆うような大きな複写として展示されているが、学徒義勇軍戦勝記念館では在日学徒義勇軍の紹介はなされていない。また、「祖国のために何をしたか」という老人の絵は大邱の洛東江戦勝記念館が原本を所蔵しているが、学徒義勇軍戦勝記念館と太白学徒兵記念館にそれぞれ複写本が存在している。両方とも展示において自発的な参戦を強調しているので、国家のために進み出ることを問うような絵そのものが記念館が発信し

たいメッセージとして機能しているだろう。また、「戦没学徒義勇兵へ」という献呈詩は学徒義勇軍戦勝記念館の敷地内にある戦没学徒忠魂塔の除幕時に添えられたものであるが、太白学徒兵記念館でも同じく紹介されていた。ただ太白学徒兵記念館では「戦没学徒兵へ」とタイトルが変えられており、正規軍としての服務期間が長かった太白学徒兵を意識した命名ではなかったかと推測される。

第5章では、志願参戦した学生の義勇兵を中心とした公式記憶の場に、1990年代以後登場した徴兵適齢未満の学生・少年の正規軍としての参戦、強制的徴集、長期服務といった少年兵という対抗記憶が登場し、それが再び公式記憶に吸収されていく2010年代の韓国の少年兵記念を捉えた。具体的には、二編の「学徒兵」映画—2010年に公開された『戦火の中へ』と2019年に公開された『長沙里9・15』—を通して記念の場に対する国家の統合作業が行われつつ、同時期に映画によって集合記憶の創出と整理がなされる様子とその意味を検討した。どちらの映画も、学徒義勇軍や少年志願兵という公式的な用語でもなく、子どもの戦争動員の観点を表すような少年兵という用語も用いない。朝鮮戦争当時から使われていた学徒兵というもっとも大衆的な用語を用いたことが特徴であった。

二編の映画とも、学徒兵の存在が知らされるきっかけになった浦項女子中学戦闘と長沙上陸作戦を素材に選んだ。ところで、学徒義勇軍の場合、後方の任務に当たったのが約25万といわれ、前方で直接戦闘に参加したのが約2万5千といわれる。学徒兵映画は、学徒兵の代表的なイメージを戦闘員として固めているように見受けられる。さらにその学徒兵を代表する人物像は真面目で上官の命令によく従い、家族思いと仲間思いのある人として設定され、対立する人物さえ協力へと導く。そのような学徒兵が戦う相手は人民軍ではあるが、『戦火の中へ』では人民軍将校でさえ上部の命令に疑問を抱いているように描かれ、間接的に北に対する南の体制的優位を主張している。学徒兵映画は、戦争によって破壊される価値と人間関係に注目しているようにみえるが、究極的には学徒兵の英雄的な献身を強調することで、彼らを記念することに忠実である。

韓国社会の少年兵記念は、戦争勃発後約50年以上が経った時点で注目され、60年が過ぎた時点で多様な方式で記念されることになった。国家の公式的な記憶の形成と個人による補充的・対抗的記憶形成が同時期に起こったため興味深い点も多くみられた。記念館という空間において、中央と地方、個人の少年兵に対する記憶がぎこちなく共存した。時に、少年兵参戦者個人と団体の活動が国家の思惑と正面からぶつかることもあった。また、大衆的な記念は徐々に国家の追求する戦争英雄的イメージを少年兵に与えた。しかしこのような韓国社

会の少年兵記念は、徴兵適齢未満の子どもの戦争動員問題には正面から向き合うことがなかったという限界があったといえる。

以上のように本論文は、朝鮮戦争参戦少年兵の動員の实態と現代において再現される記念について、戦友会の活動、記念館、映画を通して検討した。ベネディクト・アンダーソンが挙げた「無名戦士の墓と碑」の例のように、少年兵に対する記憶の再現は、具体的な名前が呼ばれることはないがために、国民国家的思想を強化する結果となった。記念館と映画において「国民的想像力」が働き、記憶を継承する人々は、学徒兵という名の無名戦士としての一体感を味わう。しかし、むしろ少年兵と同じ年齢帯の若い世代に向かってのメッセージは、映画でみられたように、国家の危機や家族と友人を護るために、立ち上がることを求めている。結果的に、戦争の記憶は、学徒兵を媒介に日常で繰り返される記念のナラティブと行為を通して戦争動員の規律だけが繰り返され、現在においても戦争を終わらせない方向に向かわせている。

最後に、本論文が朝鮮戦争参戦少年兵の实態と記念を考察する中で浮き彫りになった課題を検討したい。

第一に、今回の研究において十分に活用できなかった資料—とりわけ1次資料—の中身にさらに踏み込み、分析を深めることである。とりわけ少年兵参戦者が刊行した回顧録については、本論文において引用はしたものの、その内容を具体的に分析できなかった。国家の記憶が選別的に取り上げた記憶を超えて、参戦者が直接想起した記憶資料をもって、記憶の当事者の声を拾いたい。

第二に、第4章で調査対象とした4つの記念館を、一つずつ丁寧に分析することである。今回の研究においては少年兵の記念の語られ方に共通する点を列挙したが、記念館は設立に際してそれぞれ設立主体と地域社会との関係が考慮され、一つの空間の中で記憶のナラティブが作られたと考えられる。今後の研究においては、この点を考慮し、一つの記念館における記憶の選別と忘却、記念される対象の語られ方を丁寧に検討したい。

第三に、記念館と映画によって発せられる少年兵の記憶について、それを受け取る側としての記念館の訪問者と映画の観覧客の反応をまとめて分析する後続研究が必要である。記憶は形成されることに終わらず、記憶に対して共感して受け入れ、あるいは否定し、対抗するという反応があって完成されるためと考えられる。

第四に、少女兵の記憶と記念まで視野に入れて検討ができなかったことは、本論文がこれまで語られず、忘れられた記憶に注目していただけに大きな限界と言える。

最後に、記憶としての少年兵を検討するにおいて、国際社会の人権問題としての子ども兵の脈絡を世界史の脈絡で提示したものの、子ども兵そのものに関わる国家と国際社会の権力の問題を深く追求できなかった。この課題についても、現代に続く国民国家の問題、戦争と暴力の専有、年齢の問題という脈絡を深く掘り下げて作業を続けたい。

参考文献

1. 一次資料

百科事典・辞書

Merriam-Webster Dictionary (www.merriam-webster.com/dictionary/)

韓国民族文化大百科事典 (encykorea.aks.ac.kr)

映像資料

NHK アニメドキュメント 『あの日、僕らは戦場で—少年兵の告白』 (2015年8月11日放送)

『포화 속으로』 (2010年)

『장사리: 잊혀진 영웅들』 (2019年)

BBC TWO 『Teenage Tommies』 (2014年11月11日放送)

条約・法律・国際機構文書

国連児童基金著、平野雄二・日本ユニセフ協会広報室訳 『世界子供白書2005～危機に晒される子どもたち～』 日本ユニセフ協会、2005年。

League of Nations General Assembly, *Declaration of the Rights of the Child*, November 1924.

Graça Machel, “*IMPACT OF ARMED CONFLICT ON CHILDREN*”, UN Doc. A/51/306, 1996.

United Nations General Assembly, *Declaration of the Rights of the Child*, November 1959.

United Nations General Assembly, *Convention on the Rights of the Child*, November 1989.

United Nations General Assembly, *Optional Protocol on the Involvement of Children in Armed Conflict*, May 2002.

UN Children's Fund (UNICEF), *The Paris Principles. Principles and Guidelines on Children Associated With Armed Forces or Armed Groups*, February 2007.

行政関係資料

(1) 朝鮮総督府

『朝鮮総督府官報』

(2) 韓国政府

『국회본회의의사록』

『대한민국 관보』

『대통령이승만박사담화집』

『노태우대통령연설문집』

新聞

(1) ~1945年8月

『毎日申報』、『東亜日報』、『朝鮮日報』

(2) 1945年9月~現在

『東亜日報』、『民衆日報』、『京郷新聞』、『シニア日報』、『太白旌善インターネットニュース』、『仁川ニュース』、『嶺南日報』、『ハンギョレ新聞』、『毎日経済』、『朝鮮日報』、『韓国族譜新聞』、『ソウル新聞』、『世界日報』、『Daily NK』、『オーマイニュース』、『連合ニュース』、『傷痍軍警時報』、『中央日報』、『毎日新聞』

オンライン資料

(1) 日本語

日本国外務省 (www.mofa.go.jp)

(2) 韓国語

国家記録院 (<http://theme.archives.go.kr>)

国家法令情報センター (www.law.go.kr)

江原道旅行 (www.gangwon.to)

洛東江戦勝記念館 (www.nakdongwar.or.kr)

大韓民国外交部 (www.mofa.go.kr)

韓国憲法裁判所 (www.ccourt.go.kr)

韓国国防広報院 (www.dema.mil.kr)

韓国国家報勲処 (www.mpva.go.kr)

韓国映画データベース (www.kmdb.or.kr)

行政安全部大統領記録館 (<https://www.pa.go.kr>)

国務調停室・国務総理秘書室 (<https://www.opm.go.kr>)

(3) 英語

Australian War Memorial (www.awm.gov.au)

BBC (www.bbc.co.uk)

Commonwealth War Graves Commission (www.cwgc.org)

Imperial War Museum (www.iwm.org.uk)

UNICEF (www.unicef.org)

現地調査

仁川学生6・25参戦館 (韓国仁川、2019年12月9日訪問)

学徒義勇軍戦勝記念館 (韓国浦項、2017年2月23日、2019年12月10日訪問)

戦争記念館 (韓国ソウル、2019年12月13日訪問)

太白学徒兵記念館 (韓国太白、2019年12月11日訪問)

帝国戦争博物館 (英国ロンドン、2017年1月2日訪問)

ひめゆり平和記念資料館 (日本沖縄、2017年8月21日訪問)

平和記念資料館 (日本広島、2019年8月8日訪問)

インタビュー収録

チョン・ヒョミョン氏 (韓国麗水、2017年8月収録)

ユン・ハンス氏 (韓国大邱、2017年2月収録)

雑誌記事

『文化朝鮮』

2. 二次資料

単行本

(1) 日本語

阿部浩己『国際人権を生きる』東京：信山社、2014年。

天野知恵子『子どもたちのフランス近現代史』東京：山川出版社、2013年。

池田浩士『ボランティアとファシズム—自発性と社会貢献の近現代史』京都：人文書院、2019年。

石田雄『記憶と忘却の政治学』東京：明石書店、2000年。

板垣竜太、鄭智泳、岩崎稔編『東アジアの記憶の場』東京：河出書房新社、2011年。

岩崎稔・大川正彦・中野敏男・李孝徳『継続する植民地主義 ジェンダー／民族／人種／階級』東京：青弓社、2005年。

大田昌秀『沖縄 鉄血勤皇隊』高文研、2017年。

岡部浩史『フランス第三共和政期の子どもと社会—統治権力としての児童保護』昭和堂、2017年。

金東椿著、金美恵他訳『朝鮮戦争の社会史：避難・占領・虐殺』東京：平凡社、2008年。

共同訳聖書実行委員会編『聖書：新共同訳』東京：日本聖書協会、1988年。

斉藤利彦『国民義勇戦闘隊と学徒隊—隠蔽された「一億総特攻」』朝日新書、2021年

高橋哲哉『国家と犠牲』東京、日本放送出版協会、2005年。

津田博史『戦争の記憶とイギリス帝国—オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム—』東京：刀水書房、2012年。

西川長夫『「新」植民地主義論：グローバル化時代の植民地主義を問う』東京：平凡社、2006年。

富山一郎『増補 戦場の記憶』東京：日本経済評論社、2006年。

朴明林『戦争と平和：朝鮮半島1950』東京：社会評論社、2009年。

ピエール・ノラ編、谷川稔監訳『記憶の場—フランス国民意識の文化＝社会史 1 対立』東京：岩波書店、2002年。

藤本ひとみ『ジャンヌ・ダルクの生涯』東京：講談社、2001年。

ブルース・カミングス著、鄭敬謨、林哲、加地永都子訳『朝鮮戦争の起源—解放と南北分断体制の出現、1945年—1947年』東京：明石書店、2012年。

——『朝鮮戦争の起源—「革命的」内戦とアメリカの覇権、1947年—1950年』上・下、東

京：明石書店、2012年。

ベネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳『想像の共同体—ナショナリズムの期限と流行』東京：書籍工房早山、2007年。

マックス・ヴェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』東京：岩波書店、2020年。

三品彰英の『新羅花郎の研究』三省堂、1943。

森靖夫『「国家総動員」の時代：比較の視座から』名古屋：名古屋大学出版会、2020年。

平井正『ヒトラー・ユーゲント：青年運動から戦闘組織へ』中公新書、2001年。

ルナン他著、鶴飼哲他訳『国民とは何か』東京：インスクリプト、1997年。

和田春樹『朝鮮戦争』東京：岩波書店、1995年。

————『朝鮮戦争全史』東京：岩波書店、2002年。

(2) 韓国語

경상남도하동교육지원청『화개장터를 아시나요』하동: 화인, 2015년.

국가보훈처『보훈 50년사 1961-2011』국가보훈처, 2011년

국방부군사편찬연구소『6·25전쟁 소년병 연구』서울: 국방부군사편찬연구소, 2011년.

————『6·25전쟁 학도의용군 연구』서울: 국방부군사편찬연구소, 2012년.

————『6·25전쟁 학도의용군연구 자료집』서울:

국방부군사편찬연구소, 2012년.

————『한국전쟁사의 새로운 연구』서울: 국방부군사편찬연구소, 2001년.

국방부정훈국『정훈대계I』서울: 국방부정훈국, 1956.

권명아『식민지 이후를 사유하다: 탈식민화와 재식민화의 경계』서울: 책세상, 2009.

김동춘『전쟁과 사회: 우리에게 한국전쟁은 무엇이었나?』서울: 돌베개, 2000년.

남상선『학도의용군』서울: 대한민국재향군인회, 1975년.

대한민국육군협회지상군연구소, 『민간단체 주관 6.25전쟁 참전 기념행사의 효율적 수행방안 연구』, 2016년.

마이클 웨셀스『IS가 만든 또다른 비극 소년병』파주: 세리프, 2015년.

박경석『서울학도의용군』서울: 서문당, 1995.

박명근『소년병의 일기』서울: 문학동네, 2008.

박명림『한국전쟁의 발발과 기원 1 - 결정과 발발』서울: 나남출판, 1996년.

————『한국전쟁의 발발과 기원 2 - 기원과 원인』서울: 나남출판, 1996년

박양호 『한국전쟁의 실상과 학도병이야기』 서울: 화남, 2009.

변은진 『파시즘적 근대체험과 조선민중의 현실인식』 서울: 선인, 2013.

웅진학도유격부대전우회 『학도유격부대 전사』 명성출판사, 1992.

육군본부군사연구실 『한국전쟁시 학도의용군』 서울: 육군본부, 1994.

6·25참전소년지원병중앙회 『6·25참전소년병[언론보도 1996~2012]』 6·25참전소년지원병중앙회, 2013. [비매품]

임종철 『학도병은 살아있다』 대동문화, 2006.

전쟁기업사업회 『전쟁기념관건립사』 서울: 전쟁기념사업회, 1997.

전진성, 이재원 편 『기억과 전쟁: 미화와 추모 사이에서』 서울: 휴머니스트, 2009년.

정근식 편 『전쟁기억과 기념의 문화정치: 남북한과 미국 중국의 전쟁기념관 연구』 진인진, 2016년.

정병준 『한국전쟁: 38선 충돌과 전쟁의 형성』 파주: 돌베개, 2006년.

조성환 등 『대한민국 국방사』 서울: 대한민국역사박물관, 2017년.

재일학도의용군동지회 (편) 『재일동포 6·25전쟁 참전사』 서울: 재일학도의용군동지회, 2002년.

(3) 英語

Ashplant, T.G., Graham Dawson and Michael Roper, ed. *The politics of war memory and commemoration*. London: Routledge, 2000.

Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London; New York: Verso, 1991.

Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1981.

————— *The Origins of the Korean War: The Roaring of the Cataract 1947-1950*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1990.

Child Soldiers International. *Louder than words: An agenda for action to end state use of child soldiers*. Oxford, 2017.

Doss, Erika. *Memorial mania: public feeling in America*. Chicago: University of Chicago Press, 2012.

Halbwachs, Maurice. *On Collective Memory*. edited and translated by Lewis A. Coser, Chicago: University of Chicago Press, 1992.

Huysen, Andreas. *Twilight memories: marking time in a culture of amnesia*. New York:

Routledge, 1995.

Kucherenko, Olga. *Little Soldiers: How Soviet Children Went to War, 1941-1945*. Oxford

University Press, 2011.

Moon, Seungsook. *Militarized modernity and gendered citizenship in South Korea*. Durham, NC:

Duke University Press, 2005.

van Emden, Richard. *Boy Soldiers of the Great War*. London: Headline Book Publishing, 2005.

論文（雑誌論文、単行本収録）

（1）日本語

天野知恵子「第一次世界大戦とフランスの子どもたち」『愛知県立大学外国語学部紀要』第42巻、2010年、51-71頁。

安昭炫「朝鮮戦争期青少年の軍事動員—記憶の政治と植民地主義の継続の観点から—」『社会科学』第49巻第4号、2020年、255-282頁。

——「朝鮮戦争参戦少年兵のアイデンティティ—1990年代以降の補償交渉と記録の分析から—」『同志社グローバル・スタディーズ』第11号、2020年、1-24頁。

安藤貴世「国際法の視点からみた人間の安全保障—子ども兵士の問題を例に—」『危機管理学研究』第4巻、2020年、114-119頁。

市川虎彦「地域の記憶と戦争博物館」『松山大学論集』第17巻第4号、2005年、43-65頁。

榎英一、兼清順子「博物館学と平和学の融合の試み—新聞を教材とした授業実践紹介—」『立命館平和研究』第11号、2010年、63-70頁。

小野圭司「紛争概論—少年兵問題の観点から—」『目で見るWHO』第56号、2015年、5-9頁。

勝間靖「武力紛争の影響を受けた子どもの安全保障をめぐる国際的な取り組み」『アジア太平洋研究』第17号、2011年、119-128頁。

中神洋子「子ども兵をめぐる諸問題を通しての一考察—子どもたちに未来はあるのか—」『同朋福祉』第15号、2008年、83-124頁。

戸田博史「第二次世界大戦下のヒトラー・ユーゲント」『北海道大学教育学部紀要』第68号、1995年、289-293頁。

（2）韓国語

구자준「영화 <1987>과 기억의 정치」『제9회 한국학학술대회』2018, 1-9.

김동춘「시민권과 시민성: 국가, 민족, 가족을 넘어서」『서강인문논총』37, 2013, 5-46.

- 김명식 「한국 전쟁박물관의 전시학 특성에 관한 연구」 『한국실내디자인학회논문집』 28(3), 2019, 118-27.
- 김상미 「전쟁기념관 전시와 교육에 나타난 ‘기억’의 문화정치학-안보와 평화교육의 공존가능성의 모색을 중심으로-」 『인문과학』 52, 2014, 151-175.
- 김수진 「87년체제 역사적 진화과정의 비판적 성찰」 『의정연구』 23, 2017, 5-35.
- 김명섭 「전쟁명명의 정치학 : "아시아-태평양전쟁"과 "6·25전쟁"」 『한국정치외교사논총』 30(2), 2005, 71-98.
- 김미경 「기억의 전환, 저항 그리고 타협 : 광주 5.18 민주묘역과 히로시마평화자료관을 둘러싼 기억담론의 분석」 『전남대학교 세계한상문화연구단 국내학술회의』 2008, 38-72.
- 김상미, 「전쟁기념관 전시와 교육에 나타난 ‘기억’의 문화정치학 -안보와 평화교육의 공존가능성의 모색을 중심으로-」 『인문과학』 52권, 2014년, 154쪽.
- 김상훈 「한국전쟁기 서울의 학생과 학교」 『서울과 역사』 102, 2019, 123-77.
- 김청강 「국가를 위해 죽을 ‘권리’: 병역법과 ‘성스러운’ 국민 만들기(1927-1971)」 『법과사회』 51, 2016, 251-80.
- 김학재 「한국전쟁 전후 민간인학살과 20세기의 내전」 『아세아연구』 53(4), 2010, 82-118.
- 김현영 「병역의무와 근대적 국민정체성의 성별정치학」 이화여자대학교석사학위논문, 2001.
- 김형곤 「한국전쟁의 공식기억과 전쟁기념관」 『한국언론정보학보』 40, 2007, 192-220.
- 권자경 「한국전쟁-전후복구와 자원동원 -국방분야 인적자원추출제도의 형성과 제도화-」 『한국거버넌스학보』 18(2), 2011, 275-301.
- 권형진 「나치정권의 소년들에 대한 통제 -히틀러 유겐트를 중심으로-」 『대구사학』 89, 2007, 257-290.
- 류시현 「태평양전쟁 시기 학병의 ‘감성동원’과 분노의 기억」 『호남문화연구』 52, 2012, 99-136.
- 류주경 「용산 전쟁기념관 전쟁역사실 전시에 대한 비판적 고찰 : 전시에 반영된 내셔널리즘에 대한 검토를 중심으로」 서울교육대학교석사학위논문, 2016년.
- 린 스피لمان 「언제 집단기억이 지속되는가」 제프리 올릭 편, 최호근, 민유기, 윤영휘 역 『국가와 기억: 국민국가적 관점에서 본 집단기억의 연속·갈등·변화』 민주화운동기념사업회, 2006년, 199쪽. (Lyn Spillman, When Do Collective Memories Last?: Fondling Moments in the United States and Australia, Jeffrey K. Olick ed, *States of Memory: Continuities, Conflicts, and Transformations in National Retrospection*, Duke University Press, 2003, pp. 161-192.)

- 무라카미 도시후미 「전쟁박물관과 평화박물관」 동북아역사재단 편 『일본의 전쟁기억과 평화기념관 I』 동북아역사재단, 2009년.
- 박동찬 「소년지원병의 참전과 활동」 『국가수호정신』 1(2005), 91-130.
- 손경호 「6·25전쟁기 인천지구 학도의용군의 조직과 활동」 『군사』 87, 2013, 25-51.
- 손규석 「학도의용군 활동유형 분석」 『한국전쟁사의 새로운 연구』 2권, 국방부군사편찬연구소, 2002년.
- 손정훈 「전쟁기념관을 통한 기억의 재현*-프랑스의 1차 대전 기념관 사례 연구」 『불어문화권연구』 23, 2010, 199-226.
- 연정은 「감시에서 동원으로, 동원에서 규율로 -1950년대 학도호국단을 중심으로-」 『역사연구』 14, 2004, 199-253.
- 오일환, 정경환 「전남지역 학도병의 의의와 호국정신 함양」 『통일전략』 17권4호, 2017년, 137-168쪽.
- 유영옥 「'6.25참전 소년지원병'의 국가유공자로서의 당위성」 『한국보훈논총』 5, 2006, 9-53.
- 유철 「일제강점기 皇國臣民 교화를 위한 '身體'論 - 國語讀本, 體操, 唱歌, 戰時歌謠를 중심으로-」 전남대학교박사학위논문, 2015.
- 이내주 「재일학도의용군의 참전과 활동」 『나라사랑 국가수호정신』 1, 2005년, 47-90頁.
- 이명자 「전쟁 경험의 재구성을 통한 국가 만들기- 역사/다큐멘터리/기억-」 『통일문제연구』 23(2), 2011, 1-35쪽.
- 이민영 「식민사회의 기억과 국민국가의 기획」 『한국현대문학연구』 52, 2017, 363-396쪽.
- 이상석 「6.25전쟁 기념공간에 나타난 기념적 표현」 『한국전통조경학회지』 28권, 2010년, 98-108쪽.
- 이재원 「아이들의 전쟁? -1차 대전 시기 '소년병(enfant soldat)'의 신화와 실제」 『서양사학연구』 37, 2015, 91-115쪽.
- 이화진 「'극장국가'로서 제1공화국과 기념의 균열」 전진성, 이재원 편 『기억과 전쟁: 미화와 추모 사이에서』 휴머니스트, 2009년.
- 임영언 「재일코리안 청년학도의용군의 6.25 전쟁 참전 고찰」 『한국일본어문학회 학술발표대회논문집』 2015, 322-326쪽.
- 전성현 「일제말기 경남지역 근로보국대와 국내노무동원 - 학생 노동력 동원을 중심으로」 『역사와 경계』 95, 2015, 169-206쪽.
- 전희진, 박광형 「역사적 기억의 덧쓰기(palimpsest)에 대한 국면사적 접근」 『문화와 정치』 3(1),

1-25쪽.

- 정병기 「한국전쟁 영화에 나타난 국가관과 전쟁관 : <포화 속으로>와 <고지전>을 중심으로」 『국제정치논총』 53(4), 2013, 433-461.
- 정영권 「한국 전쟁영화에서 남성성의 문제: <포화 속으로>와 <고지전>을 중심으로」 『영화연구』 60권, 2014년, 151-177쪽.
- 정종현 「국민국가와 '화랑도' -애국개몽기~대한민국 건국기의 '화랑' 담론과 활용양상을 중심으로-」 『정신문화연구』 26(4), 2006, 179-206.
- 정호기 「기념관 건립운동의 변화와 동학」 『경제와 사회』 65, 2005, 226-250쪽.
- 「전쟁박물관에 재현된 사람들 - 한국전쟁을 중심으로」 『경제와 사회』 102, 2014, 47-73쪽.
- 「한국의 전쟁기억과 전쟁박물관들의 형성」 정근식 편 『전쟁기억과 기념의 문화정치: 남북한과 미국 중국의 전쟁기념관 연구』 진인진, 2016년.
- 「전쟁상흔의 사회적 치유를 위한 시선의 전환과 공간의 변화: 한국에서의 전쟁기념물을 중심으로」 전진성, 이재원 편 『기억과 전쟁: 미화와 추모 사이에서』 서울: 휴머니스트, 2009년.
- 주동진 「제3제국의 정책이념과 체육교육」 『인문연구』 64호, 2012년, 237-360쪽.
- 최규진 「학교를 덮친 '전시체제', 동원되는 학생」 『내일을 여는 역사』 50호, 2013, 276-312쪽.
- 최영진 「한국적 전쟁영웅의 탄생과 시대적 변화」 조성환 등 『대한민국 국방사』 대한민국역사박물관, 2017년.
- 최지현 「학병(學兵)의 기억과 국가 - 1940년대 학병의 좌담회와 수기를 중심으로」 『한국문학연구』 32, 2007, 459-486쪽.
- 태지호, 황인성 「영화에서 드러나는 한국전쟁에 대한 집단기억과 대중기억 만들기 - <태극기 휘날리며>, <웰컴 투 동막골>, <포화 속으로>, 그리고 <고지전> 사례분석을 중심으로」 『한국언론학보』 58(6), 2014, 279-301쪽.

(3) 英語

- Allen, Matthew J. and Annie Bryan. "Remembering the 2005 London bombings: Media, memory, commemoration," *Memory Studies*, 4(3), 2011, 263-68.
- Azarmandi, Mahdis. "Colonial Continuities," *Peace Review*, 28(2), 2016, 158-64.
- McCartney, Helen B., "The First World War soldier and his contemporary image in Britain,"

- International Affairs*, 90(2), 2014, 299-315.
- Choi, Suhi. "Mythologizing Memories: A Critique of the Utah Korean War Memorial," *The Public Historian*, 34(1), 2012, pp. 61-82.
- Chung, Anastacia. "Colonial continuities and impossible attempts: Critical engagements in development," *Progress in Development Studies*, 15(2), 2015, 186-96.
- Cook, Tim. "He was determined to go": Underage Soldiers in the Canadian Expeditionary Force, *Historie Sociale*, 41(81), 2008, 41-74.
- Coundouriotis, Eleni. "The Child Soldier Narrative and the Problem of Arrested Historicization," *Journal of Human Rights*, 9(2), 2010, 191-206.
- Doss, Erika. "War, memory, and the public mediation of affect: The National World War II Memorial and American imperialism," *Memory Studies*, 1(2), 2008, 227-50.
- Galway, Elizabeth A., "Competing Representations of Boy Soldiers in WWI Children's Literature," *Peace Review*, 24(3), 2012, 298-304.
- Im, Chong-myong. "The Korean National Defense Student Defense Corps and the Manufacturing of Warrior-type Students in Its Incipient Days," *International Journal of Korean History*, 17(1), 2012, 141-69.
- Macmillan, Lorraine. "The Child Soldier in North-South Relations," *International Political Sociology*, 3(1), 2009, 36-52.
- Mastey, David. "The relative innocence of child soldiers," *Journal of Commonwealth Literature*, 54(3), 2019, 352-66.
- Reynolds, Kimberly. "Words about War for Boys: Representations of Soldiers and Conflict in Writing for Children before World War I," *Children's Literature Association Quarterly*, 34(3), 2009,
- Rosen, David M. "Child Soldiers, International Humanitarian Law, and the Globalization of Childhood," *American Anthropologist*, 109(2), 2007, 296-306.
- Schuman, Howard, Hiroko Akiyama, and Barbel Knauper, "Collective Memories of Germans and Japanese about the First Half Century," *Memory*, 6, 1998, 427-54.
- Schwartz, Barry, Todd Bayma. "Commemoration and the Politics of Recognition: The Korean War Veterans Memorial," *American Behavioral Scientist*, 42(6), 1999, 946-67.
- Scott, Joan. "The Evidence of Experience," *Critical Inquiry*, 17(Summer), 1991, 773-97.
- Katrina Lee-Koo, "Horror and Hope: (re)presenting militarized children in global North- South

- relations,” *Third World Quarterly*, 32(4), 2011, 725-42.
- Stanczyk, Ewa. “Heroes, Victims, Role Models: Representing the Child Soldiers of the Warsaw Uprising,” *Slavic Review*, 74(4), 2015, 738-59.
- Stephens, John. “Memory, commemoration and the meaning of a suburban war memorial,” *Journal of Material Culture*, 12(3), 2007, 241-61.
- Stern, Paul C. “Why Do People Sacrifice for Their Nations?” *Political Psychology*, 16(2), 1995, 217-35.

学位論文

- 安昭炫 「朝鮮戦争における少年兵問題」 同志社大学修士論文、2018年。
- 田中治彦 「少年団運動の成立と展開に関する研究」 九州大学博士学位論文、1996年。
- 西中研二 「薩摩兵児二才と新羅花郎道の比較研究」 筑波大学博士学位論文、2013年。
- 김엘리 「여군의 출현과 젠더질서의 교란: 여성장교의 군인되기를 중심으로」 이화여자대학교박사학위논문, 2012년。
- 이지선 「한국전쟁에 관한 역사교과서 서술 분석-공식 기억의 변화 과정을 중심으로 -」 성균관대학교석사학위논문, 2013년。
- 전희경 「젠더-나이체제와 여성의 나이」 이화여자대학교박사학위논문, 2012년。
- 조영일 「학병서사 연구」 서강대학교박사학위논문, 2015년。
- 최영욱 「해방 이후 학병(學兵) 서사 연구 - 학병의 '기억'과 '정체성'을 중심으로 -」 연세대학교석사학위논문, 2009년。

その他

- 통일한국 「어린 학생들의 장렬한 전사—학도의용군전승기념관」 『통일한국』 26권6호, 2008년, 97-99쪽
- 통일한국 「태백중학교 학생들의 병영일기—학도병기념관」 『통일한국』 2007년。
- 한국방위산업진흥회 「전쟁기념관6·25전쟁실 리모델링 재개관」 『국방과 기술』 398호, 2012년, 20-21쪽。
- 북한연구소 「어린학생들의 장렬한 전사—학도병기념관」 『북한』 423호, 2007년, 14-16쪽。
- ハ・ミョンユン 「国家有功者と報勳」 『法務士』 第8巻, 2006年, 60-72頁
- シム・サンウン 「李明博大統領とハンナラ党は‘5・18民主化有功者’は知っているも6・25参戦少年兵は知らないのか」 『韓国論壇』 6月号, 2008年, 138-143頁。

張聖坤「休校中非常召集一集団入隊」『韓国論壇』7月号、2007年、89－92頁。

邊徳仁「一週間もあれば帰ってこれるらしい」という永遠の別れ」『韓国論壇』7月号、2007年、78－86頁。